





を何時と知らねば慕ひ奉らずてはあらじとなり。何時と明かに知りたらば、或は歎かずあらむが、何時と知らねば歎かずてはえあらじとなり。

挽歌

○ これは既にいへる如く、卷第一卷第二を通じて一とし、これを三に分類せるうちの一にして、雜歌相聞に對する部類の一なり。挽歌といふことは崔豹の古今注に「薤露蒿里並喪歌也、出田横門人。横自殺、門人傷之爲之悲歌。言人命如薤上之露、易晞滅也。亦謂人死、魂歸蒿里、故有二章……至孝武時、李延年乃分爲二曲。薤露送王公貴人、蒿里送士大夫庶人。使挽柩者歌之、世呼爲挽歌」とあり。又晋書樂志に「挽歌出于漢武帝役人之勞、歌聲哀切、遂以爲送終之禮」と見え、その歌聲の哀惋なるにより、柩を挽く時の歌とせしより、挽歌の名出で、その後を目的としてつくりたる歌あるに至れりとおほゆ。さるは文心雕龍の注に引ける文章志に「繆襲字熙伯、作魏鼓吹曲及挽歌」とあり、文選には詩の類別中に「挽歌」の目を立て、それらの詩を「挽歌詩」といへり。而して又往々これを挽詩ともいへり。

以上の如く挽歌といふ名目はもと柩を挽く時の歌の義なりしが、後には汎く喪儀に用ゐる歌の義となり、更に變じて死者を哭する詩の一體となりしものと見ゆるが、本集の用例を見れば、また喪歌の義にあらずして、支那の所謂挽歌詩の義に近く、なほそれよりも更に汎く後世の歌集に所謂哀傷の歌といふに似たる用をなせるものなり。

次にこれのよみ方なるが、これを「カナシミウタ」とよむべしとする説あれど、これも如何なれば音にてよむをよしとするが、それも吳音ならば、挽は古來の慣例によりて「メン」とよむべきなるが、今は普通「バンカ」といへば、それにて可なるべし。

○ なほ本書目録の挽歌の下に「竹林樂」の文字を記載せることにつきての説は卷一のはじめにいひたれば、今贅せず。

後岡本宮御宇天皇代 天豐財重日足姬天皇

○ この事卷一にいへるにおなじ。齊明天皇の御宇の歌をあけたるなり。委しきは卷一の同じ天皇御宇の條を見るべし。

有馬皇子自傷結松枝歌二首

○ 有馬皇子 孝德天皇の皇子にして、御母は阿倍倉梯麻呂大臣の女小足媛なり。齊明天皇の御代に不軌を謀り、陽りて紀伊の牟婁の温湯に病を療せむとして往き、歸り來りて國の體勢を讃めて、天皇の志を動し奉りて、かの地に行幸をすすめ奉りしかば、同四年十月十五日に彼地に行幸ありしが、その留守に乘じて不軌を企てしが、事露はれて十一月五日に捉へられ、九日に紀の温湯の行宮に送られ、中大兄皇太子の訊問あり、同十一日護送せられ、藤白坂にて死に處せられたまひぬ。御年十九。

萬葉集講義卷第二(一四〇)  
齊明天皇十四年、有馬皇子、自傷謀反、被日、天皇誅之、吾全不解、  
永青明記卷十四、有馬皇子、自傷謀反、被日、天皇誅之、吾全不解、



○自傷 自ら傷しむことなり。史記蘇秦傳に「出游數歲大困而歸。兄弟嫂妹妻妾竊皆笑之。蘇秦聞之而自傷。閉室不出」とある自傷の義なり。

○結松枝歌 こはかの謀反の事あらはれ牟婁の温湯の行宮に護送せらるる途中岩代の地を過ぎ、そこなる松を結びてよまれたる歌なるべし。松枝を結ぶことは卷一「一〇」の歌に略その旨を述べたり。なほ歌の下にいふ事あるべし。

(一四二) 磐白乃濱松之枝乎引結眞幸有者亦還見武

○磐白乃 これは卷一「一〇」の歌に「磐代之岡之草根乎去來結手名」といへる磐代の地にして、紀伊國の日高郡にありて牟婁温湯に赴く要路にあればかかる歌も生ぜしならむが、なほその卷一の歌に「君之齒母吾代毛知哉」といへる如くその地名に磐といふ語の存する爲に特にかかる場合にとりいでてよまれしならむ。さて卷一なるは草を結びしなるが、松の枝を結びし例は卷六「一〇四三」に「靈剋壽者不知松之枝結情者長等曾念卷二十四五〇一」に「夜知久佐能波奈波宇都呂布等伎波奈流麻都能左要太平和禮波牟須波奈」などあるが、さる事をなす意はその長く恙なからむことをいはひちぎりてのわざなり。

○濱松之枝乎 古寫本の中には「ハママツノエチ」とよめる本もあれど、多くの本に「ハママツガエチ」とよめるをよしとす。「濱松之枝」といふ語の例は卷一「三四」の歌にあり。

○引結 「ヒキムスビ」なり。卷一「一〇」なるは草を結びたるなるが、こは松が枝を結ぶなり。さ

「磐代之花はつらふ草根を去來結手名  
枝を結ば結ばハ(一四五)

れど、末を祝し、幸を祈ふ意にて行ふことは同じ。卷一「三四」なる「濱松之枝乃手向草」とあるは既にいへる如く幣にしてこことは意異なり。「濱松之枝」といふ語同じとても混同すべからず。

(六) 一〇三  
「眞幸有者」  
「マサキクアラバ」とよむ。舊本に「マサシクアラバ」又は「マコトサチアラバ」などありしを仙覺が改め訓みしなり。「マサキク」といふ語の假名書の例は卷十七「三九五八」に「麻佐吉久登比比底之物乎」卷二十四「三三一」に「麻佐吉久母波夜久伊多里」などあり。その「マサキク」は「サキク」といふ語に眞の義ある頭辭「マ」を添へたるものにして、「サキク」は幸の字の義なること卷一「三〇」の下にいへり。

「亦還見武」  
「マタカヘリミム」なり。卷三「二八八」に「吾命之眞幸有者亦毛將見志賀乃大津二縁流白浪」卷七「一八三」に「好去而亦還見六大夫乃手二卷持在鞆之浦回乎」卷九「一六六八」に「白崎者幸在待大船爾眞梶繁貫又將願」卷十三「三二四〇」に「樂浪乃志我能韓崎幸有者又反見」などいへるは、「マサキクアラバ」に對して「マタカヘリミム」といへる語の参考として見るべき例なり。又卷十一「三〇五六」に「妹門去過不得而草結風吹解勿又將願」といへるはその結びたる松之枝を「又かへりみむ」といへるに對しての参考とすべし。

○一首の意 我はこの磐代の松枝を引結びて、祈り願ふ事あり。我れ今事によりて嫌疑を受けたれど、其の事申しひらき相立ちて恙なくあらば、この結びたる松枝をかへりて再び見むと希ふとなり。







なれば、椎の葉に盛るなどはかなき事にもあらざりしならむと思はる。然れども、今有間皇子は謀反の嫌疑にて護送せられませば、その待遇は常の如くにあらざりしならむ。その旅中の實事を詠せられたれば、悲しく聞ゆるなり。從來この歌を古の旅の苦しきの例にひけるはこの歌の成れる由を顧みず又歌意を十分に味ばぬ粗漏より出でたるなり。

長忌寸意吉鷹見結松哀咽歌二首

○長忌寸意吉鷹 此の人は卷一五七の歌を詠せる長忌寸奥鷹と同じ人なるべきが、それは大寶二年の歌なれば、上の有間皇子の時よりは五十年許の後の世によめる歌なり。されば、こは上の歌に因みある歌なればとて編者の便宜上加へしものなるべくして、もとこの御代の歌にあらず。或は後人の加へしものならむも知られず。

○見結松哀咽歌二首 「結松」と題にありて、歌にも結松とよめるを見れば、かの有間皇子の結びたまひしその松枝が、後世に名高くなりて結松の名を生ぜしならむ。哀咽は、かなしみむせぶと訓すべきが、その熟字は文選の陸雲與載季甫書百三名家集に「重惟痛恨言増哀咽」などあり。二首の「二」の字木版本に脱せり。誤なること著しければ多くの古寫本によりて補へり。

(一四三)

磐代乃、岸之松枝、將結、人者反而復將見鴨

○岸之松枝 「キシノマツガエ」とよむ。この松につきては上に濱松といひ、ここに岸といひ次に

野中とよめるを見れば、磐代の松とは、海邊の野の岸にある松なりしこと想ひやらる。さてこの下に「ヲ格助詞の存すべき場合なり。

○將結 板本「ムスビケム」とあり。古寫本には「ムスビタル」とあるもあれど、將字を「タル」とよまむ由なければ、從ひ難し。「將」字は「ム」の意の字なるを之を「ケム」とよめるは事實に基づきてよめるなり。さてこの「ケム」は連體格にして直ちに下の「人」につづくべきものなり。

○人者反而 「ヒトハカヘリテ」とよむ。「人」とはこの松を結びけむ人にして有馬皇子をさすなり。「カヘリテ」とは皇子の御歌に「マタカヘリミム」といはれたる如く、恙なくてかへり見けむかといふ意をあらはさむとていへるなり。

○復將見鴨 「マタミケムカモ」とよめり。「將」を「ケム」とよむは上におなじ。「カモ」は疑の「カ」に「モ」を添へたるにて、上の歌「三四」に「吾袂振乎妹見監鴨」におなじ。但し、これは表に疑ひ實はその事の無かりしことをいへるなれば、反語たるなり。

○一首の意 有間皇子が、この磐代の松枝を引結びて、まさきくあらば、またかへりみむと仰せられしが、その當人たる有間皇子は果して願ひの如く無事にて再び之をみたまひけむか如何に。否々さる事はなくして皇子は露ときえうせ給ひしが、松は昔のままに今に存して當時の悲惨事を語るに似たり。今まのあたりこの結松を見て之を思へば、哀傷の念に堪へぬよとなり。

(一四四)

磐代乃、野中爾立有結松、情毛不解、古所念

未詳



○野中爾立有 舊本「ノナカニタテル」とよめり。このよみ方誤れりといふにあらねど、野は古く「ヌ」なりしこと既にいへる如くなれば、「ヌナカニ」とよむべきものなり。磐代の野とあるにて、その地は海岸にて稍廣き地なるを考ふべし。

○結松 この事上にいへり。

○情毛不解 「ココロモトケズ」とよむ。「結松に對して「トケズ」といへるは一は詞の文なるが、一は結松の古結べるままに残れる故にいへるなり。而して情も解けずといふは心の結ほれたるをいふなり。卷十七、三九四〇に「餘呂豆代爾許己呂波刀氣底和我世古我都美之乎見都追志乃備加爾都母」とある如く、心解くるとは心情の快き狀にあるをいふなり。卷九、一七五三に「歡登紐之緒解而家如解而曾遊」とあるときても打ちとけたる心になるをいへるなり。

○古所念 舊本「ムカシオモヘバ」とよみたれど、所念をただ「おもふ」とよむも不可なるに「ば」にあたるべき文字も見えず。契沖は「イニシヘオモホユ」とよみ、童蒙抄に「ムカシオモハル」とよめり。所念は「オモハル」の意なること明かなれど、この頃には「オモホユ」といひしものなるべきを以て契沖説に従ふべし。その假名書の例は卷五、七九五に「都麻夜佐夫斯久於母保由倍斯母」八〇二に「宇利波米波胡藤母意母保由」などあり。さてここは自然に思はるる由にいへるなり。

○一首の意 今磐代の地に來りてその野中に立てるその名高き結松を見れば、その松の古有間皇子が結びたまひしままに大木となりてあるを見れば、その松の結ほられてある如く、見るわが心もむすほほれてそのかみの事の悲しく思はるるよとなり。

○未詳 この二字流布本は別行にし、活字素本には大字にしたれど、多くの古寫本小字にせるに従ふべし。この二字契沖は衍文にやといひ、又或は大寶元年の歌に作者なければ、もとそこに在りしがここに紛れ入りしにかといへり。按ずるにこの歌拾遺集に入麿の歌として載せたるによりて考ふるに、古くより人麿の歌なりといふ傳説も或はありしならむ。かくてこの集にいへる歌主と一致せぬを疑ひての注と見えたりといふ説あり。さもあるべし。さては恐らくはかの梨壺の人々又はその後の人の加へしものなるべし。

### 山上臣憶良追和歌

○山上臣憶良 卷一にいへり。

○追和歌 追和は後の人の追ひて和せる由をいへる字面なるが、卷五には「後追和梅歌」又「後人追和之詩」など集中に用例少からず。かゝる場合の和はあはする意にして答ふる意にあらず。即ちそれに同情を表して詠する由をいへるなり。この追和は何れの歌に追和せるにか。意吉麻呂は大寶二年に歌よみし事あるは既にいへる如くなるが、憶良は大寶元年に史に名見ゆれば、略同時代の人といふべし。而して年の少長は明かならねど、大寶元年に憶良は無位と見ゆれば、年なほ若かりしならむ。されば、或は意吉麻呂の方先輩なりしならむか。加之その歌意吉麻呂のはじめの歌と意の通ひたる點あれば、それに追和せるものならむと思はる。



(一四五)

鳥翔成有我欲比管見良目杼母人社不知松者知良武。

○鳥翔成 舊訓「トリハナス」とよみたり。童蒙抄には「アスカナシ」とよみ、考には「ツバサナス」とよみ、略解は「翔は翅の誤なるべし」といひて、考のよみ方により、攷證には「カケルナス」とよみたり。さてその「翔」字は古葉略類聚鈔のみは「羽」とせれど、これは誤といふべく、他のすべての本には「翔」とあれば、この字は動かすべからざるものといふべし。従つて略解の誤字説は考のよみ方に合せむ方に唱へたる説なるべくして従ふべからず。さて「鳥翔」の二字を「アスカ」とよむべき由なければ、童蒙抄の説は従ふべからず。又「翔」は羽翼をいふ字にあらざるのみならず、「トリハ」といふ如き語の例は未だ見ねば、これ亦従ふべからず。然らば「ツハサナス」とよむべきかといふに、この「翔」字は動詞をあらはす字にして名詞をあらはす字にあらねば、これも筋なきことなるのみならず、下の「アリガヨフ」に對する時に「ツバサナス」にては打あはざるなり。守部は「ツバサナス」にて「鳥の如く」と云意也、鳥を翅と云ふは魚を鰭と云ふが如しといひたれど、鳥を直ちに「ツバサ」といひたる例はもとより、魚をさして直ちに鰭といひたる例も亦古來一もあることなし。美夫君志には「ナスは作又は生などの意なるべし」として「ツバサナス」とよむ説を辯護したれど、翼を生じて飛ぶといふ如きは寧ろ滑稽の感を與ふるに止まれば、これ亦従ふべからず。「翔」字は説文に「回飛也」と見え、又易の豐卦に「天際翔也」とある如く、高き所を飛びかける意をあらはす文字にしてその訓は類聚名義抄に「カケル、ブルマフ、アフク、アカル、トフ」と見ゆ。されば、従

來の説のうちにては攷證の説を最も是に近きものと見るべし。然れども、眞に「カケルナス」といふ語なりしならば「翔成」の二字にて足るべく、「鳥」字を加ふる必要なきなり。これはその訓み方は如何にもあれ、意は鳥の天を翔る如く皇子の御魂の天がけりてここに有通ふをいへるなり。されば、鳥の翔るといふことを三音若くは四音にていふこと當時ありしものならむが、それをを用るしならむ。その語は未だ考へ得ずといへども、「ツバサナス」とよむべきにあらぬは斷じて疑ふべからず。我れこの説を主張しはじめし時は未だ攷證を見ざりしが、後その説あるを知りてますく、この主張の理あるを信じたりしが、尾山篤二郎氏の山上憶集歌集また殆ど同じ説を主張せり。但し、未だそのよみ方を按出し得ざるを遺憾とす。かかる場合の「なす」は普通體言をうくるものと考へらるれど、必ずしも然らずして、用言の終止形をうくること、たとへば、卷十四三五四八に「奈流世呂爾木都能余須奈須伊等能伎提可奈思家世呂爾比等佐敝余須母」の如き例あれば、鳥の字なくば「カケルナス」とよむ方當然たるべきものとす。而して「カケル」といふ語は古事記下仁徳卷の歌に「比婆理波阿米邇迦氣流」日本紀卷十一の歌に「破夜歩佐波阿梅珥能朋利等弭箇慨梨伊菟岐餓字倍能娑非岐等羅佐泥」本集卷十七四〇一一に「久母我久理可氣理伊爾伎等」ともあり。さて又神靈の天がけり來るなどの信仰はこの頃に存せしものにして、その例は卷五八九四の歌に「天地能大御神等倭大國靈久堅能阿麻能見虛喻阿麻賀氣利見波多麻比」と見えたるにて知るべし。されば、かくいへる事の由は心得らるべけれど、そをいかによむべきかは未だ知られず。しかも何とかよまではあるまじければ、姑く攷證の説によりて、



後の賢者に俟つこととせり。

○有我欲比管「アリガヨヒツツ」とよむ。元曆本などに「ワカオモヒツツ」とよみたれど、従ふを得ず。「アリガヨフ」といふ語の例は古事記上卷に「用婆比爾阿理加用波勢」又本集卷三三〇四に「大王之遠乃朝廷跡蟻通島門乎見者神代之所念」又四七九に「皇子之命乃安里我欲比見之活道乃路波荒爾鷄里」又卷十七三九〇七に「安里我欲比都可倍麻都良武萬代麻底爾」など例少からず。而して本集中に「カヨフ」の「カ」に主として「我」を用ゐたるは「アリガヨフ」とよめるなるを見るべし。さてかく動詞の上に「アリ」を冠するはその事の引きつづきて行はるる由を示せるなり。引き續きかよひつつの意なり。

○見良目杼母「ミラメドモ」なり。この頃の語法として上一段活用の語より「ラム」に行くときは連用形よりすること上(卷一「五五」)にいへり

○人社不知「ヒトコソシラネ」とよむ。この一句は上の三句を受けて直ちにつづきてその結びをなし、かねて下の句に對し條件の如くなるなり。その上をうけたるは即ち皇子の幽魂の鳥の翔る如く天翔りてここに通ひつつ見たまふらむと思はるれど、人の凡眼には見えざれば誰もしらぬとなり。さてこの句は下に對しては反撥的に條件をなすものなれば、その中間に「然れども」といふ如き語を加へて解せばよく了得せらるべし。

○松者知良武「マツハシルラム」この松は磐代の結松をさす。

○一首の意 有間の皇子の御魂は鳥の翔る如く天かけり來ては、これを結び給ひし當時より今

に至るまでこの結松をば引き續き見給ふならむと思はるれど、我等凡人の目には知られぬなり。されど、松はその時より幾十年も無事に經たるものなればよく知りてあらむ。あはれこの松に昔の事をも問はばやと思はるるなり。

右件歌等、雖不挽柩之時、所作准擬歌意、故以載于挽歌類焉。

○右件歌等 かくいひて指せるは上の有間皇子の歌二首と意吉麿の歌二首と憶良の歌とをすべていへるものなり。

○雖不挽柩之時所作 此の挽柩之時所作を文字通りに柩を車にのせて挽くと解するは極端にして従ふべからず。ここに「挽柩之時所作」といへるはただ挽歌といふべきを文字をかへていへるに止まれり。漢文には避板の法として文字の面に重複するを厭ひてかくの如くすること往々あり。諸家之を文字の通りに解釋して、左注の筆者を攻撃して、挽歌の文字に拘泥せる説明なりとするは、これ漢文の筆法をさとらず、又よく文意を對みとらぬよりの過にして、その責はかへりて自己に存するを顧みよ。かくてこの五首が挽歌にあらぬは明かなり。

○准擬歌意、故以載于挽歌類焉 准字は流布本、唯に作れり。金澤本其他に正しく「准」に作るに従ふべし。「准擬」二字にて「ナゾラフ」とよむべく、故以二字にて「コトサラニ」とよむべし。即ち上五首は挽歌にあらねど、歌意を考ふれば、哀傷の意明かなれば挽歌になぞらへてわざとここに載せたりとなり。



大寶元年辛丑幸于紀伊國時見結松歌一首

○大寶元年辛丑幸于紀伊國時「寶」の字寛永板本に「實」に作れるは誤にして、その前の板本古寫本みな正しく「寶」とせり。續日本紀大寶元年の條に「九月丁亥天皇幸紀伊國」又「冬十月丁未車駕至武漏溫泉」又「戊午車駕自紀伊至」とあり。この時の事なるべし。

○見結松歌 結松は上にいへる磐代の結松なり。この歌作者なし。元曆本その他多くの古寫本には次行に小字にて「柿本朝臣人麿歌集中出也」と注せり。ここに作者の名なきは恐らくはもと「時」と「見」との間にありしが誤り脱せしなるべく、今にしてその作者を知るべからざるなり。考には右の意寸萬呂の始めの哥を唱へ誤れるなるを後人みだりに書加へしものなり」といひてこれを全く削り去れり。されど意寸麻呂の歌とこの歌とは趣異にして、別の歌なること著し。想ふに意寸麻呂以下三首の歌を結松の縁に何人かの追記したるをその後又何人か同じ結松の歌なるを以て更に加へしものならむ。初めより意寸麻呂等の歌と同時に書き加へしものならば、右件歌等云々の左注はこの歌の次に記すべきものなればなり。而してこの歌は上の元曆本等に記せる如く古き人麻呂集中にありしなるべければ、それより摘出せしものならむも知られず。いづれにしても意寸麻呂の歌とは異なるものなるは明かなり。

(一四六)

後將見跡君之結有、磐代乃子松之字禮乎、又將見香聞

○後將見跡「ノチミムト」とよむ。童蒙抄に「スエミント」とよみたり。されど將來を「スエ」といへることこの頃にありしか否か疑はしきによりて從ひ難し。かかる時に「ノチ」といへる例は極めて多し。一二をいはば本卷二〇七に「勸欲見騰不止行者人目乎多見真根久往者人應知見狹根葛後毛將相等」又卷三三九四に「印結而我定義之住吉乃濱乃小松者後毛吾松」等なり。さてこは「のちに見むと思ひて」の意にして有間皇子の歌に「眞幸有者亦選見武」とよまれたるを思ひていへるなり。

○君之結有「君」の字板本に「若」に作れるは誤にして古寫本及び活字素本みな「君」につくれるを正しとす。「キミガムスベル」とよむ。君は有間皇子をさす。

○子松之字禮乎「コマツカウレヲ」とよむ。この語の例本卷二二八に「姫島之子松之末爾」又卷十「一九三七」に「暮去者小松之若末爾」などあり。この松が小松にあらすして大なる松なりしことは犬鷄隨筆にいへる如く大寶元年より四十三年の前の結松をよめるにて大なる松たりしを考ふべく、犬鷄隨筆は「小松の「コ」は「小」の意にあらすして、美稱なりといへること卷一に既にいへり。「ウレ」も上「一二八」にいへる如く若末の義にして草木の生長盛りの若き部分をいふ。

○又將見香聞「マタミケムカモ」とよむ。古寫本には往々「マタモミムカモ」とよめるあり。されど「モ」字なきに加へよむは如何なり。「將」を「ケム」によむ例は上に屢いへり。この句の意は意寸麻呂の歌の結句におなじ。

○一首の意 恙なくしてあらばまた見むと願ひて君が結びたまひし松をば君は果して再びか



へり來て見給ひけむか如何。その松は今もあれど、その人は終に再び見給はざりしならむかと悲み嘆きたるなり。

近江大津宮御宇天皇代 天命開別天皇

○この事すべて卷一、九三頁にいへるにおなじ。元暦本等にはこの下になほ續けて「謚曰天智天皇の六字あり。されどそは後の書入なるべし。

天皇聖躬不豫之時太后奉御歌一首

○天皇聖躬不豫之時「天皇は天智天皇なり。聖躬とは天皇の大御身を申す。後漢書班彪傳下の注に「聖躬謂天子也」とあり。よみ方は「オホミミ」とよむべし。「不豫は爾雅の釋詁に「豫樂也安也」とあるによりて不樂不安の意なるを見るべく「不豫にて天皇の疾病にかかり給へるをいふなり。そのよみ方は古來「ヤクサミタマフ」とよめり。日本紀天智天皇十年九月に「天皇寢疾不豫」又十月甲子朔庚辰天皇疾病彌留云々」とあり。さればこの御歌はその年九月十月頃によみたまひしなるべし。

○太后奉御歌 太后は天皇の皇后倭姫をさす。考に「いまた天皇崩まさぬ程の御歌なれば今本ここを書きしは誤」として皇后と改めたり。されど先にもいひし如く、こは當時嫡后即ち漢語にて皇后と申すをば「オホキサキ」と唱へて他の妃嬪などと區別せし國語のままに書き出でたるにて漢語の皇太后の意にあらねば誤にはあらず。倭姫皇后は古人大兄の女にして天皇が大兄皇子と申しし頃より妃とましまし天皇即位と共に皇后の位に備りまししなり。攷證には皇太后の義としてこの所を辯護したれど、隨ひ難し。略解には「奉」の下に「獻」を脱せるかといへり。然れども古寫本等に一もその證なし。

(一四七)

天原振放見者大王乃御壽者長久天足有

○天原「アマノハラ」とよむ。天の原にして天の廣きをいふこと勿論なるが、この歌の解につきては二説ありて、一は實際の天を仰ぎ見たまひての意に説くものにしてこの説は從來多くの學者のとれる所なり。一は宮殿の屋を仰ぎ見て祝福せられたるものとする説にして、橘守部の主唱せる説にして美夫君志之に贊せり。さて守部のいへる如くその家屋の構造をたたへて主人の祝福をなせることは、かの日本紀顯宗卷に載せたる天皇龍潛の時播磨國縮見屯倉の首の新室をほぎ給へる室壽の詞にても見るべく、又日本紀推古卷に「二十年春正月辛巳朔丁亥置酒宴群卿是日大臣卜壽歌曰夜須彌志斯和餓於朋者彌能訶勾理摩須阿摩能椰蘇訶礙異泥多多須彌蘇羅烏彌禮摩豫呂豆余弭訶勾志茂餓茂云々」又本集卷十九に天平勝寶四年十一月廿五日新嘗會肆宴應詔歌中式部卿石川年足朝臣天爾波母五百都綱波布萬代爾國所知牟等五百都奈波布(四二七四)とあるにても見るべきなり。而してただ天を仰ぎ天皇さらでも汎く人の壽を祝する如き事は本邦に於いて古今に類例を見ざる所なれば、われは、この守部の主唱せる

萬葉集講義卷第二(一四七)



説に従ふべきものと考ふるなり。但し守部の説のうちにも従ふべからぬ點も存するはその所に行きていふべし。さて屋裏を「あめ」に準へいふことは古語にして、上の推古天皇卷の壽歌又本集中卷十九の石川年足の壽歌にも見えたが、今も越中の方言に「あま」といひてこの語残り。

○振放見者「フリサケミレバ」とよむ。ふり仰ぎて遠く見やればの意なり。その見やる目的物は何ぞといふに、上に引ける壽歌にてもしるきが如く、又日本紀神代卷に「又汝應住天日隅宮者今當供造即以千尋栲繩結爲百八十綱」といへるにても見らるる如く上代の建築に釘を用ゐず、繩綱を用ゐて、柱桁梁などを結び固めし、その固く結べる状を見て、主人の壽もかくの如く固くあれと祝せるなり。然るに、守部はこれをば「其屋上に千尋繩を長く結び垂せるをいふ」といひ、「上代は屋上より結び垂らす繩綱を家の固めと重みして長く繁くたらししなり。」といへり。されどかく、繩綱を長く垂らしたりといふ證は古書に全く見る所なし。こは恐らくはこの御歌に「長く天足したり」とあるによりて思へる事なるべけれど、證なき事にして従ひ難し。古、この繩綱に關して祝福せし事を考ふるに、顯宗天皇の室壽の詞に「取結繩葛者此家長御壽之堅也」とある如く、その結べることの堅固なるを以て人の健康なるになぞらへたること著し。又年足の歌に「五百都綱波布」とあるは、その棟梁、桁柱等を取結べる綱の長くして、彼方此方に引き延へたるをいへるにて長く垂したる謂にあらず。又續日本紀天平勝寶五年八月に載せたる聖武天皇の御母大皇太后宮子娘の崩御の後に奉られし尊號に「千尋葛藤高知天宮姬尊」とあるも

同じ精神の尊號なるは著しきがその千尋葛藤は長く延ふべき爲の千尋にして垂らすべき爲の千尋にあらず。されば長く垂れたりといふことは従ふべきにあらず。ここに振放け見ればとある對象は、その屋裏に見ゆる所謂繩葛の千尋に延へ渡したる繩葛にて取結べる、その堅き結びを見たまひての事なり。古の宮殿に天井など無かりしが故に、振仰ぎ見れば、その繩葛の結び渡せるさまは直ちに見られしなり。今の建築法になりても紫宸殿のみは所謂内室造にして天井なく、化粧屋根裏梁を見せたる建築とせられたるは古式を永く保存せられたるものなりとす。この事によりてこの歌の意を想ひ見るべし。

○大王乃「オホキミノ」とよむ。天皇をさす。

○御壽者長久天足有 舊訓「オホミイノチハナガクテタレリ」とよめり。古寫本中金澤本には「イノチハナガクアマタラシアリ」とよみ、神田本には「オホミイノチハナカクテタレリ」といふ訓を加へ、京都大學本には「ミイノチハナガクアマタラシタリ」と訓せり。又代匠記には「オホミイノチハナカクアメタレリ」といひ、考には「ミヨハトコシクアマタラシヌル」とよみたり。されど、これらの諸訓いづれも心ゆかず。略解には「ミノイチハナガクアマタラシタリ」とよみてより諸家多くは之に従へり。この訓も治定せりといはれねど、他によき案なきによりて姑く略解に従ふ。後のよき考をまつ。「天足らすは天空の如く充足せる意にして、聖壽無疆ならむとなり。さてかく祝言によまれたるはかの石川年足の歌によめる如く、その家の屋を結び渡せる繩の長きが如く、家主とます天皇の御壽の長きをことほぎ、又顯宗天皇の室壽の御詞に「取結繩



葛者此家長御壽之堅也」とある如く、常磐に堅磐にましまさむとなり。

○一首の意 御寢殿の屋裏を振り仰ぎて見れば、千尋の綱葛を延へ渡して堅く取結びてあり。之を見て思ひ奉るに、古より壽詞にいふ如くかく長く延べ、ゆるびなく取結べる綱葛は大御壽の長く堅くましまさむと信ぜらるれば、わが大君の大御壽も亦天の如く無極に長く恙なくましまさむと言ほぎ奉られしなり。

一書曰、近江天皇聖體不豫御病急時太后奉獻御歌一首

○一書曰云々 これは次の歌のはしがきの如く見ゆれど、その歌は崩御の後のものなれば歌の意とこの文意と打ちあはず。この故に、攷證にはこれに對する歌の脱落ありとせり。按ずるにこれは略解の説の如く上の歌の左注にして一書にかく題せりといへるものと見るべし。

○近江天皇 即ち天智天皇なり。

○聖體不豫 上に「聖躬不豫」といへるにおなじ。

○御病急時 「オホミヤマヒオモクマシマシトキニ」とよむべし。急は急迫の義にして、今いふ危篤に迫るをいふ。これを「アツシク」ともよむをうべきものなれど、その用例は平安朝のもののみに見ゆれば、ここはなほ上の如くによむべきなり。

○ さて上の如くなれば、次の歌のはし書はここになき事となるなり。而して次の歌は天皇崩御後の詠なるべく思はるれば、如何に考へても上の詞書を次の歌に關係して考ふるを得ず。

「藝道の構成」正誤表

頁	行	誤	正
四〇	五	法規禪悅	法喜禪悅
二〇八	一四	藝道が道の	藝能が道の
二一五	七	合 法	合 邦
第六圖 一四八		日本駄左衛門	日本駄右衛門



こは既に諸先輩のいへる如く、この間に脱落あるものと考へらる。その脱落ありといふうちにも、種々の考案ありて、一々之をあけて評するを得ざれども、余は上の詞の後の歌の前に次の歌の端書ありしが脱せしものと考ふるなり。何が故に脱落の生じたるかはもとより知るべからずといへども、或は古く卷子なりし時に一葉脱したりしか、然るときはなほ二三首の歌ありしならむも知られず。或は又上の左注と、その脱落せしと考ふる端書と文句相似たるが爲に見誤りて脱せるか。しか考ふる由は末に歌一首とあるが、普通の左注と異なればなり。されど今にして之を知るに由なし。考略解の如く、人者縦の歌の前なる詞書を次にめぐらし、二首の詞書なりといふも證なきことなり。而してかかるさまになりしも古き時よりの事なるは、今本の目録がすべてかくなれるによりても察すべし。

(二四八)

青旗乃木旗能上乎賀欲布跡羽目爾者雖視直爾不相香裳。

○青旗乃「アヲハタノ」とよむ。この青旗をば諸説多くは仙覺抄の説に従ひ、日本紀孝徳卷の葬制と常陸風土記とを引きて葬具の由にいへれど従ふべからず。先づ仙覺抄に引ける常陸風土記を見るに、「葬具儀赤旗青幡交雜颯颯雲飛虹張螢野耀路時人謂之幡垂國ハタシタリノクニ信太郡」とあるによれるものなるが、この青旗をその葬具とせるは下の「木旗の上」の解釋と連關する所あるによりてそこに説くべし。又考には青旗は白旗をいふとしてこれは孝徳紀を引かれたれど、その葬制には「其葬時帷帳等用白布」とあるのみにして、旗に白布を用るよといふ事は



見えす よし又旗に白きを用ゐたりとして、之をアチ旗とはいふべきにあらず。余按ずるにこれは契沖が「此は木幡といはん爲の枕辭なり。木のしけりたるは青き旗を立たらんやうに見ゆればなり。第四十六右に青旗乃葛木山五〇九といひ第十三右に青幡之忍坂山三三三と云へる皆同じ意なり」といへる如く集中「アチハタノ」とあるは上の二とことのみなれば、この説は動くまじきなり。

○木旗能上乎「コハタノウヘチ」とよむ。この「コハタ」を契沖は山城の木幡の地といひ、考には、木を「小」の誤として「チハタ」とせり。檜婦手は字のまま「コハタ」とよみて義は幡幡の類とせり。攷證はよみ方はかはらねど、「コ」は「小」の義なりとせり。かくて考、檜婦手攷證は多少の異同はあれど、歸する所は一にしてこれを青旗の小旗の上をかよふといへるなり。されば、これらの人の説にては葬具の旗を建ててある上を通ふといふ義にとれるなり。さてかくとるにつきて考ふべきは、その青旗なるものを何が故にここにとりいでたるか。常陸風土記なるには赤旗も見ゆるに、考の説の如くば白旗もありしならむに、特に青旗をいへる理由如何。又その旗は葬具にして、墓の具にあらねば、その説によらば、これは葬禮の鹵簿を見てよまれしものといふべきならむ。然れどもこれはさにあらずして、上の青旗が契沖の説の如く、木の茂りたる地をさせる枕詞なることは動かすべからねば、これも契沖のいへる如く地名なるべし。さて「木幡」といふ地名は今も山城にありて、宇治木幡とつづき名高き處なるが、この木幡は中比木幡庄といはれ、その庄は北は深草を限り、南は岡の屋、五箇庄を限るといはれてあれど、古はしか割然たる

ことなく、大様にいへりしなるべく、この「コハタ」の地は、天智天皇の御陵のある山科と近き處に在りて、古は山科のこはたの里といはれしなり。拾遺集には「山科のこはたの里に馬はあれど、かちよりぞ來る君をおもへば」一二四三といふ歌あり。この歌は本集卷十一二四二五「山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得」とある歌に基づけるものなり。これにて「こはたは古へ山科の一部の名なりしを見るべく、而してここに「コハタノ上」とあるは、木幡山を主にさされしを考ふべく、又山科の山陵を思ひて「コハタの山」といはれしとも考ふべし。「上乎」の「チ」をそこを通る點をさし示すに用ゐる助詞なり。

○賀欲布跡羽「カヨフトハ」とよむ。天智天皇崩御の事は日本紀に見えたれど、山陵の事は見えす。延喜式に載せたるには山科とあり。然るに、帝王編年記、水鏡等には御馬にめして天へ上らせ給ひければ、其御沓の落ちたる所に御陵は築かれたる由見えたり。されば古來天智天皇昇天の説ありじなり。その崩御の時よりはやくさる傳説の生じたるによりて、かく山科又木幡の邊を天翔り通ひ給ふとはうたへるならむか、若くはこの歌の如きが、後にさる傳説を生ずる基となりしならむ。

○目爾者雖視「メニハミレドモ」かく木幡の邊をば天翔り通ひ給ふといひ、われもよそめには見奉れどもとなり。ここに見れどもとあれば、實に肉眼にて見たるさまに考へらるべき事なれども、とよりさる事あるまじく、しか信じて見る目に生じたる幻覺か、若くは夢かなるべし。



ここに嘆の意をあらはせり。  
○一首の意 山科の木幡の邊を通はせ給ふやうによそには見奉れども、幽明境異なれば、直接に逢ひ奉ることの叶はぬことよとなり。これは上にいへる如く詞書を逸したれど、なほ太后などの御歌なるべきなり。

天皇崩御之時倭太后作歌一首

○天皇崩御之時 「スメラミコトカムアガリマシシトキ」とよむ。この天皇は天智天皇なることいふをまたず。

○倭太后 倭太后は即ち倭姫太后の意にてかけるなり。倭姫は古人皇子の御女にして天皇の七年二月に皇后にたちたまへり。太后の皇后の義なることは既にいへる如し。

(二四九)

人者縦念息登母玉縹影爾所見乍不所忘鴨

○人者縦 舊本「ヒトハイサ」とよめり。されど縦を「イサ」とよむべき由なし。契沖が上の人丸の長歌(一三二)に「よしゑやし」と云ふに「縦畫屋師」と書きたるなどを證として「よし」とよむべしといへるに従ふべし。なほそが證は既に「一三一」の條にいひたればそを見るべし。さてこの「よし」はゆるし又は假容放任をあらはすものにして、普通の場合には下に接續助詞「とも」のあるを要するなり。ここは放任の意なり。

○念息登母 「オモヒヤムトモ」。「息をヤム」とよむは「ヤスム」意の「ヤム」を止むの意の假名につかへるなり。他人はよしや天皇を思ひ慕ひ奉ることを忘れ止む事ありともとなり。

○玉縹 「タマカツラ」なり。玉の小琴に「玉は山の誤にして「ヤマカツラ」とよむべし」とあり。されどこれは上の「玉松」の條にもいへる如く、鑿ちすぎたる説にして従ふべからず。玉縹といふ語は古くよりある語にして古事記下卷安康天皇の條に「押木之玉縹」といふもあり。又江家次第齋王群行の條にも玉縹を着給ふこと見えたり。さて玉はほめていふ詞にして「かつらは日蔭鬘の事にて、髪にかくるよりやがてこれを「かけの枕詞」とせるなりといふ説普通なるやうなるが古義には「玉縹は玉の光明のきら／＼」と照映ふものなるゆゑに「玉カツラ映」とはいへるなり云々」といへり。かく種々の説を見るが、余はここは特別の意あるものなるべく思ふなり。その故は日本紀持統天皇元年十二月に「以華縵進于殯宮」此曰「御蔭」と見え、又翌二年三月の條にも「以華縵進于殯宮」といふことあり。その華縵といふものは如何なるものなるか。日本書紀通釋に曰はく「今按に此もの御蔭と稱するを思へば、佛家に云へる華鬘にはあらず、ハナカツラと訓へし。内藏寮式に大神祭に忍冬花鬘萬葉に柳の鬘、櫻花の鬘、早稻穂鬘あり、又百合花鬘を客に贈る歌あり。後撰集に鬘料に菊花を人に乞ふ文あり。これらみな花鬘なる證なり。ここなるも麗しく作りなせる鬘を進めしなるべし」といへり。按ずるにこの初度の記事は十二月の事なり。その頃に果して時の花ありしか疑ふべし。なほ次度の記事の下には通釋に曰はく「既に云ることこれも三月にて花の頃なれば時の櫻花にて作れる縵なり。佛器の作り



華縹にあらざる事知べし」といひたれど、初度の十二月の時は自然の花とは思はれず。さて又曰はく「鬢を蔭と云ること大嘗祭式に親王以下女孀以上皆日蔭鬢萬葉十九新嘗會時歌足日本乃夜麻之多日影可豆良家流宇倍爾也左良爾梅乎之奴波牟とある日蔭は御鬢と同じ。皆鬢を蔭と謂ふ例なり。日も御も美稱なり」といへり。この鬢を蔭といふ事につきては如何にもいはれたる事と思はるるが、それを時の花を以てつくれりといふ説は信ぜられず。思ふにこれはなほ佛前の莊嚴に用ゐる華鬢と同じやうなるものをさせるならむか。それは通常華鬢とかき、ここは華縹とかきて文字は少しく違へど、鬢縹いづれも、カツラと訓ししかもそのカツラは頭髮に縁あるものなれば歸する所に落つべし。さてかの持統紀の殯宮は天武天皇の殯宮なるが、この天皇御大葬に佛式の加へられしことは日本紀を見ても知らる。即ち諸僧尼發哭於殯宮乃退之」といふ事屢見え、又持統天皇元年九月に國忌齋を京師の諸寺に設け、なほ齋を殯宮に設けられしことを見ても知らるるなり。かくてこの風天智天皇の殯宮にも行はれしことあらむと見るは不當にあらざるべし。大體皇室には葬儀に佛式の混ざるは聖徳太子以後著しく、持統天皇の時火葬を行はれしにても著きことなり。さてその華縹の形や質につきて奈良朝のものは略その制を考ふべし。然らばこれを以て推すにその制大差なからんか。されば、この玉鬢はその華縹をばほめていへるにもあるべけれど、或は實際に玉をもて飾りしものにてあらむ。而して華縹をは當時御蔭ともいひし事は明かなれば、この語の縁によりてかくいはれしにて枕詞といはばいへた、ただの枕詞にはあらざるべきなり。

○影爾所見年「カゲニミエツツ」なり。上の玉縹をば御かけともいへるによりてそれを縁としてここに「かけ」といへるなるが、この「かけ」は面影の義なるべし。卷十一「二四六二」に「我妹吾矣念者眞鏡照出月影所見來」卷十八「四〇六〇」に「都奇麻知豆伊敏爾波由可牟和我佐世流安加良多知婆奈可氣爾見要都追」などその例なり。「カゲニミユ」とは影としての義なるが、上にあげたるはいづれも面影の義の例なるが、實際の影なる場合もあり。卷七「二九五」に「春日在三笠乃山二月船出遊士之飲酒杯爾陰爾所見管」とあるが如きこれなり。

○不所忘鴨 舊訓「ワスラレヌカモ」とよめるを代匠記に「ワスラエヌカモ」とよむべきかといへり。舊訓にても不條理なるにあらねど、かかる「レ」を古「エ」といひしが故に代匠記の案をよしとす。卷五「八八〇」に「美夜故能提夫利和周良延爾家利」卷十三「三二五六」に「暫文吾者忘枝沼鴨」卷二十四「四〇七」に「伊毛賀古比之久和須良延可母」とある、其の例なり。「ワスル」はこの頃に四段活用なりしが「エ、ユル、ユレ」といふ複語尾を分出せるなり。かくてこの「エ」は能力をあらはせるものにして、忘れむとしても忘ること能はぬかなの意なり。

○一首の意 天皇の崩御ありし悲歎をば人はよしや思ひ止むことありとも、われは御面影が常に見え給へば、忘れむとしても忘ること能はず。いつも新喪の如くに悲み歎くことよとなり。伊勢物語に「人はいさ思ひやすらむ玉かつらおもかけにのみいとどみえつつ」とあるはこの歌を基としてよめるが如し。



天皇崩時婦人作歌一首 姓氏未詳

○天皇崩時 上の天皇崩御之時におなじ

○婦人作歌 この婦人は宮人なるべし。後宮職員令の義解に「宮人謂婦人仕官者之惣號」とあり。されどそは何人なるか詳かならぬこと既に本書に注せり。今にして知るべからず。

○姓氏未詳 流布本、姓氏とあるは誤なること著しく、多くの古寫本正しく、姓氏とかき小字にて注せり。今これに従へり。

(一五〇)

空蟬師神爾不勝者、離居而朝嘆君、放居而吾戀君、玉有者、手爾卷持而衣有者、脱時毛無、吾戀君曾伎賊乃夜夢所見鶴

○空蟬師 「ウツセミシ」とよむ。「ウツセミ」は現し身の轉にして現の世にある人身をさすこと卷一に既にいへり。「し」は指す意の助詞なり。

○神爾不勝者 「ガミニタヘネバ」なり。「勝」は舛と力との會意の字にして、名詞としては類聚名義抄に「フナニ」といふ如く船荷の義なり。動詞としては説文に「任也」と注し、正韻に「堪也」と注する如く、國語「タフ」にあたるものにして「カツ」とよめるは第二義によれるなり。攷證に「不勝」の字をよめるはかたれざるよしの義訓にて云々といへるは「勝」を「カツ」とのみよむと思へる誤にして従ふべからず。現の身は神に随ひ奉るに堪へねばといふなり。

○離居而 古來「ハナレキテ」とよめり。これは下の「放居而」と同じ意なるが、それを「ハナレキテ」とよめり。「離」も「放」も共に「ハナル」とも「サカル」ともよみうる字なるが、契沖は「放居而」の方を「サカリキテ」とよむべしといひ、雅澄は「離居而」の方を「サカリキテ」とよむべしといへり。これはいづれにても道理なきにあらねど、「放」字は集中に多く「サカル」とよめば、こゝは「ハナレキテ」とよみ、次を「サカリキテ」とよむをよしとすべし。意はいづれも同じく、君に對していへるなり。

○朝歎君 「アサナゲクキミ」とよむ。意は明かなりと思はるるが、契沖は下に「夕」といふ詞なければ朝は朝夕の「アサ」にあらざるべしといひて「マキナゲクキミ」とよみ、本居翁は「夕」は「我」の誤とせり。されど、考には「下の昨夜夢に見えつるといふを思ふに其つとめてよめる故に朝といへるならん」といへり。これを強ひ言なりといふ説もあれど、よく考ふるになほこの説よしとす。ことにこの歌の眼目この「朝」といふ語にあり。そは下にいふべし。

○放居而 「サカリキテ」とよむべきこと上にいへり。  
○玉有者 「タマナラバ」とよむ。玉にてましまさばといふなり。人をかくたといへること古多し。次に例をあぐ。

○手爾卷持而 「テニマキモチテ」とよむ。手玉として手に纏ひ持ちてといふなり。卷三三四三六に「人言之繁比日玉有者、手爾卷以手不戀有益雄卷四七二九」に「玉有者、手二母將卷乎驚瞻乃世人有者、手二卷難石卷十七三九九〇」に「我加勢故波多麻爾母我毛奈手爾麻伎底見都追由可牟乎於吉底伊加婆乎思」などあり。古の風俗、手足に玉を纏きて飾とせることはよく人の知れる所に



して、日本紀卷二、一書に「手玉玲瓏織紵之少女」と見え、本集卷三、四二四に「泊瀬越女我手二纏在玉者爾而有不言方」卷七、一三〇一に「海神手纏持在玉故石浦廻潛爲鴨」卷十二、〇六五に「足玉母手珠毛由良爾織旗乎」などあり。その手玉の制古墳の發掘物にて見るべく、延喜式大神宮式に「頸玉手玉足玉緒云々」とあれば、多くの玉を緒にぬき連ね、これを手に纏ひしなり。さてこの下の「テ」は同じ趣の句を下に連ぬる用をなせり。

○衣有者「キヌナラバ」とよむ。衣にてましまさばなり。人をかくたとへいへること古に多し。次に例をあぐ。

○脱時毛無 舊訓「ヌクトキモナミ」とよめるが、古寫本には「ナク」とよめる本もあり。契沖は「ナク」とよみ、考には「ナケム」とよみたれど、「ナク」とよむ方に従ふべし。その故は下の「こふる」に對しての修飾格なればなり。卷十二、二六〇に「吾妹子者衣丹有南秋風之寒比來下爾著益乎」卷十二、二八五二に「人言繁時吾妹衣有裏服矣」又二九六四に「如此耳在家流君乎衣爾有者下毛將著跡吾念有家留」などの例の如く衣にあらば脱く時も無くして常にきてあらむ如くと、ここに「如く」といふ形容の語を加ふべし。これ比喻にして、片時も君に離れ奉り難く思ふをたとへていへるなり。

○吾戀 古來「ワガコフル」とよめるを玉の小琴に「ワガコヒム」とよみしより略解なども之に従ひてよみ、かくてそを連體格とし諸家多く之に従へり。これは上に「衣ナラバ」とあるによりて「ム」といはでは打ちあはずとするなれど、これは實事と比喻とを混同したる説なり。上の「衣有者」脱時毛無は比喻なれば、たとへば、云々の如くにわが戀ひ奉る君といふ義なり。かくて上の「衣ならば」に對しての歸結は、脱く時もなくが修飾格に立てるために、それに照應する語なくてすむものなり。而して「わがこひむ」といひては未だ戀ひ奉らずしてある者の將來に戀ひ奉らむといふ義になりて、歌の意もそこなはれ、この歌主は眞に戀ひ奉りて在りとは思はれざるなり。なまなかの文法に拘泥し歌の本旨を打ちこはすは如何。況んや文法上にもかくいひて破格には決してあらぬをや。

○君曾賊伎乃夜「キミゾキゾノヨ」とよむ。「君ゾ」の「ゾ」は次の句にかかれり。「キゾノヨ」は昨夜なり。卷十四、三五〇五に「孤悲天香眠良武伎曾母許余比毛」同、三五二二に「伎曾許曾波兒呂等佐宿之香」同、三五六三に「和乎可麻都那毛伎曾毛已余必母」とあるなどその例なり。

○夢所見鶴 舊訓「ユメニミエツル」とよめり。考には「夢をイメ」と改めよめり。集中又古書皆「イメ」とあれば、考に従ふべし。「イ」は寐の古言にして寐て見ゆるものなれば、「イメ」とはいふなり。「ユメ」はその「イメ」の後世の轉訛なり。卷十五、三七三八に「比登欲毛於知受伊米爾之美由流」卷十七、三九八一に「許己呂之遊氣婆伊米爾美要家里」とあり。「鶴」は複語尾「ツ」の連體形「ツル」に借れるものにしてその「ツル」は上の句の「ゾ」に對する結なり。

○一首の意 現身なる我は神にあらねば神として天に昇り給ひし天皇に隨ひ奉るに堪ふるものにあらねば、吾が大君をば離れ奉りて、歎き奉り、戀ひ奉るなり。若しわが大君が玉にてましまさば手に纏ひ持ち奉らむ、又衣にてましまさば着て脱ぐ時なきが如くに常に大御身に離れ



す仕奉らむとわが戀ひ奉る君が昨夜夢に御見えになりしよとなり。かくてその夢に見たる朝によめるがこの歌なるべく朝といふ語ありて、この歌の印象を明確ならしむ。朝字なくしてはこの歌果して的確に味はるべきか如何。

天皇大殯之時歌一首

○大殯 考に大殯宮の三字につくりオホミガリと訓ぜり。古義は古事記傳にオホアラキとよめるに従へり。大殯の大は尊びて加へたる語にして殯は説文に死在棺將遷葬柩賓遇之とある如く未だ葬り奉らず新に構へたる別宮に置き奉る程をいふ。殯をアラキといふは新城の義にして後世權殿といふに略おなじ。卷三に左大臣長屋王賜死之後倉橋部女王歌天皇之命恐大荒城乃時爾波不有跡雲隱坐四四二とあるこの語の例なり。この大殯の時は日本紀天智十年十二月癸亥朔乙丑天皇崩于近江宮癸酉殯于新宮とあるこれなり。この歌作者を注せず。然れども古寫本にはその各首の下に作者を注せり。そはその各首の下にいふべし。

(一五二)

如是有乃豫知勢婆大御船泊之登萬里人標結麻思乎。額田王

○如是有乃 乃は刀の誤なるべしと代匠記にいひ童蒙抄には登若くは及の誤なるべしといへり。而して現に傳はれる本には乃とのみありて他の文字を見ねどとあらざば意通せざる所なればトの誤なることは疑ふべからざるがしかせば乃と刀とまぎれ易ければ刀の誤とす

る代匠記の説よかるべし。カカラムトはかく崩御あらむとの意なり。

○豫知勢婆 カネテシリセバとよむ。カネテは將來をかけて思ふ意を示せり。卷十七三九五九に可加良牟等可彌底思理世婆といへるその例なり。セはキシシの未然形にしてかねて知りてありたらばの意なり。

○大御船 オホミフネなり。天皇の乗りませる大御船なり。これは泊之の主格なり。

○泊之登萬里人 ハテシトマリニとよむ。人をニの假名に用ゐたるはめぐらしき例なるが、これは吳音ニンの首音をとれるなり。但し古葉略類聚抄神田本には余とせり。船の行き到りて止まるをハツといふこと卷一五八にいへり。泊はその船のはてたる港などをいふ。これは古近江の都の時滋賀の幸崎に船遊などあそばししことを思ひてよめるなり。卷一三〇の樂浪之思賀乃幸崎雖幸有大宮人之船麻知兼津といふ歌又次の歌をも参考すべし。

○標結麻思乎 シメユハマシヲとよむ。ここに似たる語遣ひは卷七一三四二に淺茅原後見多米爾標結申尾ともあり。シメユフといふ事は上の一一五にもありて、卷七の歌はその意のシメなれど、このは少しく異なり。ここは古事記上卷天岩戸段に布刀玉命以尻久米繩控度其御後方自言後此以内不得還入とあると同じ心にて標繩を引き廻して出入を止めて、以て大御船を永く留め奉らましをとなり。考に日はくこの汀に御舟のつきし時しめ繩ゆひはへて永くとどめ奉らんものをと悲しみのあまりをさなく悔る也云々といはれたるをよしとす。○一首の意 かくゆくりなく崩御の事あらむとは思ひもかけざりし事なるが、かかる事あらむ



とかねて知りてありしならば、かの御船遊の時大御船のはてし辛崎の濱に標を結ひて永くと  
どめ奉るべかりしものをさても残念なる事をしたりと成り。

○ 金澤本、類聚古集、神田本、温故堂本、西本願寺本等多く、古寫本歌の下に小字にて額田王と注  
せり。蓋しこの歌の作者たる由なり。

八隅知之吾期大王乃大御船待可將戀四賀乃辛崎 舍人吉年

○ 八隅知之 既にいへり。

○ 吾期大王乃 舊訓「ワガオホキミノ」とよみたり。されど「吾期」とあるは「ワゴ」とよむべきこと卷  
一(五二)にいへり。

○ 大御船 上にいへり。この下に「ヲ」助詞を加へて解すべし。

○ 待可將戀 舊訓「マチカコヒナム」とよめり。代匠記にては初稿には「コフラム」とし、清撰には「コ  
ヒナム」を可とせり。略解は「コフラム」とよめり。而して諸家或は彼に従ひ是に従ひ區々たり。

按ずるにこれは「待可」にて三音なれば、残り四音にて「將戀」をよまざるべからざれば「コフラム」  
ヒナムの外にはよみ方あるまじ。さて「ナム」といへば將來を戀ふる意となり、「ラム」といへば、現  
實に戀ふる意となる。ここは崩御のありしをも知らず現今も待ち奉る意とすべきなれば、「ラ  
ム」とよむをよしとす。「カ」は疑の助詞にて今の語にては下に回して解すべし。

○ 四賀乃辛崎 「シガノカラサキ」は滋賀の唐崎にして卷一(三〇)にいへり。この辛崎は主格なる

を反轉して下におけるなり。

○ 一首の意 滋賀の辛崎が、吾が天皇の崩御ましまししを知らず、大御幸はいつか〜と大御船  
にめさむ日を待ち戀ふるならむかとなり。この歌卷一の柿本人麿の歌の反歌の第一(三〇)に  
似たり。然れども、これは待つ由をいひ、かれは待ちて待ちえぬ由をいへれば、詞は似て趣は異  
なり。

○ 金澤本、神田本、西本願寺本、温故堂本、京都大學本等に歌の下に小字にて「舍人吉年」と書けり。  
蓋し、作者を注せるなり。「舍人」は氏にして「吉年」は名なるべきが、「キネ」とよむべきか。蓋し宮人  
ならむ。卷四田部忌寸櫛子任太宰時歌四首の第一首(四九二)の下に注して古寫本に「舍人吉年」  
とあるも同じ人なるべし。

### 大后御歌

○ 大后 は倭姫皇后なること上に述べたる所なり。この御歌は同じく大喪中の御詠なり。

鯨魚取淡海乃海乎奥放而榜來船邊附而榜來船奥津加伊痛勿波禰曾邊  
津加伊痛莫波禰曾若草乃孀之念鳥立。

○ 鯨魚取 「イサナトリ」とよむことは上に「勇魚取」(一三七)の下にいひし如し。さてこれはもと潮  
海につきていへる語なれど轉じて淡海の海にも用ゐて枕詞とせるなり。



○淡海乃海乎 「アフミノウミヲ」とよむ。「淡海」はもと湖水の汎稱なるが、こゝは地名とせしにて淡海の國の海即ち今の琵琶湖をさせり。

○奥放而 「オキサケテ」とよむ。奥は海の沖をいひ、放けてははるかに遠くへだたててなり。契沖曰く、奥をさかりて此方にくると云にはあらず、奥の遠く放れたる方より來る舟なり」といへり。これ従ふべきが如くなれど、なほあかず。按ずるにこれは下に「邊附而」とあるに對する語なれば、放りたる奥を通りてここにくる舟といふ事なるべし。さけてはさかりてといふ語と所謂自他の差異あればさかりといふはあたらす。奥の方に、遠く間をおきてあるをば「オキサケテ」といふなり。

○榜來船 「コギクルフネ」とよむ。榜榜共にこぐとよむをうるること卷一(四二)にいへり。

○邊附而 舊訓「ヘニツキテ」とよめるを考に「ヘヅキテ」とよみ、略解に「ヘツキテ」とよめり。「奥と邊」と對して用ゐる例は古事記上に「奥疎神邊疎神」この卷二(二二〇)「奥見者跡位浪立邊見者白浪散動」などあり。邊は海ばたをいふことは明かにして、その濱邊傳ひにくるをいふことは明かなるが、「ヘニツキテ」とよむべきか「ヘツキテ」とよむべきか。本集の例を見るに、「ヘニツキテ」とよむべきものはなくして、卷七(一四〇二)に「殊放者奥從酒甞湊自邊著經時爾可放鬼香」とありて「ヘツカフ」といへり。このツカフは、ツクより變化せるものなれば「ヘツキテ」とよむ方この時代の語なるべし。海邊に近き方につきてなり。

○奥津加伊 「オキツカイ」とよむ。下の「ヘツカイ」と併せ説くべし。

○邊津加伊 「ヘツカイ」とよむ。「沖つ邊つ」と相對していふことは古書例多くして一一枚擧すべからず。「つ」は助詞にしての「と」似たり。「カイ」は今もいふ「カイ」にして船にありて水を掻きて船を進むる具なり。和名鈔舟具に「釋名云在旁撥水曰權」直教反字亦作棹楊擢於水中且進權也」と見ゆ。「カイ」は「カキ」の音便にして水を掻く具なるよりの名なりとす。これまさしく釋名の「在旁撥水」の義に相當せり。その「カイ」といふ語の例は卷八(一五二〇)に「左丹塗之小船毛賀茂玉纏之真可伊毛我母卷十九(四一八七)に「小船都良奈米真可伊可氣伊許藝米具禮婆卷二十四(三三一)に「大船爾末加伊之自奴伎」などあり。さて「オキツカイ」とは奥こぐ船の「カイ」にして「ヘツカイ」とは邊をこぐ船の「カイ」なり。古義に「オキツカイ」は左方にして「ヘツカイ」は右方といへるは證なきことにして推しあての強言なり。

○痛勿波彌曾 痛莫波彌曾 「勿莫」の字差あれど、いづれも「ナ」にして共に「イタクナハネソ」とよむ。「イタク」は「イト」と同源の語にしてその形容詞としたるものなり。卷五(八四七)に「和我佐可理伊多久久多知奴」卷十五(三五九二)に「於伎都風伊多久奈布吉曾」など假名書の例多し。こゝは所謂「ナ」の格にして上に「ナ」あり、下に「ソ」あり、其の間に動詞の連用形をおきて禁止をいひはらはせり。「はぬ」といふ語の例は古事記下雄略卷の歌に「加那須伎母伊本知母賀母須岐婆奴流母能」とあり。權は水を掻くものなるが、甚しく水を撥ぬることなかれとなり。

○若草乃 「ワカクサノ」とよむ。「ツマ」の枕詞とす。日本紀仁賢卷に「弱草吾夫何恰矣」とある自注に「古者以弱草喻夫婦故以弱草爲夫」とあり。その意は冠辭考にいへる如く春のわか草はめづ



らしくうつくしまるる物なれば、それにたとへてわか草のつまとはつづけしなり。

○ 婦之「ツマノ」とよむ。これを一句とする時は三言の句となる。之を飽かずとにや童蒙抄には一句脱せしかとし、本居翁は「ツマノ命之」とありしが、命之の二字脱せるかといへり。されど、三言と下の七言とに口調整はずとは思はれず。このままにてあるべきならむ。「婦をツマ」とよむことは卷一「二三」にいへるが古は夫婦共に「ツマ」といひしが故に、ここはその字をかりて夫の義に用ゐたり。而してこの「ツマ」は天皇をさし奉られしこと明かなり。

○ 念鳥立 舊訓「オモフトリタツ」とよむ。古寫本中には「テモヘルトリコソタテ」(神田本)、「オモフトリタテ」(温故堂本)などよみ、又童蒙抄に「ツマノシノヘルトリモコソタテ」とよめるは皆上句を三音によむを飽かず思ひしよりの考案なるべけれど、従ふべくも思はれず。この句の意は契沖が「オモフ鳥とは帝の御在世中に叡覽有てめでさせ給ひしものなれば餘愛に不堪してかくはよませ給ふなり」といへるをよしとす。

○ 一首の意 今この宮より淡海の湖を見れば奥の方遠くより撈ぎくる船あり。濱邊近くを撈ぎくる船あり。その船どもの擢をば、甚しくはぬることなかれ。天皇が御在世の砌愛し念ひたまひし水鳥のその水音に驚き立ち騒ぐがいとほしきことなり。天皇を慕ひ奉らるる切なる情をその餘愛の鳥に寓してうたひ出されたるなり。

### 石川夫人歌一首

○ 石川夫人 「夫人は上にもいへる如く、妃に次ぐ後宮の職にして、嬪の上に位し、臣下にして後宮にめされたるものの最上級の職名にしてその次を嬪といふ。日本紀を按ずるに、天皇には皇后の外に四嬪あり。然れども、夫人の職にありし人の名なし。然るに四嬪のうち蘇我山田石川麿大臣の女なる遠智娘姪娘の二人あり。石川夫人といはれしはこの二人のうち在るべし。

### (一五四) 神樂浪乃、大山守者、爲誰可、山爾標結、君毛不有國

○ 神樂浪乃 「ササナミノ」とよむ。その義は卷一「二九」の條にいへるが、その樂浪の文字はこの「神樂浪」を略せるものなり。「ササナミ」が古近江の滋賀郡邊一帶の地名なりしこと卷一「二九」以下にいへり。

○ 大山守者 「オホヤマモリハ」とよむ。「大」は美稱なるが、「ササナミ」の地は宮城の邊なれば、その大山守をば重んじて特に大山守とはいへるなり。山守は日本紀應神卷に「五年秋八月庚寅朔壬寅令諸國定海人及山守部」と見え、又顯宗卷に前播磨國司來目部小楯を賞せらるる事を叙せる文に「小楯謝曰、山官宿所願。乃拜山官改賜姓山部連氏、以吉備臣爲副、以山守部爲民」とあり。即ち山守は山の官なるを知るべし。さて又續日本紀に「和銅三年二月庚戌初充守山戶、令禁伐諸山木」と見えたるは攷證にいへる如く、この官中比たえしを又置かれしなるべきなり、即ちこの山守とは堺を守りて竹木を濫りに伐るを禁し、又御料の山にては衆庶の闖入するを監視せ



しめられしものならむ。卷三四〇一に「山守之有家留不知爾其山爾標結立而結之辱爲都又卷六九五〇に「天王之界賜跡山守居守云山爾不入者不止」などあるにてこの頃に山守といふ職ありて山を守りその山に所謂標を結び立てしを見るべし。

○爲誰可「タガタメカ」とよむ。「タレストカ」とよめる古寫本もあれど従ふべからず。誰が爲にかの意なり。「ために」といふべきをただ「ため」といへる例は卷五八〇六に「奈良乃美夜古爾由吉帝已牟多米八四五」に「宇米我波奈知良須阿利許曾意母布故我多米」などあり。

○山爾標結「ヤマニシメユフ」なり。「シメユフは上一五一」の歌にも見ゆれど、この「シメユフ」は目的違ひたり。ここは御料の山ぞとて標結ひて濫りに人を入らしめぬ爲に結へるなり。

○君毛不有國 舊訓「キミモマサナクニ」とよみ諸家多く之に従へるが、略解は訓は之に従ひて「有は在」の誤なりといひ、萬葉集措解は「アラナクニ」とよめり。先づ略解は「マサナクニ」とよまむ爲に「在」字なりといへるならむがその説の如く「在」字を書ける本一もなければ略解の誤字説はうけられず。さてこの歌を古今六帖袖中抄に引けるには「アラナクニ」とよめり。ここに「マサナクニ」とよめるには、その主格が天皇なる故に敬語を用ゐるべしとせるか、若くは「アラナクニ」といふ語遣の例なしとせるかのうちなるべし。先づこの卷終の歌「三四」に「久爾有名國又卷四六六六」に「不相見者幾久毛不有國」などあるによりて「あらなく」といふ語のなきにあらぬを見るべく、又この卷一六四に「欲見吾爲君毛不有爾」は「君もあらなく」とよむべく、歌にては必ずしも敬語を用ゐぬこと古今の例なればなり。されば「マサナクニ」とよまむも悪しとはあらねど、

「有」の字によりて「アラナクニ」とよまむ方穩かなり。「アラナクニ」はあらぬものなるにといふいひ廻し方なり。

○一首の意 今は天皇も御座まさぬに、篠浪のこの御料の山の山守は誰が爲にせむとて、かく標を結びて御山を守り居るならむ。わが君はゆきまして再びかてへりまさぬものをとなり。

### 從山科御陵退散之時額田王作歌一首

○從山科御陵 山科御陵は天智天皇の山陵なり。この山陵の事、日本紀に見えぬ由は上にいへり。略解に「天武天皇三年に至りて此陵は造らせ給へり」とあるは何によりしか詳かならず。ただ天武紀上に「朝廷宣美濃尾張兩國司曰爲造山陵豫差定人夫」と見ゆる文あれど、これはそれを近江朝廷の陰謀ならむと天武天皇側の者の見し記事なり。續日本紀文武天皇三年の紀に「十月甲午詔赦天下有罪者但十惡強竊二盜不在赦限爲欲營造越智皇極山科二山陵」とあり。これは修理を施されしをいへるならむ。延喜式諸陵式には、山科陵に注して「近江大津宮御宇天智天皇在山城國宇治郡兆城東西十四町南北十四町陵戸六烟」とあり。さて御陵は即ち山陵の陵に御字を冠したるものなるが、陵字には新撰字鏡に「彌佐々木」の訓あり、和名抄には「日本紀私記云山陵々美佐」とも見えたれば、「ミササキ」とよむべくも思はるれど、この歌なる「御陵」は「ミハカ」とよまではあらぬをみれば、「ミハカ」ともよむべきなり。かく二様あるにつきて考ふるに、その物につきては、「ミササキ」といひ、その主につきては、「ミハカ」とよむべきものなるが如し。されば、こ



れは萬葉考の説の如く「ミハカ」とよむをよしとすべし。

○退散之時 「退」は「マカル」とよむべく「散」は「アラク」とよむべきものなれど二字にて「マカル」とよむべきならむ。考には「アラケマカルトキ」とよめり。これは親しき皇族の方々大臣又側近に奉仕せし人々の殯宮に晝夜分番交代して仕奉りしものが御陵の事も一段落つきて退散する時をいへるなるべし。その奉仕せる期間は明かならず。

○額田王作歌 「ヌカダノオホキミノヨメルウタ」なり。額田王は卷一にいへり。

(一五五) 八隅知之<sup>ヤスミ</sup>和期大王<sup>ワキ</sup>之<sup>ノ</sup>恐也<sup>カシコキヤ</sup>御陵奉仕流<sup>ミヤカ</sup>山科<sup>ヤマナカ</sup>乃<sup>ノ</sup>鏡山爾<sup>カガミノヤマニ</sup>夜者毛<sup>ヨルハモ</sup>夜之盡<sup>ヨルハモ</sup>晝者<sup>ヒルハモ</sup>母日之盡<sup>ハハヒノトキ</sup>哭耳呼<sup>ナクミミコエ</sup>泣乍在<sup>ナクミミコエ</sup>而哉<sup>ナクミミコエ</sup>百礮城<sup>ヒャクカサシ</sup>乃<sup>ノ</sup>大宮人者<sup>オホミヤヒト</sup>去<sup>ユキ</sup>別南<sup>ワカレナム</sup>

○八隅知之 既にいへり。

○和期大王之 卷一「五二」にいひ又上の歌「一五二」にもいへり。

○恐也 舊訓「カシコキヤ」とよみ古寫本中には「カシコシヤ」「カシコクヤ」とよみ考には「カシコシヤ」をよしとせるが玉の小琴に「カシコキヤ」とし略解之に従へり。玉の小琴の説に曰はく「恐也をかしこみや、かしこしやなどと訓るはわろし。かしこきやと訓べし。やは添たる辭にて恐き御陵と云こと也。廿卷<sup>五</sup>丁に可之故伎也安米乃美加度乎<sup>四四八〇</sup>」この例也。又八卷<sup>三</sup>丁に宇禮多伎也志許霍公鳥<sup>一五〇七</sup>是等の例をも思ふべしといへり。又卷二十<sup>四三二二</sup>可之古伎夜美許等加我布理<sup>一</sup>といふ例もあり。まことにこの説の如くかかる場合の「や」は間投助詞にし

て「カシコキ」より御陵に續けて連體格にしたるものなり。申すも恐れ多き御陵といふ意なり。

○御陵奉仕流 舊訓「ミハカツカヘル」とよみたれどこれは後世の俗語の格(下一段)によみたるなれば従ふべからず。童蒙抄に「ミハカツカフル」とよめるをよしとす。陵は元來丘陵の意なれど天子の墓をいふに用ゐる語とせり。而してこれは漢代よりはじまれり。水經の渭水の注に「長陵亦謂長山也。秦名天子冢曰山漢曰陵故通曰山陵矣」とあり。喪葬令義解にも「帝王墳墓如山如陵故謂之山陵」とあり。而して令集解には「古記云陵謂墓一種以貴賤爲別名耳」といへり。さてその訓は「ミササキ」とも「ミハカ」ともよむべきこと上にいへるが、こゝは歌詞の上より「ミハカ」とよまざるべからざることは疑ひなし。「奉仕」の「奉」は敬語として冠したるにて重き義なし。山陵を作りつかへ奉るの義にていへるなり。

○山科之 上にいへる如く山城國宇治郡の地にして天智天皇の御陵のある地なるが、和名抄の郷名に「山科」に注して「也末之奈」とあり。

○鏡山爾 「カガミノヤマニ」なり。鏡の山といふ名の山は近江にもあり集中には豊前のも見ゆれど、こゝはもとより宇治郡山科の御陵のある地の山なり。山城志に「在御陵村西北圓峯高秀小山環列行人以爲望」といひ、雍州府志には「在陵山東斯麓有鏡池」といへり。府志の説實を得たり。今この邊を御陵村といへり。

○夜者毛云々晝者母 これ對句とせるものなるが、古來「ヨルハモ」「ヒルハモ」とよみ來れり。然るに童蒙抄に「夜者毛」を「クルレハモ」とよみたれど「夜」を動詞によむは無理なれば古來の訓をよし



とす。而してかかる詞遣の例はこの卷二〇四二一〇卷三三七二卷六八九七等にあり。この「ハモ」は係助詞ハの下に更に係助詞モの添へるものなるが、かかる場合の「ハ」は軽くして、ただ調子を添ふるに止まる。「夜は晝は」といふを重くいはむ爲の詞遣と見るべし。

○夜之盡 舊訓「ヨノツキ」とよめるは語をなさず。契沖は「ヨノコトゴト」とよみ、童蒙抄は「ヨノアクルマデ」とよみ考は「ヨノアクルキハミ」とよみたれど、盡二字を「アクルマデ」又は「アクルキハミ」とよむは道理にあはねば随ひ難し。さりとて「ツキ」とよまむは文字の訓にはあへど、語をなさず。契沖の説をよしとす。その例をいはば古事記上卷に「伊毛波和須禮士余能許登若登爾」とある、世之盡々の義なり。卷五八九二に「布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛」とあるは「有之盡」なり。この「ことごと」とは「ことごとく」といへる形容詞の語幹にして、卷五七九七に「久奴知許等其等美世摩斯母乃乎」卷二十四〇〇〇に「久奴知許登其等」とあるごとく、副詞として用ゐる語なるをかく、何の「といひて體言を受けたることは、人のまに、心のまにに、まに、まにには副詞なり」などいふ如き語遣なり。その意は「夜のことごとく」といふ意にて、一夜中通してといふ心なり。

○日之盡 これも舊訓「ヒノツキ」とよみ、童蒙抄に「ヒノクルルマデ」とよみたれど、上と同じく契沖の「ヒノコトゴト」とよめるに従ふべし。これらの例は上にあけたる「二〇四二一〇」「三七二卷五八九七」等の例にて知らるべきが、なほその他にていはば、本卷一九九に「赤根刺日之盡」卷三六〇に「憑有之人之盡」などを見るべし。

○哭耳呼 舊訓「ネノミヲ」とよめり。代匠記には「ネノミヲ」と四音によみ、童蒙抄に「ネノミオラ

ヒ」とよめり。童蒙抄の訓は「呼を訓としてよめるものにして、他は「呼をヲ」の假名としてよめり。按ずるに「呼をヲ」の假名とせずば童蒙抄の説 理あるに似たれど、集中「呼を多くヲ」の假名に用ゐたり。加之その「呼」字は西本願寺本に「乎」とあればますく「ヲ」の假名なることを知るべし。

又舊訓の如く「哭にのみを」とに「助詞を加へては、下の「ヲ」と打ちあはず、されば、代匠記の説に基づきて考に「ネノミヲ」とよめるに従ふべし。「哭は説文に曰はく「哭哀聲也」とある如く元來音を立て泣く義をあらはせる文字なり。「ねをなく」といへることは平安朝の歌文に屢見ゆるものにして一々例をあぐるまでもなかるべし。「ねのみをなく」といへる例を本集中にていはば、卷十四三三九〇に「筑波爾爾可加奈久和之能爾乃木乎可奈岐和多里南牟安布登波奈思爾」といふあり。「ねをなくは」ねにたてなくことをいひ、ねのみをなくとは「ねをなくことのみするをいふ」。

○泣乍在而哉 「ナキツツアリテヤ」とよむべし。童蒙抄には「イサチツツアリテヤ」とよみたれど、上にいへる如く、これは元來「ネヲナク」といふ語を基として二句とせるものなれば舊訓をよしとす。意は上にいへり。下の「ヤ」は疑の係詞にして、下の「なむ」をこれが結とせり。

○百磯城之大宮人者 「モモシキノオホミヤビトハ」いづれも上にいへり。

○去別南 「ユキワカレナム」とよむ。考に曰はく「葬まして一周(滿一ケ年)の間は近習の臣より舍人まで諸御陵に侍宿する事、下の日並知皇子尊の御墓づかへする舍人の歌にて知らる」と。

○一首の意 天皇の神上りませるによりて、側近に奉仕せし大宮人は御陵なる山科の殯宮に夜も晝も仕へ奉りて悲み慕ひ奉りつつ在りしが、今は其期も満ちたれば、各退散する事となれる



が、かくいよく退散する事となれば今更思ひせまりて歎きは新になり、いよく悲しき事よとなり。

明日香清御原宮御宇天皇代 天淳中原瀛真人天皇

○明日香清御原宮御宇天皇 この天皇及び宮城の事卷一(二二)にいへり。

○天淳中原瀛真人天皇 天武天皇の御尊號なること卷一(二二)にいへり。

十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首

○十市皇女薨時 薨時は「カムサリタマヘルトキ」又は「スギタマヘルトキ」とよむべし。十市皇女の事は卷一「二二」の條に既にいへる如く、天武天皇の皇長女にして弘文天皇の妃となりて葛野王を生み給へるが、壬申の亂後、天武天皇の御許にかへりましなるが、常に悲痛の念に堪へたまはざりしならむ。この皇女の薨去は不慮の外に出でしものと見ゆ。日本紀天武卷に「七年夏四月丁亥朔、欲幸齋宮、この齋宮は倉梯河上に立てられしこと上文に見ゆ」ト之。癸巳食ト。仍取平旦時警蹕、既動、百寮成列、乘輿命蓋、以未及、出行十市皇女卒、然病發薨於宮中。由此鹵簿既停、不得幸行。遂不祭神祇矣。又庚子葬十市皇女於赤穗、天皇臨之、降恩以發哀、哀と見えたり。この御墓の所在地は今赤尾といひて忍坂の西にあり。

○高市皇子尊御作歌 高市皇子はこの卷上の歌(一四)にいへるが、十市皇女の異母弟にましま

せり。ここに皇子尊と特別にかけけるは皇太子にましが故なり。日本紀の例を見るに、天武紀には草壁皇子尊と見え、持統天皇三年紀には皇太子草壁皇子尊と記し、又高市皇子はその後に皇太子となり賜ひしものと見え、同十年七月の條にその薨を記して「後皇子尊」といへり。されば、その皇太子となりましは後の事なるが、この撰者がこの頃以後に之を撰せしものなるべくして、その位をさきにめぐらして記ししなるべし。従ひて御作歌の字面もその意にて修せるならむ。

(一五六)

三諸之、神之神須疑、已具耳矣、自得見監乍共、不寐夜叙多。

○三諸之 舊訓「ミモロノヤ」とよめり。然れども「ヤ」といふ語にあたるべき文字なければ、如何なり。契沖は「ミモロノ」とよむべしといへり。按ずるに、かく四音にて一句とせるものは古歌に例少からざるものなり。「うまさけ」そらみつ「まささく」に「ひばり」「つぎねふ」おしてゐるの如き所謂枕詞はもとより、さならぬものにも例多く一々あぐるに堪へず。この卷の例をいはずば上の「一五五」の歌に「ひるはも」よるはも「ねのみを」など三句も存するにて見るべし。

○神之神須疑 「カミノカミスギ」と舊訓によめり。然れども「かむかぜ」(卷一「八一」)などの例によりて「カムスギ」とよむをよしとすべし。上の「神」は三諸の大神即ち大三輪の神をさす。「神須疑」は神杉なり。「かむさぎ」の語例は日本紀顯宗卷に「石上振之神相須疑」(モトキリスエオホラヒ)「十、一九二七」に「石上振之神杉神備而」(イソノカミフルノカスガノカミヒメ)などいへるにてその意知らるべきが、ここは大三輪の社の



神杉なり。その三輪の神杉をうたへる例は卷四七一に「味酒呼三輪之祝我忌杉手觸之罪歟君二遇難寸」又卷七一四〇三に「三幣帛取神之祝我鎮齋杉原云々」などあり。大三輪神社には古來名高き神木としての大なる杉あり。今はその木枯れたれど、なほ古の面影を殘せり。

○巳具耳矣自得見監乍共 この十字、二句に當るべきものなるが、讀み難し。古來種々の説あれど、從ふに足るべきものなし。研究を要するものなり。

○不寐夜叙多 舊訓「ネヌヨソオホキ」とよみたれど、「イヌ」といふ語を正しとすれば、考に「イネヌヨゾオホキ」とよめるに從ふべし。但し、上の二句のよみ方明かならねば、解を下すべき様なし。

(一五七)

神山之山邊眞蘇木綿短木綿如此耳故爾長等思伎

○神山之 舊訓「ミワヤマノ」とよみたるが、契沖は字のままに「カミヤマノ」とよむべしといひ、諸説とりどりなり。按ずるに「ミワヤマ」とよまむとするは、古事記中卷崇神天皇の條の注に「此意富多多泥古命者神君鴨君之祖」とある、神君は「ミワノキミ」とよむべきものなるにつきて古事記傳に委しき説あるが、その要點をいへば「美和を神と書ゆゑは古大倭國に皇大宮敷坐りし御代には此美和大神を殊に崇奉らしてただに大神とのみ申せば、即此神の御事なりしから遂に其文字をやがて大美和と云に用ひることにぞなれりけむ。さるままに大を省きて云にも又神字を用ひしなりけり」といへり。かくてこの「神君」をば日本紀崇神卷には「所謂大田田根子今三輪君等之始祖也」と見え、神君の「ミワノキミ」なることは著し。されば「神山」を「ミワヤマ」とよまむに

はこの大和の大三輪神社の神山に限りてのみいへることなりと考へらる。而して、上の歌にも三輪の神杉をよまれたれば、十市皇女とこの三輪山と何か因縁あるべく思はるれば、古來の訓に從ふべきものならむ。

○山邊眞蘇木綿 「ヤマベマソユフ」とよむ。山邊とは上の「ミワヤマノ」のつづきにて三輪山の山邊にある木綿といふことなり。「マソ」は「眞麻苧」の義なるべくして、「マ」は美稱にして、「ソ」は「麻苧」の義なるべし。「麻苧」とは麻より取りたる苧の義にして「アサヲ」といふべきを上略して「サヲ」といひしものと見え、卷九一八〇七に「直佐麻乎裳者織服而」といへる歌あり。その「さ」を更に約めていへるが、「ソ」といふ語なるべく、卷子を閉蘇といへるも綜たる「麻苧」なるの義なり。大祓詞に「天津菅曾」といへる「菅曾」も「清麻苧」の義なるべし。「木綿」は豊後風土記に「速見郡柚富郡此郷之中栲樹多生。常取栲皮以造木綿因曰柚富郷」と見えたる如くにて、「ユフ」とよむべき由と、その材料とを見るべし。木綿は上にある如く、楮の甘皮の纖維をとりて製したるものにして、今奈良正倉院に存する木綿は緒又は紐にしたり。之を織物といふ説本居翁より始め多く行はるれど、それらは椴齋が既にいへる如くすべて誤れるなり。さてその麻と木綿とは原料異なれど、それらのさまと用途とは略同じければ古は共に「ソ」といひしならむ。さるによりて「マソユフ」といふならむ。

○短木綿 「ミジカユフ」とよむ。考に「こは長きも短きも有を短きを設出てこの御命の短きによそへ給へり。後にみじかきあしのふしの間もとよめるこの類也」といへり。諸家多く之に從



へり。さる事なるべし。

○如此耳故爾 古來カクノミユエニとよみ來れるを略解にカクノミカラニと改め、檜婦手には「短木綿を受けて如此耳と書けるなれば、みじかきからにとよむべきなり」といへり。檜婦手のは、如此耳三字を用ゐたるこの歌の意義をとけるものにしてよみ方を説けるものと認むべきにあらねば従ふべからず。さてこの故は卷二、二一の「人婦故爾の條下にいへる如く、ユエとよむべく、必ずしもカラ」とよむべき必要なきものなり。この耳は後世ばかりといふに似たる意の副助詞にして、かくを助けてその意を限定せるものなり。さてこのカクノミユエニといへるは、守部のいへる如くかくばかり短き命なる故にといふなるが、その故にといふ語の用ゐる方は今とややかはりあるが故に、なるものをと解すべしとするは從來諸家の通説なり。されど、既にいへる如く、によりての如き意に釋すべきものにして、ここはかくばかり短命なる事に對してといふ程の意と見ゆ。

○長等思伎 流布板本ナカクトオモヒキとよめり。古寫本中にはナカシトオモヒキとよめる本少からず。仙覺はその古點を否として今の如く改めたるなり。これは、長クの下に「ましまさむ」などいふべき語を省きたりと見ゆれば、流布板本なるをよしとす。

○一首 神山の山邊に生ふる眞麻木綿の短木綿の如く短き命にてましましけり。かく短き命にてましましけるものをば、長くましまさむと且つは頼み且つは油斷してありしことよ。かく短命にてましまさむとかねて知りせば、なほ盡し奉るべき途もありしものとなり。この

「長く」といへる一語の下に無量の感慨を藏せられてありと見ゆ。

山振之、立儀足、山清水、酌爾雖行、道之白鳴。

○山振之 古來ヤマブキノとよめり。「振字は今フル」とよむ字なるが、そのフルといふ語は古、フクといひしなり。日本紀卷一の一書に「故伊弉諾尊拔劔背揮以逃矣」とある文の自注に「背揮卅云志理弊提爾布俱」と見え、之に相當する古事記の文には「余拔所御佩之十拳劔而於後手布伎都逃來」とあるなどにてその關係を知るべし。されば、振を、フキの假名に用ゐるは古言に基づくものなり。これをただ音通によれりといふ説はあたらず。さてこの山振は今いふ黄色の花さく灌木にして、卷十七、三九七一「夜麻扶根能之氣美登毗久久鷲之云々」三九七四「夜麻夫根波比爾比爾佐伎奴卷二十、天平勝寶六年三月十九日の歌、四三〇二に「夜麻夫伎波奈壑都都於保佐牟」又四三〇三に「和我勢枯我夜度乃也麻夫伎佐吉豆安良婆云々」同月二十五日の歌、四三〇四に「夜麻夫伎能花能佐香利爾云々」その他例多し。さてこれをその如く山吹とかけるとは卷十九、四一八四の歌なり。又この如く山振とかけるは卷八、一四三五卷十一、一九〇七などなるが今の山吹をいへりしことの特に明かなるは卷十春雜歌の詠花のうち「花咲而實者不成登裳長氣所念鴨山振之花」二八六〇といへる歌なりとす。新撰字鏡には、榎字に「山不支の訓を施せり。さてここに山吹をとり出でられしはその頃にこの花咲きてありしが故ならむ」。

○立儀足山清水 この六字、二句に相當するものなるが、舊板本は「サキタルヤマノシミヅナバ」と



よめり。代匠記には「タチヨソヒタルヤマシミヅ」とよみ、童蒙抄には「立は光の誤、足は色の誤なり」として「ニホヘルイロノヤマシミヅ」とよみ、玉の小琴には「儀は誤字にて必しなひと云へき所也。字は靡か繩か猶考ふへし」といひ、摺解には熊谷直好の説として「サキタルヤマノキヨキミツ」とよみ、古義は「儀は茂の誤なり」として「シゲミタル」とよむべしといへり。さて先その誤字説を見るに、この所一も異なる文字を用ゐたる本なければ誤字ありとして立てたる説はすべて従ひがたし。その他の訓につきて見るに「立儀」の二字を「サキ」とよむべき由のなきは明かなればかくよめる説は従ふべからず。かくして残る所は契沖の説のみなり。按ずるに「儀」字は儀容の意ある文字にして、類聚名義抄伊呂波字類抄共に「ヨソフ」の訓あり。されば契沖説をよくしとすべし。「足」を「タル」とよむは復語尾の「タル」に借りたるなり。「ヨソフ」といふ語は卷十四「三五二八」に「水都等利乃多々武與曾比爾云々」卷二十四「三三〇」に「奈爾波都爾余曾比余曾比豆氣布能日夜伊田豆麻可良武美流波波奈之爾」など本集に例少からず。新撰字鏡には「揀」字の注に「裝揀也與曾比加佐留也」とあり。こは攷證にいへる如く「山ぶきの容をよそひたるごとく咲」とのひたるをのたまへり」と解すべし。「山清水」は山の清水にて異なる義なし。されどここに「山清水」をもち來せるは無意義なるにあらず。その「山」は「十市皇女を葬れるが山地なれば、思ひよせていはれたるものなれど、その山地に清水ありしが故によまれたりしか否かは詳かならず。按ずるに、この頃既に山吹を水邊に植ゑて賞したる事ありしが故にかかる詞もよまれしならむ。かく考ふる由はかの卷八の厚見王の歌に「河津鳴甘南備河爾陰所見而今哉開良武山振乃

花(一四三五)とあるなどによりてなり。されば「山清水」とよまれたるも山吹の花のうるはしきさまを彷彿せしめむ下心ありしならむ。

○酌爾雖行 「クミニユカメド」とよめるをよしとす。上に「山清水」とよみしが故に「酌み」といひたるなり。酌みに行かむと欲すれどの意なるが「む」の已然形「め」より接續助詞「ど」につづけてかかる語法をなせることこの頃に例多し。この卷「一六六」磯之於爾生流馬醉木乎手折目杼令視倍吉君之在常不言爾」などこれなり。

○道之白鳴 「ミチノシラナク」とよむ。「知ラナク」の「ク」は「コト」の意に近き語にして「道の知らなくは道のわからぬことよといはむ程の意なり。「道ヲ」といはずして「道ノ」といへるは下に「なく」と體言の格にして止めたる故なり。卷三「三二三」に「船乗將爲年之不知久」卷十「二〇八四」に「君將來道乃不知久」卷十三「三三一九」に「杖衝毛不衝毛吾者行目友公之將來道之不知苦」など例多し。

○一首の意 この歌古來多く正しき解を得ざりしなり。先づ上三句の意をば、普通の説にては「赤穂は山なるべければ其比山吹有たるなるべし。山吹の匂へる妹などもよそへよめる花なれば、立よそひたると云べし。さらぬだにある山の井に山吹の影うつせらんは殊に清かりぬべし」契沖説といへり。まことに「山振の立よそひたるといへるはその花の咲きそるひて、美しきをととりて皇女の御姿によそへていはれたるにもあるべく思はるる點あり。されど、ただそれのみにては下の「酌みに行かめど道の知らなく」といはれたる意をば、如何にとるべきか。普通の説には「葬し山邊には皇女の今も山吹の如く姿とををに立よそひておはすらんと思へ







(一五九)

八隅知之我大王之暮去者召賜良之明來者問賜良志神岳之山之黃葉乎、今日毛鴨問給麻思明日毛鴨召賜萬旨其山乎振放見乍暮去者綾哀明來者裏佐備晚荒妙乃衣之袖者乾時文無。

○八隅知之 既にいへる如し。

○我大王之 「ワガオホキミノ」なり。意は既にいへるが如し。

○暮去者 「ユフサレバ」とよむ。「暮」は「ユフ」の國語にあたる。「ユフサレバ」といふ語は上「一三八」にもあるが、なほ他の例をいはず、卷十五「三六二五」に「由布佐禮婆安之敝爾佐和伎安氣久禮婆於伎爾奈都佐布可母須良母又「三六六六」に「由布佐禮婆安伎可是左牟志」などあり。その意は既にいへる如く「夕」にならばなり。

○召賜良之 これは古寫本に「メシタマフラシ」とありて古くしかよみ來れるを仙覺が「メシタマヘラシ」とよみたるより流布板本にもしかよめるなり。契沖はこのよみ方に賛成してこれは「メシタマヘリシ」を轉じたものとせり。然れども「タマヘリシ」を「タマヘラシ」と轉じ用ゐるが如き事古來なく又これに似たる旁例もなきなり。この故にこの轉音説は從ふべからず。若し強ひて仙覺のよみ方を主張せむとせば「タマヘルラシ」の約なりとすること「ナルラシ」がならし「ケルラシ」が「げらし」となりたるが如きさまなりといふべきなれど、かく用ゐたる例また一もなければ從ふべからざるのみならず、かくいひては仙覺契沖のいへる説にはあてはまらざる

點あるべし。(そは後に明かにすべし。)これは古訓の方宜しきにて玉の小琴にも之を可とせり。今之を可とする點は一なれど、玉の小琴の説も從ひかたし。さて「召」は「メシ」といふ語にあつてたる借字にしてこの語は「召す」といふ義にあらずして「見る」の敬語にして「見」より「サ行」四段の復語尾を分出せる、その連用形なり。かくてその「メシ」より「賜ふ」に用ゐたるなり。「ラシ」は既にいへる如く、ある現實の事を見て、それを基としての推量にいふ語なるを多くの注釋家、これを古は過去の事柄の推量にも用ゐたりといへり。これは玉の小琴の説に基づくものなり。曰はく「云々召賜良之云々問賜良思、二つながらたまふらしと訓べし。十八卷「廿三」にみよしぬの、この大宮に、ありがよひ賣之多麻布良之ものふの云々(四〇九八)是と同じ格也。常のらしとは意かはりて何とかや心得にくき云々也。廿卷「六十」に(四五〇)「於保吉美乃都藝豆賣須良之多加麻刀能努敝美流其等爾彌能未之奈加由」これは平假名にせるを今原字のままにして引けり。此めすらしも常の格にあらず。過し方を云ること今と同じ。是等の例に依て、今もたまふらしと訓べきこと明けしといへり。この「たまふらし」とよむべしとすることは異議なけれど、その理由につきては賛同するを得ず。按ずるに、良之の意はいつも推量の意あるのみにして、用例によりその場合々々の事情を顧みて解すべきなれど、かく現在を離れて「けむ」の如き意をあらはすことは決してあるまじき事なり。先づ、その十八卷なるはもとより過去の事の推量にあらずして現前にあるべき事につきての推量なれば、論はあるまじ。二十卷のは、依興各思高圓離宮處作歌五首」と題せるうちの一首にして、その他の歌に或は「多加麻刀能努乃字倍



乃美也婆安禮爾家里(四五〇五)といひ、多加麻刀能乎能字倍乃美也婆安禮努等母多多志之伎美能美奈和須禮米也(四五〇八)といひ、於保吉美能賣之思野邊爾波之米由布倍之母(四五〇九)といへるに照していへる事なるべきが、ここに「ツギテメスラシ」とよめる意はこの高圓離宮を愛でましし天皇の崩御のありて後にその宮荒れて宮處のみとなりたれど、皇御靈は天翔りて、その古より引きつづき今も見賜ふらしといへるに、上の(四一五)の「有我欲比管見良目杼母」といひ、「四八」の「青旗乃木旗能上乎賀欲布跡羽目爾者雖視云々」といへる如き心にてよめるにて、決して過去の事をいへるにはあらずして、今も引きつづきて昔の如く天翔りて、めすらしと推量せるものなり。(それらは靈魂不滅の精神の下に心得て見よ。)この故に、その例を以て過去の事を推量すといへるは當らざるなり。この場合は二十卷のよりも意明かなる「らし」の場合にて、九月崩御の折恰も黄葉の時なりしが故に、その目前にある黄葉を眺め給ひての御詠なれば、御在世にてあらば、天皇のこの黄葉を見て愛し賜ふらしといはれたるなり。若しかかる場合の「らし」を玉の小琴の如く過去の事を推量するものとせば、玉の小琴の自らあけたる卷十八の例を如何にせむとすべきか。それは決して過去の事にあらぬは明らかなるものなるをや。思ふに本居宣長はこの「らし」が體言につづくものたるを忘れて、かかる事をいはれしならむ。上の卷十八(四〇九五)の例卷二十四(五一〇)の例及びこの例すべて「らし」より直ちに體言につづくべき格なり。然るに「らし」は元來連體形にても終止に用ゐらるる例のみにして連體格に立てる例なき語なれば、本居翁の惑はれしも宜なりといふべし。上の諸例は奈良朝文法史に

いへる如くいづれも「らし」より熟語的に體言につづけたるものにして、その語遣は形容詞の終止形よりして「かなし妹」(空し煙)などいへる如きに似かよへるものにして、後語尾にては後世に「まけじ魂」(しらす顔)などいへるに似かよひ、又本集に多き「まし」より直ちに「物」につづく例も同じくこの格なりとす。さて又契沖の「めしたまへらしをよしとし、タマヘリシ」の轉とせるも「タマフラシ」とせば、ここにて切る語法となると考へ、切れては語をなさねば、しを連體形と見る必要よりしての考なること著し。されど吾人のいふ如くに見れば、契沖説、又本居説の如き無理なることをいふ必要なき筈なり。但しここは、對句として重ねたる爲、形の上にては直ちにつづかぬ様に見ゆれど、この語は下の神岳の山の黄葉につづけるなり。

○明來者「アケクレバ」なり。この語は上(一三八)にいへる所におなじく夜の明けくればなり。「ユフサレハ」と「アケクレバ」とを對していへるも上におなじ。なほ一例をあぐれば上にあけたる卷十五(三六二五)の「由布佐禮婆安之敝爾佐和伎安氣久禮婆於伎爾奈都佐布可母須良母」などなり。

○問賜良之 これも上の「召賜良之」におなじく「トヒタマフラシ」とよむべきなり。さてこの「トフ」は「問」字をかきたれど、「問」は借字にして尋ね訪ふ意なり。卷三(四五五)に「如是耳有家類物乎芽子花咲而有哉跡問之君波母」(四六〇)に「問放流親族兄弟」等の例あり。さてこの「ラシ」はこれより直ちに「神岳乃云々」につづくものなるが、上四句は對句をなして一の意をなし、暮にも朝にも訪ひ見たまふらしと思はるる神岳の云々とつづく筈の語遣なり。而してこの四句の意は「天皇が



神靈として見したまひ、訪ひたまふらしの意に解すべきものなり。

○神岳乃 これも古訓「カミヲカノ」とありしを非として、仙覺が「ミワヤマノ」とよみ、舊板本それに従へるなり。然れども契沖又古にかへして「カミヲカノ」とよむべしとせり。先づ「神」を「ミワ」とよむことは無理にあらねど、「岳」を「ヤマ」とよめることは古今に例なし。この「岳」字は卷一の「一」にいへる如く「丘」の義にして「ヲカ」とよむべきものなり。而して「ミワヲカ」とはいふべくもあらねば古訓の如く「カミヲカ」とよむべく、八雲御抄にもしかよまれたり。さてこの神岳は何處ぞといふに、卷九一六七六に「勢能山爾黄葉常敷神岳之山黄葉者今日散濫」と見ゆる神岳と同じ地にして、いづれも黄葉の著しき地と見えたり。この卷九のは「大寶元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時歌」なるが、これは紀伊の勢山の黄葉を見て、帝都の附近なる黄葉の名所たる神岳を思ひ出でたる歌なること著しく、この歌も、帝都附近の黄葉の名所たる故によまれしこと著し。さてこの神岳につきては契沖のいへる如く卷三に「登神岳山部宿禰赤人作歌一首並短歌」とあるこの「神岳」といふも同じ地なるべきを思ふべし。而してその長歌(三二四)のはじめに「三諸乃神名備山爾五百枝刺云々」といへるにて、神岳即ち三室の神名備山なるを知るべし。而してその神岳が飛鳥の清御原宮に遠からず、そこより見渡されしは同じ歌に「明日香能舊京師者山高三河登保志呂之」といへるにても見るべく、さて又その神岳が飛鳥川近くにありしことはその反歌(三二五)に「明日香河川余藤不去立霧乃念應過孤悲不有國」といへるにて著し。さてその三諸の神名備山をよめる歌は卷九一七六一に「詠鳴鹿歌三諸之神邊山爾立向三垣山爾云々」あり。又卷十三三二六八には「三諸之神名備山從登能陰雨者落來奴」ともあり。さてこの山は又「かみなひのみもろやま」ともいひしものと見えて、卷十三三二二七の長歌に「甘南備乃三諸山者春去者春霞立秋往者、紅丹穗經甘昔備乃三諸乃神之帶爲明日香之河之云々」又その反歌(三二二八)に「神名備能三諸之山丹隱藏杉」ともいへり。ここにも、黄葉をいへるのみならず、飛鳥河を帯にせる由をいへれば、上にいへる「みもろのかみなびや山」とおなじ地たるを知るべし。かくてこれをただ「神なび山」とのみもいひしなり。その證は卷十三三二六六の長歌に「春去者花咲呼里秋付者丹之穗爾黄色味酒乎、神名火山之帶丹爲留明日香之河乃云々」といへるにて、もしるく、又卷十一九三七に「故郷之神名備山爾」とよめるは、三二四の歌に「飛鳥の舊き京は云々」といひしにおなじ趣にていへること著し。以上によりてこの地は飛鳥清見原京より遠からぬ地にありて、飛鳥川のめぐれる丘にして黄葉の名所なりしことを考ふべく、その名は「みもろのかみなびやま」とも「かみなびのみもろのやま」ともいひ、又ただ「かみなびやま」とも「かみをか」ともいひしならむが、そこは何處ぞといふに、契沖は三輪山の事なりといひたれど、三輪山と飛鳥川とはかけはなれてあれば、從ひがたし。契沖がかく考へし由は「みもろのかみなびやま」といひしが爲ならむか。「みもろ」とは元來御室の義にして神を齋ひ祭れる所をいふ語なるが、それが専ら大神社にかかれるは、これが古朝廷崇敬の第一の社なればいはれしこと、後世「山」といひては専ら比叡山延曆寺をさし、寺といへば、専ら三井寺をさせると趣同じさまになれる爲なるが、同時に普く用ゐる「みもろ」といふ語も亦行はれしならむが、ここはその普き方の「みもろ」な



れば略していふときは「神名火山」とはいへれども「みもろ山」とはいひし例なきにて「みわ山」にあらぬを知るべし。さてこの神名火山又神岳とあるは、出雲國造神賀詞に「賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天」とあるその飛鳥の神奈備なるべきが、この神奈備は神名帳の「高市郡飛鳥坐神社四坐」に相當するものなるが、この社の事は日本紀天武天皇朱鳥元年七月の條に「癸卯奉幣於居紀伊國懸神飛鳥四社住吉大神」とある飛鳥四社これにして、日本紀略淳和天皇天長六年三月の條に「大和國高市郡賀美郷甘南備山飛鳥社遷同郡同鄉鳥形山依神託宣也」とありて、それまでは飛鳥神社の鎮座ましましし地なり。この故に「かむなび」とも「みもろ」ともいはれしならむ。この社の舊地は、今の高市郡飛鳥村大字雷にありて俗に「上の山」「城山」といふ由なるが飛鳥川はその丘の南方より西方にかけて曲り流れたれば、神南火山の帶にせるといへるによくかなへりとす。さてこの丘は古雷丘ともいひし由なるが、かく名づくる由は雄略天皇の時小子部螺贏をしてこの處にて雷を捕へしめられしより起れりと傳ふるなり。さてかく雷岳とかけるも集中にあり。卷三に「天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麿作歌」と詞書せる歌(二三五)あるその雷岳なるべし。この雷岳はここにてはその歌に「雷之上於廬爲流鴨」とありて「イカヅチノチカ」とよむべきものなるが、この雷岳は「イカヅチノチカ」とも「カミチカ」ともいひしならむ。その故は古雷を「カミ」とのみいひしを思へば知らるべし。日本紀應神卷の歌に「彌知能之利古破儂塙等綿塙伽未能語等根虛曳之介廼阿比摩羅摩區」本集卷十二、三〇一五に「如神所聞瀧之白浪之」又卷十四、三四二一に「伊香保爾爾可未奈那里曾爾」などある「カミ」は雷にして「雷岳即ち神岳」なる由も知らるべし。

○山之黃葉乎「ヤマノモミヂヲ」とよむ。「モミヂ」に「黃葉」の字をあつること卷一、一六に「いへり」。

○今日毛鴨「ケフモカモ」とよむ。「カモ」は助詞なるに「鴨」をかりてあてたるなり。今日もといふ意の語に「か」といふ疑の助詞を添へ、更に「も」を添へたるが、下の「も」は餘情を深くあらせむとて添へたるなり。

○問給麻思「トヒタマハマシ」とよむ。この「トヒ」は上の「トヒタマフラシ」の「トヒ」におなじ。「マシ」は條件附に假想する意の複語尾なれば上に假設の條件なかるべからず。即ちこの句の上、又は「今日もかも」の上に「天皇のおはしまさましかば」といふ如き意のあるべきを略して言にあらはされざるなり。卷八、一六五八に「吾背兒與二有見麻世波幾許香此零雪之權有麻思」卷五、八八六に「國爾阿良波父刀利美麻之家爾阿良婆母刀利美麻志」などなり。さてこの「まし」は上の「かも」といふ係辭をうけたる結にて連體形としての終止なり。ここに似たる語遣の例は卷十五「三七七六」に「家布毛可母美也故奈里世婆見麻久保里爾之能御馬屋乃刀爾多豆良麻之」といふあり。さて、この邊の句の意義につきては學者によりて説を異にせるが、大體古義にいへる説即ち「世」におはしまさば、今日も明日も問賜はましか、見賜はましか、しかばかりめでうつくしみ給はむ山なるを今は崩御せられしゆゑ問はせらるる事もなく、見賜ふ事もあらずの如く解すると守部の説即ち「今年は御魂となりて今日か問はずらむ、明日か見ますらむ」の如く解するとあり。按ずるに、これは上に「か」といふ疑の語ある故に「まし」といふ意いよいよ明かになりて、若し



天皇の御在世ならば恐らくは今日はめで見たまふならむかと御在世の事を假想していふ語なれば、上の二説いづれもうけられず。古義の如くせば、ましの假想の意全くなくなるべし。守部の如くせば、ましとらむとの區別なくなるべきを以てなり。即ち、ましにて假想し、かにて疑惑をあらはし、恐らくは……ならむかといふ如き意をなせるなり。

○明日毛鴨 「アスモカモ」とよむ。意は上の「今日毛鴨」といへるに趣同じ。

○召賜萬旨 「メシタマハマシ」とよむ。意は上の「とひたまはし」といへるに趣同じ。この「めしは」上の「めしたまふらし」の「めし」におなじく、又この上に假設の條件あるべきことも同じ。この四句の意は我と共に問ひ賜はまし、見したまはしといふ意に解せらる。以上一段落なり。

○其山乎 「ソノヤマヲ」なり。神岳をいふ。

○振放見乍 「フリサケミツツ」なり。「乍をツツ」とよむこと、卷一「二五」にいへり。「サク」は卷一「一七」の「見放武」にて云へる如く遠くより見やるをいひ、「フリサケミル」とは遠くより見やることなり。

○暮去者 上にある同じ語をここにくりかへして用ゐられしにて、その在世の折を思ひ出して今の境遇をいはむ料とせられたり。

○綾哀 舊訓「アヤニカナシヒ」とよみたるを考に「カナシヒ」と改めたり。本集の假名書の例を見るに、卷二十「四三八七」に「阿夜爾加奈之美於枳旦他加枳奴同卷四四〇八」に「乎之美都都可奈之備伊麻世」とあればいづれをよしも定め難し。「アヤ」は驚き歎く聲に起りたる副詞にして、「アヤニ云々」といへる例古書に多し。今あけたる卷二十の「四三八七」の歌も、その例なるが、なほ一二

をいはば、卷五「八一三」に「可既麻久波阿夜爾可斯故斯卷十四「三四六五」に「安杼世呂登可母安夜爾可奈之伎卷十八「四一二五」に「許己宇之母安夜爾久須之彌」などあり。これは漢語に言語道斷などいへるに似たる詞にして何とも言語にいひ出すこと能はざる程の事のさまにいへり。

○明來者 これも上にある同じ語をくりかへして用ゐられしにて、その意も同じ。

○裏佐備晚之 「ウラサビクラシ」なり。「ウラサビ」は「ウラサブ」といふ上二段活用の動詞の連用形にして、この語の意は卷一「三三八二」にいへる如く、ここは心樂まず、なぐさまず、目をくらす意なり。「くらし」も連用形なれば、下の「ひる時」もなしにつづくなり。

○荒妙乃 「アラタヘノ」とよむ。荒妙の事は卷一「五〇」にいへる如く、荒々しき織物なるが、ここは枕詞にあらずして實際の荒妙をさす。即ち荒妙の衣とつづけて喪服をさすなり。儀制令義解に「謂凶服者縗麻也」とあり。縗麻は支那の喪服なるが、その縗は和名抄葬送具に「唐韻云縗反與催同和名不知古路毛 喪服也」とありて、後世の歌に「ふぢごるも」といひて喪服をいへるも、龜妙の藤衣たる義なり。藤衣といふも必しも藤にて織りたる布ならざるが、縗衣は古より荒々しき布にてつくればいひならはせるなり。

○衣之袖者 「コロモノソデハ」とよむ。

○乾時文無 「ヒルトキモナシ」とよむ。「乾」は「ヒル」とも、「カワク」ともよむ。ここは二音にして「ヒル」とよむべきなり。「ヒル」は上一段の活用なるが、日本紀卷一の自注に「燠干也此云備」見え、又本集卷五「七九八」に「和何那久那美多伊麻陀飛那久爾」などあり。



現に過不足の感、感應與

一首の意 この歌二段落にして、第一段落はまづ天皇を主として述べ、第二段は自己を主として述べられたり。さて第一段の意はわが天皇崩御の悲しき折に、眺むれば、かの飛鳥の神岳に黄葉の盛なるあり。この紅葉は天皇の朝に夕にいたくめでたまひ、その盛りの折には、わがわがいでまして見訪ひ給ひしものなるが、今もかく盛にあれば、大御靈は天翔りて今もなほ見給はしと思はるるなるが、かく思はるる神岳の山の黄葉を天皇の御在世ならば、自分と共に今も明日もと見訪ひてめでたまはむかと思はるるに、幽明境を異にしたれば、さる事も今は望むべからぬ世となりぬ。第二段の意はされば、今はただひとり、その天皇御在世の時、これを給ひし折の事を明けては思ひ出で、暮れては思ひ出でて、悲みさびしく思ひて、わが喪服の袖の乾く時となしとなり。この御歌技巧もなきやうに見ゆれど、頗る巧みなる御歌にして、第一に天皇の神靈のその黄葉を照鑑せらるらしといひて、天皇の威靈を仰ぎ、次に、幽明境を異にして共に歡覽ありし時の如くならぬを嘆き、最後に、獨この世に止まれる悲嘆の情を抒べられ、即ち第一主として幽界につきていひ、第二現幽交渉につきていひ、第一第三、現實界にかへる。第二段、而して、かくの如き意をあらはす爲に對句の巧みに用ゐられ、しかもその技巧の存する所極めて自然にして、人をして天衣無縫の歎あら

夕されば一めし給ふらし  
明けくれば一問ひ給ふらし

今日もかも 問ひ給はまし  
明日もかも めし給はまし  
夕されば あやにかなし  
明けくれば うらさびくらし

かくて、かく同じ語を繰り返されたる所には必ず、上の折の事を下に含蓄せる心ありてよまれしものと見ゆるなり。

一書曰天皇崩之時太上天皇御製歌二首

○太上天皇 天武天皇の御時太上天皇のおはしますことなし。この故に、代匠記には、太后の誤かといへり。然れども、すべての本に一致してあれば誤りなりとはいひ難し。按ずるにこの太上天皇は持統天皇をさし奉るものと見ゆるが故に、代匠記に太后の誤かといへるなるべきが、天武天皇崩御の際の御歌なるべきが故に、如何にも代匠記の説の如くあるべきに太上天皇と書けるは故なかるべからず。既にいへる如く持統天皇を太上天皇と申し奉ることは文武天皇の御宇の事なれば、この記文も亦文武天皇の御宇に出でしこと推知せらる。而して、卷第一及び本巻の例を以て推すに、これは原本に存したるものにあらずして、文武天皇の御宇に何人か記し置けるその歌をばその端書と共にとりて後人がそのまま萬葉集に注記せしが、そのまま傳はりしなり。さればもとより萬葉集の原本の歌といふべからず。されども、文武天皇



御字の撰なるある書にありしものなるべければ、その古さに於いては決して萬葉集に劣らざるものといふべし。而して、目錄にも一書歌二首としてあげたれば、この記入も亦古きことなりといふべし。上の如くなれば、萬葉考にこれらを小字にせるは道理あることのやうなれど、古くよりの事なれば強ひてかくするにも及ぶまじきなり。

○御製歌二首 この當時の歌としては御製歌とかくべきにあらねど、太上天皇時代の記録なればかく記ししなり。これは次の二首の歌のはしがきなり。

(一六〇)

燃火物、取而裏而、福路庭、入澄不言八面、智男集、知日男（考）

○燃火物 「燃」字金澤本「然」とせり。よみ方は舊板本「トモシヒモ」とし、金澤本には「トモシヒノ」とよみ、近くは童蒙抄に「トモシモノ」とよみたり。「燃」然同字にして、説文に「然、燒也」と見え、廣韻に「燃俗然字」と見ゆ。而してその「然」燃は古來「モユ」といふ訓あるのみにして「ともす」といふことは例なきことなり。されば、管見にも「モユルヒモ」とよみ、諸家多く之に従へり。「燃」を「もゆ」と訓することは色葉字類抄等に見え、その「もゆ」といへる語の假名の例は古事記中卷橘媛の歌に「毛由流肥能本那迦爾多知豆」とあるなど例少からず。又新撰字鏡の「燬」字の訓に「佐加利爾毛由留火」などあり。「物」を「モ」の假名に用ゐることは集中に例多きことにして、卷三、四、五、七、九、十一、十三、十四、十六、十七、十八の各卷に見ゆ。

○取而裏而 「トリテツ、ミテ」とよむこと古來異論なし。「裏」字は普通に「裏」とかけど、元來同一字なり。

なり。

○福路庭 「フクロニハ」とよむ。「福路」は囊又は袋の漢字を用ゐていふ「フクロ」の借字なり。「庭」は助詞の「ニ」と「ハ」とを併せ用ゐたる語を示す借字にして、卷一以來屢見る所なり。

○入澄不言八 この句のよみ方は古來まちまちなり。そのまちまちなる所以は二の事情あり。一、入澄不言八の假名に用ゐることは他に例なきことなるが、古葉略類聚抄にこの歌重出せるに「入澄不言八」とあり。考には「騰」の誤としたれど、さる本は一もなし。この故にもとのままに「入澄不言八」とあり。考には「騰」の誤としたれど、さる本は一もなし。この故にもとのままに「入澄不言八」とあり。

○面智男雲 舊訓「モチヲノコクモ」とよみたれど、何の義たるを詳にせず。管見には「オモシルナクモ」とよみ、代匠記は「智」を「知」の誤として「オモシルナクモ」とし、童蒙抄には「オモシロナクモ」とよみ、その他、考には「智」を「知」の誤とし、「面」を上句とせること既にいへり、「シルトイハナクモ」とよみ、檜燻手には「智」を「知」の誤として「アハンヒナクモ」とよめり。されど、いづれも治定せる説とも見えず。なほ未決の問題として後の賢者の説を俟つべきものなり。



○一首の意 上の如く、第五句のよみ方明かならねば、一首の意明かに知りかぬるはいふまでもなし。但し、第四句までは燃ゆる火をもとりて裏みて袋に入るといはすやとなり。これにつきて考は、後世も火をくひ、火を踏わざを爲といへば、其御時在し、役小角がともがらの火を袋に包みなどする、惟き術する事有けむ。云々といへり。これ一種の幻術をさせるものとするなるが、果して然らば、役小角までもなく、支那より傳はりし散樂にもこの幻術を行へば、これに似たることせしがありしならむ。されど、これらは臆説にて決し去るべきにあらず。或は又佛經などに出典のあるにや。いづれも未だ詳かならず。

向南山陣雲之青雲之星離去月牟離而。

○向南山 金澤本この上に「雲字あり」。されど、他の諸本になき所なれば誤なりと認むべし。訓み方は舊板本「キタヤマ」とよめり。古寫本にては類聚古集に「カムナミヤミ」とよみ、又「向南山」二字に「カミナヒ」と訓せる本、温故堂本、大矢本あり。さて又童蒙抄には「キタヤマ」とよみ、檜尾手には「山は北の誤にして、向南北」として「アマノガハ」と訓じ、玉の小琴は「向南山は誤字かといへり。按ずるに從來「向南山」をきたとよみたるは所謂義訓にして、南に對向する意にてきたをあらはせりと見たるなるべし。これにつきては、攷證に顯瑛が詩を引きたれど、これは明代の人なれば、うけばりて證としがたし。支那になほ何等か出典あるべきか。余が按はよみ方に於いては「キタヤマ」とよむに異論はなけれど、かくよむ理由には少しく異なる點あり。按ずるにこれは

「向南山」二字を以て一語として「キタ」にあてたるにあらす、向南山三字を以て一語として直ちに「キタヤマ」の義に用ゐたるなるべし。南に向へる山は即ち北山に外ならざればなり。さて、向南山は「キタヤマ」とよみ、その下に別に助詞に該當する字なければ、前後の關係によりて助詞を補ひよむべきなるが、舊訓は「ノ」を補ひてよみたれど、下にある「たなびく」といふ語につづくる關係より見れば、「キタヤマニ」とよむをよしとすべし。さてここに北山とよまれしは何の爲ぞ。諸家之を説明せず。按ずるに、こは恐らくは南方よりその御陵所の方を眺めてよまれしならむ。山科御陵の地勢よくこの語にあてはまれり。

○陣雲之 舊板本「タナビククモノ」とよめり。古寫本には「ツラナルクモノ」とよめるもあり。(類聚古集、神田本、陣字は多くの古寫本、金澤本、神田本、西本願寺本、温故堂本、大矢本、京都大學本、類聚古集、陳につくれり。玉篇を按ずるに「陣」字に注して「本作陳」と見ゆれば、陳陣元來同字にしていづれも軍旅の義を本とせるが、後世「陣」字を専ら軍旅に用ゐたりと見ゆ。されば二字同義といふべきが、意義は玉篇に陳字に注して「列也、布也」といへるによるべきが、これは既に一轉しての意義と見ゆ。しかして今の用法はこの義によれるものならむが、字義の本來ならば「ツラナル」とよむ説に従ふべきに似たり。されど雲のつらなるといへることは古來用例を見ずして雲には専ら「タナビク」といへり、雲に「たなびく」といへる例は集中頗る多きが一二をいへば、卷三三二に「天雲毛伊去羽計田菜引物緒」卷四六九三に「秋津野爾多奈引雲能過跡者無」二卷九一七四〇に「白雲之自箱出而常世邊棚引去者」卷十四三五一一に「安乎彌呂爾多奈妣久君母能伊佐欲比



爾<sup>ニ</sup>その他例少からず。さて山の顛などの邊に雲のかかりて長く引けるを「たなびく」といへること上の諸例にて見るべし。次に「之」をば童蒙抄には「シ」とよみ又は「毛」の誤にて「クモ」なるべきかといへり。されど「こはもとより」<sup>ノ</sup>とよむべきものにして「この」<sup>ノ</sup>は同じ趣の體言を重ねいふ場合に用ゐる<sup>ノ</sup>にして「タナビククモノアタクモ」と重ねつづけていへるなり。

○青雲之 舊來「アタクモノ」とよみ來れり。童蒙抄はこの「之」をも「シ」又は「毛」とよむべくいへり。ここの「之」は上の「之」と全然同一にあらねば「シ」とよみうる如くにもあれど「アタクモノホシ」とつづくべきものなれば「なほ」<sup>ノ</sup>とよむをよしとすべし。青雲とは今青空とも青天ともいふ。大空の曇なく澄みわたりて青く見ゆるをば古は青雲と思ひしが故なり。青雲といへる例は延喜式祈年祭祀詞に「青雲能靄極白雲能墜座向伏限」と見え、本集卷十三「三三二九」に「白雲之棚曳國之青雲之向伏國乃卷十四「三五一九」に「安乎久毛能伊氏來和伎母兒」卷十六「三八八三」に「青雲乃田名引日須良霖曾保零」などの例あり。この青天を青雲と考ふことは支那にもありて史記伯夷傳に「非附于青雲之士惡能施于後世哉」といへる如きは其の義理に轉じて高位高官の人をいへるものなりとす。

○星離去 舊板本「ホシワカレユキ」とよみ、類聚古集及び古葉略類聚鈔には「離去を」<sup>サカリユク</sup>とよめり。童蒙抄には「ハナレユキ」とよみ考は「ハナレユク」とよみ、玉の小琴には「サカリ」とよむべしといひ古義は「サカリユキ」とよめり。玉の小琴に曰はく「青雲之星とは青天にある星也。雲と星とははなるにはあらず。二つの離はさかりと訓て、月も星もうつりゆくをいふ。ほどふれば星月も次第にうつりゆくを見たまひて崩たまふ月日のほど遠くなりゆくをかなしみ給ふ也」といへり。さて離は「ワカレ」とよむは無理なれど「サカリ」とも「ハナレ」ともよむべく、そのよみ方によりて意は多少異なるべし。又去を「ユク」とよむと「ユキ」とよむとは大差なき如くに見えて、實は文意に大なる關係あり。又星は「日毛」二字の誤なるべしといふ説あり。されど、その證なきことなれば如何なり。さて「青雲の星」は本居説の如くなるべきが、その他の意義はよみ方によりて種々にかはり行くべきなり。この歌の意未だ明かならねど、一首の歌たる以上、この一首にてをさまるべきものなれば、いづこにか切る所なかるべからず。然るに結句は「而にて止まれば、切るる句にあらず。中止述法によらざる限りは少くもこの句にて切らざるべからず。この見地よりすれば、去を「ユク」とよみてここにて句を切るべきなり。さて離は「ハナレ」とよまむは、ただ場所にのみ關するやうにとらるれば、こは「サカリ」とよむべきならむ。その意は下に論ずべし。

○月牟離而 舊板本「ツキモワカレテ」とよめり。「牟」字金澤本神田本「矣」につくりたるが、神田本は「ツキナハナレテ」とよみ、類聚古集は文字に異同なくして「ツキナハナレテ」よめり。考には「牟」を「毛」の誤として「ツキモハナレテ」とよめり。これ「牟」を「モ」とよむを無理として「事なるべきが、牟」は通例「ム」とよめど、本來「モ」の音ある字なり。新撰萬葉集に「鶯者郁子牟鳴濫」<sup>ウグヒスハムベモナクラム</sup>又「山郭公老牟不死手」<sup>ヤマホトキスオモシナ</sup>などあれば、後までも「モ」に用ゐたるなり。さてこの「離」は上の「離」にならひて「サカリ」とよむをよしとすれば、この句は「ツキモサカリテ」とよむべきか。さて上に「星離り去く月も離りてとあ



月毛移り行た。星行の如くは本居説の如くならば、支那の「物變星移幾度秋」王勃滕王閣詩「經幾年月換幾星霜」杜牧詩「星移物換幾度秋」に依る思想に通へる所ありて、純なる日本思想にあらざるべく思はる。されど果して如何にや。

○一首の意 本居翁は上の如くいひ、橘守部は「向南北を天河とし、星離去を星の行道の轉じゆくをいふとし、月毛離面を月次の月の遠ざかりて星の行道の轉じゆくよし也」といひ、彼の人死ねば、天の星となると云ふことを女心に信じ給ひて御心あてに、御魂の星は此星ぞと銀河の中に見とめて其夕べより慕ひましけむを月比の經くまゝに其星の遠ざかりゆくを難き給ふなるべし」といへり。されど、いづれも十分に首肯しうべき説にあらず。今之を決すべきだけの以上二首考に「此二首は此大后の御歌のさまならず、から文學べる男のよみしにや」といへり。如何にも然思はるる歌なり。若し、果して然りとせば、守部の説の如きもまた全然捨つべきにあらざらむ。

天皇崩之後八年九月九日奉爲御齊會之夜夢裏習賜御歌一首

○天皇崩之後八年 天武天皇の崩御は朱鳥元年なれば、その後八年は持統天皇御宇七年に當れり。この年に御齊會ありしことは次にいふ如く日本紀に見えたり。

○九月九日 この日は天皇の御忌日なり。日本紀持統天皇卷に「七年九月丙申爲齋御原天皇設

無遮大會於内裏」となり。この丙申は日本紀にては十日に當れり。然るにここに九月九日なり。いづれを正しとせむか。但し御忌日は九日なれば、九日に行はるるが正當なりとす。

○奉爲御齊會之後 「奉爲は支那より傳はれる熟字にして、奉は敬語たることを示す爲に加へたるものなれば古來「オホミタメ」訛りて「オホシマツル」考又は「ナシマツル」とよむが如きは妄なり。「わが藝文に載せたる奉爲考を見よ」又「オホミタメニセシ」とよむ説あるが、これは「爲字を一旦「タメ」とよみ、再び「セシ」とよむ事となりて古來かつてなき所なり。「御齊會」の「齊」字普通ならは「齋」字を用ゐるべき所にして、古寫本中溫故堂本、細井本はしか、かき、又代匠記にては「齋」の誤とせり。然れども大多數の古寫本かく書けるのみならず、既にいへる如く、齋齊元來通用する文字なれば、このままにてよきこと、卷一の「八一」の詞書にいへり。齋會とは齋を設けて三寶に供養する大會をいふなり。齋會の事は日本紀敏達卷に「大會設齋」とあるを史上はじめて見る所とするが、これは蘇我馬子の家の齋會を叙せしなり。御齊會は天皇の御爲に設くる齋會なるが爲にいへるなるが、宮中御齊會の史に見ゆるは天武天皇四年四月戊寅「請僧尼二千四百餘而大設會焉」とある時のをはじめとす。さて御齊會は「オホミタメ」とよみ來れるものなれば、奉爲御齊會は「オホミタメノオホミタガミ」とよむべきなり。即ちこは天武天皇の冥福を祈らむ爲の御齊會たる由なり。

○夢裏習賜御歌 夢裏は「ユメノウチ」なり。「習賜は目錄に加へたる旁訓には「ナレタマフ」とあり。されど「ナレタマフ」といふことは未だ遽に首肯すべからず。童蒙抄には「習を誦の誤かといひ



て「ヨミタマフ」と訓じ、考には「習」を「唱」の誤として「トナヘタマヘル」とよめり。されど諸本皆「習」とありて、他の字を用るず。美夫君志は文字のままに「ナラヒタマヘル」とよむべしといへり。按ずるに本集卷十六に「夢裡作歌」と題して「荒城田乃子師田乃稻乎倉爾舉臈而阿奈千稻千稻志吾戀良久者(三八四八)といふ歌をあけ、その左注に「右歌一首、忌部黑磨夢裡作此戀歌贈友覺而令之不作ル本アリ非ナリ誦習如前」とあるを見よ。それもこれも夢の裡にのみたる歌にしていづれも「習」又は「誦習」といひたれば、同じ趣なるに似たり。されど上の「誦習」は覺而の後の事にして、このは夢裏に習ひ賜へるなれば、文字は一なりとも意は異なり。即ち十六卷のは論語の「學而時習之」といへる場合の「習」にして、夢裡にのみし歌を覺而の後に重ねて之を誦したるなり。このは然らず。惟ふにこの「習」は「習慣」「積習」「習染」などの「習」にして、自然に知るに至りしことをいへるなり。即ち何となしにかかる歌を得たまへるを「習」字にて記したるなきが、國語の「ならふ」といふもまたこの意をあらはすことあり。即ちこれは夢の裡に自ら作りたまひしともなく他人のうたひしともなく、自然にかかる歌をおぼえたまふに至りしをいふならむ。かかる事は古今に通じてある事にして、近世に御夢想の歌などいふものこれなり。

○御歌 この歌作者明記せねば、考に疑を存せり。されど、この文勢と前後の關係とより見れば、持統天皇の御製として傳へしなること著し。而してこれをここに載するに至れることは上の二首と同じく後人の附載せしものなるべし。古寫本の多くは(金澤本、神田本、西本願寺本、大矢本、溫故堂本、京都大學本、類聚古集等)この題詞の下に「古歌集中出」と小字にて書けり。これ即

ちこの歌をここに記せし人の注なり。

明日香能清御原乃宮爾、天下所知食之、八隅知之、吾大王高照、日之皇子、何方爾、所念食可、神風乃伊勢能國者、奥津藻毛、靡足波爾、鹽氣能味、香乎禮流、國爾、味凝、文爾、乏寸、高照、日之御子。

○明日香能 「アスカノ」なり。「明日香」を「アスカ」にあてたる事は卷一七八にいへり。さここは四言を一句とせるなり。

○清御原乃宮爾 「キヨミハラノミヤニ」とよむ。九言一句とせるなり。この宮の事は卷一にもこの卷にも既にいへり。

○天下 「アメノシタ」なり。この語の事は卷一二九、三六等に既にいへり。

○所知食之 「シラシメシシ」とよむ。六言の一句なり。「シロシメシシ」とよむ説も多く行はるれど、必ずしも従ふべからぬことは卷一二九の下にいへり。「知る」は古語治むる意をもあらはせるものにして、「知らず」はその敬語なるが、「所念」はその敬語をあらはすに用るたり。又「めす」は屢いへる如く、「見る」の敬語にして二者つづけて治めたまふといふ意をあらはす最敬の語とす。

○八隅知之、吾大王 「ヤスミシシワガオホミ」とよむこと及びその意は既に屢いへり。ここは天武天皇をさし奉るなり。

○高照 「タカテラス」とよむ。考に「タカヒカル」とよみたれど、そは道理なきこと、卷一四五にいへ



り。さてこの「高は天と同じ意、テラスは照るの敬語にし天にてりたまふの意なることも既に  
屢いへり。

○日之皇子 「ヒノミコ」とよみて、四言の一句とす。舊板本に「ヒノワカミコ」とよめるは、ここを四  
言とせば音不足なりと認めたるが爲ならむ。されど「ヒノミコ」とよみてよきことは卷一「四五」  
に述べたり。日の御子とは日神の御子孫といふ意にして、天皇は天照大神の御日嗣にましま  
せばいへること、これも既にいへる如し。以上詞を重ね飾りたるが歸する所天武天皇をさし  
奉るに止まる。而してこれまでが一體となりて下に對して主格に立つなり。

○何方爾 舊板本「イカサマニ」とよめり。これを「イヅカタニ」とよめる本神田本、溫故堂本なきに  
あらねど、卷一の「近江舊都時柿本人麿がよめる歌(二九)にもこのままの文字ありて同じ訓を施  
せるが、その條にいひし如く、「イヅカタ」とよみては下の語に打ちあはず、且つ「さまには元來、方字  
の意あることなれば、その訓をよしとす。俗語に「ドノヤウニ」といふに似たり。

○所念食可 舊訓「オホシメシテカ」とよみたれど、「オボス」といふ語は「オモホス」の約まれるもの  
にして平安朝の頃に見ゆれど、奈良朝の文獻に見えねば、この頃には元の形の「オモホス」を用るし  
なるべきこと、卷一「二九」の下にいへるが如し。さて「オモホス」は「オモフ」の敬語なるが、「所念」はそ  
の語にあたるものにして、食は上の「所知食」の「食」におなじ。さて「イカサマニオモホシメセカ」と  
いふ語は卷一「九」にも見えたが、「オモホシメセ」は「メス」の已然形にして、それを以て條件を示  
して下につづけたるものにして、これ古語の一格なること既に屢述べたり。これは後世なら

ば「バ」を加へて「オモホシメセバカ」といふべきを古語かくせるなり。これは「バ」を略したるにあ  
らずして「バ」なくしてこの力十分にあらはれたる所に古語の格の存するなり。これを「ば」を省  
きたりといふ如き説明を下すは本末を轉倒したるものなり。末の「カ」は疑の助詞にしてその  
條件をうけて、下の「鹽氣能味香乎禮流國爾」といふあたりにかけられるものなり。

○神風乃 舊訓「カミカゼノ」とよめり。されど、卷一「八一」の下にいへる如く「カムカゼ」とよむべき  
ことは日本紀古事記ともに假名書にて「カムカゼ」とせるにて著し。さてこれは「伊勢」の枕詞と  
せるが、その古語「息」といふにかかりての枕詞なること卷一「八一」にいへるが如し。

○伊勢能國者 舊訓「イセノクニニハ」とよめり。されどこれは下に對しての主格たれば「ニハ」と  
いふべからず。「イセノクニニハ」とよむべし。

○奥津藻毛 「オキツモモ」とよむ。「オキツモ」は上「三一」の下にいへる如く、奥の藻なり。下の助  
詞「も」の意は下の句に至りて明かになるべし。

○靡足波爾 舊訓「ナビキシナミニ」とよみたるを契沖は「ナビキタルナミニ」とも「ナミタルナミニ」  
ともよむべしといひ、考には「ナミタルナミニ」とよみ、檜婦手は「足」は「留」の誤として「ナビケル」とよ  
み、古義は「足」は「合」の談として「ナビカフ」とよみ、略解は「足」は「之」の誤として訓は舊本により。今古  
寫本を見るに、すべて一致してこの處誤字ありと認むべき點なければ、すべての誤字説は從ひ  
難し。この「足」は「アシ」の上略にして「シ」の假名に用ゐたりと見ゆ。その例は卷九「一七四」に「級  
照片足羽河之左丹塗大橋之上從」卷十「一九八」に「日倉足者時常雖鳴」といふあり。又日本紀に



仁賢天皇の御諱を仁賢紀には諱大脚更名大爲とあり、顯宗紀には更名大石尊とあるが、いづれも「オホシ」とよむべきものなれば、こゝにも脚をシとよむべき例を見るが、「足」脚文字は異なれど、いづれも「アシ」の上略たるなり。されば、このまゝにて「ナビキシナミニ」によむべきものなり。さてこの「なびく」は何につきていへるかといふに攷證に既にいへるが如く波にもかゝりたるものにして、藻も波もなびくなり。波の風にふきよせられなどするをばなびくといへることは攷證にもひける如く、卷二十四五一四に「阿乎宇奈波良加是奈美奈妣伎由久佐久佐都都牟許等奈久布禰波波夜家無」とあるにても知るべし。

○鹽氣能味 「シホケノミ」とよむ。「シホケ」は潮の氣の義なり。この語の例は卷九一七九七に「鹽氣立荒磯丹者雖在往水之過去妹之方見等曾來」あり。「のみ」は「今ばかり」といふに以たり。

○香乎禮流國爾 「カラルルクニニ」とよむ。「かをる」は後世は香氣にのみいへど、古代は霧霞又火氣などにもいへり。火氣にいへるは神樂の弓立の歌に「いせじまやあまのとねらがたくほのけ、おけく、たくほのけ、いそらがさきにかをりあひにけり、おけく」といへる例あり。霧にいへるは日本紀卷第一の書に「伊弉諾尊我所生之國唯有朝霧而熏滿之哉乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊神亦曰級長津彥命是風神也」とあり。こゝはその潮の水氣の烟りみてる國といふなるべし。さて上のおきつもの句よりのつゞきを見るに、おきつも共に靡きしその波に潮氣のみいちじるしくかをれる國にといふ義なるが、それより一句上に溯れば、伊勢の國はとあり。この場合のはは如何なる用方に立てるかといふに、卷一四五の「隱口の泊瀬の山は眞木立荒山

道を」といへる場合に似たり。即ち神風の伊勢の國はおきつ波と共に靡きしその波に潮氣のみかをれる國なるが、その國にの意なり。然るに、それより更に溯れば、何さまにおもほしめせか」とあれば、その條件に對しての歸結なかるべからず。然るに、この「かをれる國」にてはそれが歸結とならず、而してその次に降れば、又歸結となるべき語を發見せず。即ち、上の係に對する歸結はこゝに存せず。次の句に至れば、別の意となるが、故に、この下に何等かの脱落ありと認めざるべからずして、とにかくに段落は、こゝまでにして以下は別の段落に屬す。

○味凝 舊訓「アヂコリノ」とよみたれど、意義をさす。されば、童蒙抄に「ウマゴリノ」とよみ、考には「ウマゴリ」と四音一句とせり。この語は卷六九一三には「味凍綾丹乏敷鳴神乃音年聞師三芳野之眞木立山湯見降者」とあり。これを「うまこり」とよまむに、二者共によくあたれりといふべし。「味」を「うま」の語にあてたるは、味酒「卷一」二七の例など集中におほし。さてこれは「アヤ」の枕詞に用ゐたることは著しきが、之を釋して「ウマクオリ」として味く織りたる綾の義にとりて「アヤ」の枕詞とせりといふなり。余思ふに、この「オリ」は體言の取扱を受けたるものと考へらるれば、上も「ウマキ」なるべし。即ち「うまきおり」結構なるおり物の「あや」といふ意より枕詞とせしならむ。さてかく、之を體言の取扱と見る時は、「うまざけ」にひばり「みかしほ」の如く四音にて呼掛の形にせるが、古風にして強き感と與ふるを以て考の説に従ふをよしとす。

○文爾乏す 「アヤニトモシキ」なり。「アヤ」は上の枕詞のかゝるは綾といふ織物なるが、こゝはただ「アヤ」といふ音の似たるのみにして、讚嘆の意をあらはす副詞の「アヤ」なり。上にあげたる卷



六の歌もまた同じ。かくあやにといふ語を以て形容詞に冠せしめて讚嘆の意をあらはせるは古語に屢見る所にして、その一二例をあぐれば、日本紀卷十四の歌に「據暮利矩能播都制能夜麻播阿野爾于羅虞波斯」この卷一九九に「言久母綾爾畏伎」などなり。「トモシ」は卷一「五三」「五五」に既にいへる如く、うらやましき意あり、又めづらしく愛すべき意あり。ここは愛すべき慕はしき意にてのたまへりと見ゆ。上にあけたる卷六の歌にも、あやにともしくと見ゆ。なほ、としきの例は卷十四「三五」「三三」に「等毛思吉伎美波安須佐倍母我毛」卷二十四「三六〇」に「夜麻美禮婆見能等母之久可波美禮婆見乃佐夜氣久」など少からず。

○一首の意 この御歌既にいへる如く、第一段の末に脱落ありて意をなさず。その第一段の末に伊勢國とあるは天武天皇兵をあけたまひし時吉野よりいでて伊勢國桑名に滞在まししことあるを思ひ出でたまひしならむが、若し、しかりとせばそれより壬申の亂を経て、天下一統になり、御治世の間をうたはれしものならむと思はるれば頗る長き歌となるべき勢なり。然るに、その中間の脱漏あるは、傳ふるもの逸したりしものか、はたはじめよりこれだけに止まりしか。惟ふに夢中の詠なれば、その前後のみ習ひたまひて中間は習ひたまはざりしものならむ。かくて今の如きさまのまゝにて傳はり來りしならむか。

藤原宮御宇天皇代 高天原廣野姬天皇

○ この御代の事及び天皇の御稱號の事は既にいへり。

大津皇子薨之後大來皇女從伊勢齋宮上京之時御作歌二首

○大津皇子薨之後 大津皇子の事は上にいへり。この皇子に死を賜へる事は朱鳥元年十月戊辰朔庚午(三日)なることは日本紀に見えたり。

○大來皇女從伊勢齋宮上京之時 大來皇女は大伯皇女ともかき、大津皇子の同母の御姉にましまし、天武天皇の朝に伊勢の齋王としてまししことは既にいへり。伊勢齋宮は齋王のまします宮にして、伊勢多氣郡櫛田にありて歌などに多氣都とうたはれし地なり。齋王は天皇の大御手代とまします方にして天皇の御代かはれば、その齋王も退きたまふべき制なり。されば天武天皇の崩御と共に大來皇女の齋王の任は解かるべき筈なり。而してその京師にかへられは、日本紀朱鳥元年十一月にして、日本紀に「十一月丁酉朔壬子(十六日)奉伊勢神祠皇女大來還至京師」とあり。即ち十一月十六日に上京せられしが、その四十日ばかり前十月三日大津皇子は譯語田舎に於いて死を賜はりて既に世を去りてまししなり。而してこの御歌はその上京後まもなくよまれしものならむ。上の「一〇五」「一〇六」の歌と併せて味ふべし。

神風之伊勢能國爾母有益乎奈何可來計武君毛不有爾

○神風之伊勢能國爾母 これのよみ方は上にいへるにて知るべし。  
○有益乎「アラマシヲ」とよむ。こゝの「アラ」は在の意なり。さてかく「マシ」にて結べるものは必



す上に假定假設の條件あるべき語格なれば、かくの如き事ならば京に歸らずして伊勢國にそのまま居らましものとなり。以上一段落。

○奈何可來計武 舊訓「ナニニカキケム」とよみたるを考に「ナニシカキケム」とよめり。「ナニニカ」といふ事不都合なりといふにあらねど、集中の假名書その他にて必ずかくよむべしと主張するに足るべき例を見ず。而して一方に於いて卷七「二二五」に「何師鴨川原乎思努比益河上」卷十一「三五〇〇」に「何然公見不飽卷十五「三五八一」に「奈爾之可母奇里爾多倍久奈氣伎之麻左傘」卷十七「三九五七」に「奈爾之加母時之波安良牟乎」卷十八「四一二五」に「奈爾之可母安吉爾之安良爾」「波許等騰比能等毛之伎古等」又卷十二「二九八九」に「今更何牡鹿將念」などを見るときは「ナニシカ」とよむことの根據あるをさとるべし。さてその「シ」は強めの助詞なり。

○君毛不有爾 古來「キミモアラナクニ」によみ來れり。然るに檜婦手には「キミモマサナクニ」とよむべしといひ、古義は「有」を「在」の誤として訓は「マサナクニ」とせり。按ずるにこの「君」は大津皇子をさしたまへり。「アラナクニ」の「なく」には上「九七」にいへるが「キミモアラナクニ」といふ語の事は「一五四」にいへり。

○一首の意 わが愛し慕ひ奉る君も今は此世におはしまさぬに、何故に遙々とこの京にわれはかへりし事ぞ、かくあらむには伊勢國にそのままに止まり在るべかりしものとなり。上京してはじめて皇子の事をききたまひしか、若くは前にきかれし事なれど、上京して後その感ひしひしと思ひ出でられてよまれしならむ。

欲見、吾爲君毛不有爾、奈何可來計武、馬疲爾。

○欲見 舊板本「ミマクホリ」とあれど、古寫本に「ミマホシミ」とよむあり、(金澤本、類聚古集、古葉略類聚鈔等)「ミマホシク」とよむあり。(細井本) 本集卷十七「三九五七」に「見麻久保里念間爾」又卷十八「四一二〇」に「見麻久保里於毛比之奈倍爾」とある假名書の例によりて「ミマクホリ」とよむべきなり。その意は「見む」と欲するなり。「ホリ」は「ホル」といふ古き動詞の連用形なるが、卷四「七六六」に「路遠不來常波知有物可良爾」然會將待君之日乎保利、日本紀卷十六の歌「拖摩儺羅磨磨我哀屢拖摩能阿波寐之羅陀魔」などにてその動詞の形と意義とを知るべし。

○吾爲君毛 舊板本「ワカセシキミモ」とよみ、金澤本等には「ワカオモフキミモ」とよめり。さて考は「ワカスルキミモ」とよみたるが、爲字は「オモフ」と訓すべき字にあらねば、スル又は「セシ」の方によるべきが、かく「ミマクホリ」より「ス」につゞくる今と同じ語遣の例は卷四「五六〇」に「生日之爲社妹乎欲見爲禮」卷七「一二〇五」に「欲見吾爲里乃」又「一二八二」に「見欲我爲苗立白雲」などあり。さてここは見むと現に欲する由なる意にとるときはその意切實なれば、考の説によるべし。

○不有爾 舊板本「アラナクニ」とよめり。古寫本には「マサナクニ」とよめるあり。古義檜婦手又かくよめり。されど、これは「一五四」にいへる如く「アラナクニ」にて何の差支もなきことなり。さてここは意切れずして、下の句につづけり。

○奈何可來計武 上の歌にいへる如く「ナニシカキケム」とよむべし。文字も一致せり。



○馬疲爾 舊板本「ウマツカラシニ」とよみたり。古寫本中には「ウマツカラカシニ」とよめるもあれど、(天矢本、京都大學本、溫故堂本)「ツカラカス」といふ語遣は古きものと見え、平安朝の中頃より後に流行せるものと見ゆれば、隨ひ難し。玉の小琴には「本の儘に訓ても有べけれど、猶うまつかるるにとや訓ままし。さては愈古るかめり。」といひ、略解之に従へり。されどこれは攷證に「舊訓のままうまつからしにとよむべし。わが見んと思ふ君もいまはおはさぬものを、何しにか來にけん、ただ馬をつからすのみぞと也」といへる如く、舊訓をよしとす。「疲をつかるとよめる例は靈異記中卷に「疲都加」とあり。されど假名書のものにて「ツカラス」とよめる例は未だ見ず。この「ツカル」は下二段活用にして之に對し四段活用の「ツカラス」といふ語のありうべきは「イユ」と「イヤス」「オクル(後)」「オクラス」「カフ(交)」「カハス」「カル(枯)」「カラス」「キュ」と「キヤス」「クル(暮)」「クラス」などの如く、一方下二段活用の語にして一方佐行四段として、その幹音をア韻にしたるものが、しかせしむる意をなす語としてあらはれたるを見るに、古も「ツカラス」といふ語ありしならむ。されば、その例證を知らねど、意によりて姑くかくよめり。さてこの馬を疲れしむといふ意にのたまへるは何の故ぞと考ふるに、齋王御出發又御歸京は群行といひて一部隊の旅行なるが、齋王は(駕輿丁左右兵衛府より各十六人出づ)御輿にて出でますものなれば、御乘馬にはあらず、この馬は供奉の人々の乘馬、又駄馬もありしならむ。供奉の人々の乘馬の事は朝野群載四に載する「伊勢齋王歸京國々所課」の中に、近江國の下に「馬百匹、夫百人」又齋宮寮の下に「肥馬」とあり。(數を記さず)なほ延喜式齋宮式には「凡從行群官以下給馬主神司中臣忌部宮主

各二疋、頭四疋、助三疋、命婦四疋、乳母并女孀各三疋、輿長及殿守各一疋云々」とあり。後世だにかくの如くなれば、この當時の御群行のさま想ひ見るべく、かくて「馬疲らし」にの意明かに認めらるべし。

○一首の意 わが都にかへりて相見むと思ふ君も今は御座さぬに、われは何しに都には來りしならむ。ただ徒らに馬を疲らしむるのみなるにとなり。その馬といふ語にはその馬につれての多くの官人はた馬夫の如きものまでをも含めり。上の御歌の意をくりかへして語を少しくかへたるなり。

移葬大津皇子屍於葛城二上山之時大來皇女哀傷御作歌二首

○移葬 文字の如くは今いふ改葬(即ち一旦葬りたる墓を更に他に移し葬ること)の如くに見え、諸家亦多くその意として説けれど、必ずしも然らざること攷證にいへる如し。そは如何といふに、この移葬は假寧令にいへる改葬と同じ意と見ゆるが、その改葬といふ事は集解に「釋云改埋舊屍。古記曰改葬謂殯埋舊屍。柩改移之類」とありて、殯宮より屍を墓所に移して葬ることをさすなり。この移葬が喪のありしより多少の時日を経過することありしことは河内國古市村より出でし船首王後墓志(古京遺文所載)に王後が辛丑の年十二月三日に歿せしを三年を経て戊辰年十二月に殯葬せし由を載せ、因幡國府中の山中より出でし伊福部德足比賣墓志には和銅元年七月一日に歿せしを翌々年三年十月に火葬せしを載す。これらはその間二三年を経



たるものなるが、その近きものにては、石川年足墓志攝津國島上郡荒神山出土に天平寶字六年九月丙子朔乙巳に歿し、同年十二月乙卯壬申に葬れるあり。これらにて移葬といふことの一斑を知るべし。さて「屍をば考に、オキツキ」とよめれど、オキツキとは墓の事なればしかよむは非にして「カバネ」とよむべし。さてこの御葬事は史に明記せず。

○葛城二上山 葛城山の一部分なる二上山といふ義なり。いまは葛城山と二上山とは別とせらるれど、もとは總稱して葛城山といひしなり。その二上山とは葛城山脈の北部にあたる部分にして、専ら葛城山といふは葛上郡に屬し、二上山は葛下郡に屬せり。この山は大和志葛下郡に在當麻村西北半跨河州兩峯相對一曰男嶽一曰女嶽北有小峰呼銀峯南有瀑布高丈餘有古歌と見え、又二上山墓については、在二上山二上神社東と見ゆ。これ大津皇子の御墓なりといふ。

○大來皇女哀傷御作歌二首 上の大來皇女なるが、この歌は上の歌と相連なれりと見るべし。

(一六五) 宇都會見乃、人爾有吾哉、從明日者、二上山乎、弟世登吾將見。

○宇都會見乃 「ウツソミノ」とよむ。「ウツソミ」は現シ身の義なるが音の轉訛によりてかくなれり。「ウツセミ」といふも同じ。

○人爾有吾哉 文字のままならば「ヒトニアルワレヤ」とよむべく、古來しかよみ來れるが、考に「ヒトナルワレヤ」と改めたり。意は同じけれど今音調の上より考に従ふ。「ヤ」は疑の助詞にして下にかかれり。

○從明日者 「アスヨリハ」とよむ。意明かなり。今日ここに弟の命の墓を設けたれば、の意を含めて考ふべし。

○弟世登吾將見 舊板本「イモセトワレミム」とよめるが、古寫本中には「弟世を多く、茅世とかき從つて、チヨト」とよめり。又代匠記には「テトセ」といひ、考には「イモセトワガミム」か又は「弟世の誤にて、ナセトワガミム」といひ、古義には「吾世の誤にて訓は「ワカゼ」とよむべきかといへり。案するに「茅世」といふ文字意をなさぬのみならず之を「チヨ」とよみても意通らねば、なほ「弟世」の文字に誤なしと認むべきが、「オトセ」といふ語の存せし證なく、語も雅ならねば、他のよみ方あるべし。又「弟」を「イモ」とよまむことも無理なり。新訓萬葉集には「イロセ」と訓めり。この語は本集に例なければ、古事記上卷に素戔鳴尊が「吾者天照大御神之伊呂勢者也」と仰せられし事見え、又中卷神武卷に「其伊呂兄五瀬命など見ゆ。こは古事記傳にいへる如く同母兄弟をいふ古語なれば、ここに適せるが故に「弟世」を必ずかくよむべしといふ確證を見ざれど、姑く之に従ふ。「吾將見」は考の如く「ワガミム」とよむをよしとす。その故は上に既に「ワレ」とよみたれば、一は重複を避くべく、一は「ワガ」といへる方の緊く下につづけばなり。

○一首の意 吾は現の人身にてあるに如何なる因縁ありてか明日よりは、この二上山をばわが兄弟と見むこととなれることよとなり。而してこの二上山は大和國中にて著しく誰の目にもつき易き山なれば、この終の「見む」といふことよく意とほれり。



(一六六)

磯之於爾、生流馬醉木乎、手折目杼、令視倍吉君之、在常不言爾。

○磯之於爾 「イソノウヘニ」とよむ。「磯」は「イソ」とよむが、その「磯」はもと水中にある岩石をあらはす文字にして今「イソ」とは主として海邊の岩石をさす語の如くに考へらるれど、その「イソ」といふ國語はもと汎く「イシ」と同じ義の語として用ゐるしことは「石上をいそのかみ」とよめるにても知るべし。即ちここは「磯」の漢字の本義にあらずして「イソ」即ち汎く石をさせりと見るべし。卷十一「二四八八」磯上立回香瀧心哀卷十二「二八六一」に「磯上生小松名惜人不知戀渡鴨」などこの例なり。「於」を「ウヘ」とよむことはかつて萬葉集訓義考アラバキ所載にいへるが、その一二例をいはば續編本紀卷一、大寶元年遣唐使の任命の記中に「山於億良」とあるは本集に作者として名高き「山上億良」にして和名抄河内國志紀郡の郷名の「井於」も「ホノウヘ」にしてこれを「爲乃倍」とよめり。又續紀天平神護二年四月の記事に「井於連」とあるも「ホノウヘ」ノムラジなるべし。又續日本後紀承和十年十二月の條に見ゆる「井於枚磨」も同じ氏なるべし。又延暦の皇太神宮儀式帳には「於葺御門」於不葺御門又於覆帛御被とある「於」はみな「ウヘ」なり。その他靈異記などにも例あり。本集にも例多きがうち一二をいはば卷三の「二六一」の長歌の中に「大殿於卷七」一二六三に「木末之於者未靜之」卷十一「一九一二」に「吾山之於爾」などなり。而してこれは法相宗の經論などにも行はれたるものにして、支那より傳はれる字義に基づくものにして、漫りに本邦人のよめるものにあらざるなり。さてこの「ウヘ」は「邊」の義なり。

○生流馬醉木乎 舊板本「オフルツツジナ」とよめるが、古寫本中には「馬醉木の旁に「アセミ」と注せるあり。考にはこれを「アシミ」とよみ、略解は「アシビ」とよみたり。この「馬醉木」といふものは集中に屢見ゆる所にして、又「馬酔花」とあるもその花をさせるなるべし。この「馬酔木」「馬酔花」の字面漢土の書には見えねば本邦にて設けたる文字なるべし。さてこの「馬酔木」は如何なるものにして何とよむべきかといふに、上の如く「つつじ」とする説と「あせみ」又は「あしび」とよむ説とあり。その「ツツジ」とよむ説は和名抄に「羊躑躅」に注して「和名以波豆々之一云毛知豆々之」とあり、而してその物は本草注に「羊躑躅而死故以名之」とあるによりて馬も喰へば酔ふなるべしといふ推測に出でしものならむが、今本邦にある普通の「つつじ」は食ふとも酔ひも死にもせぬものなり。而して「羊躑躅」にあつべきは黄色の大輪の花さく今「きつつじ」といふものにしてこれこそ毒あれば、食ふべからざるものにして、しかもこれは恐らくは外來の植物たりと見ゆ。今本集にある「馬酔木」は山野に自生したる様に見ゆれば、この「羊躑躅」にあらざるは明かなりとす。さて本集卷十に「馬酔木」とかける三首の歌は古今六帖に「あせみ」の條にのせいづれも「あせみ」とよめり。されば「馬酔木」は「あせみ」といふ物にあたる平安朝頃の人には、思はれしこと明かなり、然るに萬葉集には假名書に「あせみ」とせるものなくして、假名書にせるには「あしび」とかけるもの屢見ゆ。即ち卷七「一一二八」に「安志妣成榮之君之卷二」四五二に「乎之能須牟伎美我許乃之麻家布美禮婆安之婢乃波奈毛左伎爾家流可母」又「安之婢」とかけるもの、四五二三四五一三あり。この「アシヒ」即ち「馬酔木」にして六帖の「あせみ」と同じものなるべしとい



ふ。この「あせみ」といふ木は「あせほ」ともいふ常緑の木にしてその葉は毒ありて獸決して之を食ふことなし。而してこの木は大和山城の山野に汎く自生せるものなるが、その著しきは今奈良公園春日社頭などにある常緑の灌木と見ゆるもの即ちこれなり。これはその神鹿も決して之を食ふことなきが故にいつも緑の葉を保てり。萬葉古今動植正名に「あしび」今名あせほ〔漢名椴木〕としてあげ、説いて曰はく「あせほの葉を煎じそそげば田の蟲を殺すべし。又馬に食はしむれば、足痺れてつまづく故に馬酔木といふ。(云々)されど漢名にはあらざるなり。近山著者山本章夫は京都人に自生多し。春月花市へ花をきり出す。奈良春日山近傍殊に老木多きを見る。鹿この葉を食へば不時に角落つ。鹿も之を知り近づきよらぬ故、人家庭園に多く栽うるは鹿を防ぐ用なりといふ。あしみ、又あせび、あせほといふ、皆一物なり。」とあり。

○手折目杼 「タヲラメド」なり。「手折らむ」といふ句を、ど助詞にてうけて下につづけたるものなるが、この「ど」は已然形をうくるものなるが故に「む」の已然形「め」より「ど」につづけたるなり。この詞遣は上の「クミニユカメド」(二五八)にいへり。

○令視倍吉君之 「ミスベキキミガ」とよむ。「令視は、ミスなり。この「ミスベキ」と「君」との関係は「君ニ見スベキ」といふべき場合のものにして、その君に見すべきものは上にいへる馬酔木なり。これを君に見せむと思へど、その見せたしと思ふ君がといふなり。この君は下の「在り」に對して主格なるものなり。

○在常不言爾 「アリトイハナクニ」とよむ。檜燻手には「マストイハナクニ」とよみたれど、既に屢い

へる如く「君」に對して「在り」といふこと差支なき事なれば、必ずしも改むるに及ばざるべし。さてこの「在り」といふ語に對しての主格は「君」なること既にいへる如くなるが、かくいふその主格誰ぞと考ふるに、これは一般世人をさすものと見るべし。而して「いはなくには、いはぬ」といふと意義は大差なきものなるが、世人が君のおはしますといはぬなりとなり。この「にはかへりみて思ひ出せる心地を十分にあらはせり。これを他の語にていへば君が此世にまします」といふ人は一人もなしとなり。これ誰も君のこの世にましますといふ人なしといひて、間接に君の現世にあらぬ人なる由をいはれしなり。或は思ふ。この「君が在り」といはなくには「君がわれここに在」といはなくにの意ならずやと。かくする時は「在り」は君の語る語となり、いふの主格は「君」となるべし。されど、かかる語づかひの他の例を参照するに、なほはじめの如く解すべきものと考へらる。先づ「君」といふ語を主格として下に「あり」といふといへる歌の用例を見るに本卷且今日且今日吾待君者石水貝爾交而有不言八方(二二四)といふも上に余がいへる意義にとるべく、又古事記下卷允恭卷の歌に「麻多麻那須阿賀母布伊毛加賀美須阿賀母布都麻阿理登伊波婆許會伊幣爾母由加米久爾袁母斯怒波米」又本卷十三に「眞珠奈須我念妹鏡成我念妹毛有跡謂者社國爾毛家爾毛由可米誰故可將行」(三二六三)とあるも皆同じ趣にして「君」の主格に對して「いふ」を述格とせるものにあらねば、なほ上述の如く解するをよすとすべし。

○一首の意 今この岩の邊に生ひてある馬酔木を見れば、如何にも美しければ、手折りて家苞にせむと思ひしが、さて家にかへりて見せ奉りて共に悦ばむと思ふ君は、この世にましますとい



ふ人は一人もなきことなるに。さてもかく花を見るにつけても何を見るにつけても君の御事の思ひ出でられ忘れ難き事なるよとなり。

右一首、今案不似移葬之歌。蓋疑從伊勢神宮還京之時路上見花感傷哀咽作此歌乎。

○感傷哀咽 「感字流布本盛に作るものは誤なり。多くの古寫本感に作るを正しとす。

○この左注誤れり。大伯皇女伊勢よりかへらせ給ひし折は十一月にして「アシビ」にしても「ツジ」にしてもその花の時にあらぬをや。されば代匠記は之を誤とし考は之を削れり。されど古よりかくあるものなれば、ただ古人の思ひ誤りしものなりと認めてそのままにさしおくを穩かなりとす。

日並皇子尊殯宮之時柿本人麿作歌一首并短歌

○日並皇子尊 此は「ヒナミシノミコノミコト」とよむべきなり。この尊の事は卷一「九」にいへり、「日並」以下流布本上の左注の「乎」の下より書きつづけたるは誤なり。古寫本別行にせり。

○殯宮之時 「オホアラキノトキ」とよむべし。この皇太子は持統紀に三年四月乙未皇太子草壁皇子尊薨とあり。即ちその殯宮の事のありし時に人麿のよめりしなり。考には天皇の外は別に殯宮をせられぬ由にいへれど、攷證にも既に論ぜる如く、この歌にも「眞弓乃岡爾宮柱太布

座云々」とあり、又下の明日香皇女木鹿殯宮歌にもその趣にあれば殯宮の實際に存せしことは明かなり。

天地之初時之久堅之天河原爾八百萬千萬神之神集集座而神分分之時  
爾天照日女之命一云指上日女之命天乎波所知食登葦原乃水穗之國乎天地之依相  
之極所知行神之命等天雲之八重搔別而一云天雲之神下座奉之高照日之  
皇子波飛鳥之淨之宮爾神隨太布座而天皇之敷座國等天原石門乎開神  
上上座奴一云神登座爾之可婆吾王皇子之命乃天下所知食世者春花之貴在等望月  
乃滿波之計武跡天下一云食國四方之人乃大船之思憑而天水仰而待爾何方  
爾御念食可由緣母無眞弓乃崗爾宮柱太布座御在香乎高知座而明言爾  
御言不御問日月之數多成塗其故皇子之宮人行方不知毛一云刺竹之皇子宮人歸邊不知爾爲

○天地之 「アメツチ」ノとよむ。天を「アメ地を「ツチ」とよむは古言にして、之を相對していへる假名書の例は卷五八〇〇に「阿米弊由迦婆奈何麻爾麻爾都智奈良婆大王伊麻須」とあり。之を合せて「アメツチ」といひしなるべきが、その例は「天地」とかける甚だ多けれど、よみ方の確證としかぬれば、假名書の例をあけむに卷十五三七五〇に「安米都知乃會許比能宇良爾」卷二十四四九九に「安米都知乃可未乎許比能美奈我久等會於毛布」などあり。



○初時之 流布板本「ハジメノトキシ」とよみたるを萬葉考に「ハシメノトキノ」とよみ、玉の小琴はこれを否定して「シ」をよしといへり。その「シ」か「ノ」かは後に説く事とし、先づ「初時」をよむことをいふべし。「天地の初の時」とは古事記の冒頭に「天地初發之時」とあると同じく「アメツチノハジメノトキシ」とよむべし。天地開闢の時といふに似たり。卷十二〇八九に「乾坤之初時從」卷十九四二一四に「天地之初時從」などみなこの例なり。さて下の「之」を「シ」とよむべきか「ノ」とよむべきかといふに「之」を「シ」とよむ時は、その「シ」は係り詞と殆ど勢力を等しくするものにして、多くは下を「ば」にて條件を示す形にするか然らずば、終止をなすを常とす。これは本集にても、又古今以後にても、大差なき用法たり。然るにここには「シ」とよむ場合にそれに對應すべき語法は全くなきなり。さればこれは考の如く「ノ」とよむべし。こののは同じ趣の體言を重ねるものにして、上の歌「一六一」にいへる「向南山陣雲之青雲之」卷三三七二の「春日乎春日山乃高座之御笠山爾」同卷四二〇の「天地爾悔事乃世間乃悔言者」卷五八九二の「風離雜雨布流欲乃雨雜雪布流欲波」卷九二七六六の「左手乃吾奥手爾」卷十三三三二九の「白雲之棚曳國之青雲之向伏國乃天雲下有人者」同卷三三三一の「隱來之長谷之山青幡之忍坂山者走出之宜山之出立之妙山叙」などの例にしてこれは

天地初發時之。

久堅之天河原爾八百萬千萬神之神集集座而神分分之時爾

と相重ねしこと著し。ただかく認むるに迷ひを生じ易きは、他の例は上下略、同じ語數にて對

をなせるに、これは上下の間に長短の差甚しきによるものならむ。されど、かく長短の二句を相對せしめし所に人麿の手腕の存するなり。この「之」をかかぬ古寫本(金澤本等)一二あるによりて「之」を除きてよまぬ説もあれど、多くの古寫本にあれば、古より有りしなるべく、又除きたるよりも有りたる方歌の調も、歌の意も調ふものなれば、除くは不可なりとす。(なほこの事は雜誌「奈良文化」に詳論せり。)

○久堅之 「ヒサカタノ」 天の枕詞とす。その意義は、卷一八二にいへり。

○天河原爾 古來「アマノカハラニ」とよみ來りて異論なし。然れど「天」を「ノ」につづくる場合には特別の場合の外は「アメノ」とよむべしとする本居宣長の論法よりせば、こゝも「アメノカハラ」たるべきこととならむ。されど、これは古より異論なきこと上述の如くなるが、卷十二〇九二には「天之河原とかきたるあり。元來これは古事記上卷に是以八百萬神於天安之河原神集神集而」とあるに同じ事をいへるものなるが、この「あまのかはら」といふはそのさす所は今もいふ「あまのかはら」のはらなるべきが、その「あまのかはら」といふは、萬葉にも頻繁に出づる詞にして「之」を假名書にせる例としては卷十五、三六五八に「安麻能我波」卷二十四三一〇に「安麻能河波」などあれば、「あまのかはら」とよみて古來のよみ方の不當ならぬを思ふべし。

○八百萬千萬神之 「ヤホヨロヅチヨロヅガミノ」とよむ。「八百萬」と「千萬」とは數の極めて多きをいひて對したるまでにして深き意なし。古事記に「八百萬神」といへるもおなじ。

○神集座而 舊板本「カミアツメアツマイマシテ」とよめり。然るに契沖は代匠記の初稿に「カン



ツトヒツトヒイマシテとし、清撰に「カムツトヘニツトヘイマシテ」とし、考には「カムツマリツマリイマシテ」とよめり。ここに「集」字の訓を考ふるに「アツメ」「ツトフ」の訓はあれど「ツマル」といふ訓はあるべきにあらねば考の説は先づ從ひ難し。次に「アツメ」も「ツドヒ」も共によまるべきさまなれどここは古事記上卷の上に引ける文と同じ事をいへるにて用字も「神集集面」とありて殆ど同じければ同様の事をさすのみならず同様の詞遣を爲せるものにして、その基づく所は恐らくは同一の舊辭によれるものならむが古事記にはそこに注して「訓集云都度比」とあれば「アツメ」とよむは從ふべからざるを見る。次に「ツドヒ」と「ツドヘ」とにては所謂自他の違ひあるものにして、古事記に「都度比」と注せるはこれ神々の御心としてみづから集られしことを示すものにして、「ツドヘ」といふ時は、大祓詞に「皇親神漏伎神漏美乃命以亘八百萬神等乎神集集賜比」とある如く主腦者ありて、神を召集したる事となる。かくては古事記の「都度比」と注せる趣意徹らずといふべし。されば、これも古事記と同じ趣にて「ツドヒ」とよむべきなり。次に「アツメ」「ツドヘ」云々と契沖のよめる如く、「ニ」助詞をその連用形に加ふべきか否かといふことなるが、かく「ニ」助詞を加ふことはその上を修飾格にする爲の一の語法なるが、しか「ニ」を加へずとも語の資格には差なきものなりとす。ここに似たる例は下の「神分分之時」もあり、又この卷「九九」に「神葬伊座而卷十三、三三二四」に「神葬奉而」などあるが、假名書にてかくあるべきを示せる確なる證は古事記中卷神功皇后の御歌に「加牟善岐本岐政流本斯登余本岐本岐母登本斯」とあるなり。これは日本紀の同皇后の御歌として同様に傳へたり。ここにては「ニ」を加ふる

方五音となりてよかるべきに、四音のまま一句とせり。即ちこの形の言葉が古語の一格として存せしを見るべし。又古事記上卷に「伊都能知和岐知和岐且」とあり。さて又上の「神」は上の「カムホギ」の例によりて「カム」とよむべきこと知らる。かく「神」といふ語をここに冠するは神のしわざなればなり。

○神分分之時爾 舊板本「カムハカリハカリシトキニ」とよめり。代匠記には「カムハカリニハカリシトキニ」とよみ、又「カムワカチニワカチシトキニ」といへり。童蒙抄には「カンクハリクハリシトキニ」といひ、古義に「カムアガチアガチシトキニ」とよめり。かく種々のよみ方あるはこの「分」字のよみ方に基づくものにして、「分」を「ハカル」とよむか、「ワカツ」とよむか、「クハル」とよむか、「アガツ」とよむかといふ問題の存するなり。而してこれらのよみ方はいづれも「分」字の訓として成立ちうるものなるが、その意義よりいへば、「ハカル」とよむと、「ワカツ」「クハル」「アガツ」とよむとの二大別を見る。即ち「ワカツ」も「クハル」も「アガツ」も畢竟同じ義に落つるものにして、神を分ち配る意なるべし。然るに、古典を通じて神々が天の河原にて會議して、神々を分ち配るといふことを議したりといふことは未だ曾てきかざる所なり。この故にこれらのよみ方は信をおきがたし。さて「分」を「ハカル」とよむことは證ありやといふに、字鏡集には「ハカル」の訓を加へたれば、これは事物を判別する意に用るたりと思はる。而して、こは「大祓詞」上にも引ける如く「神議賜氏」とあると同じ事をいへるものなるべきが、こは上の例と同じく「カムハカリ」をいひて下に「ニ」を加へぬものなるべし。



○天照 「アマテラス」とよむ。「テラス」は照の敬語なること上來屢いへる如し。天に照りたまふの義なり。

○日女之命 舊本「ヒナメノミコト」とよみたれど「ヒナメ」といふ語あるべくもあらず。代匠記に「ヒルメノミコト」とよめるに従ふべし。今「ヒル」といはば「晝」の字に限るやうに思はるれど「日」も「ヒル」とよむこと「夜」を「ヨ」とも「ヨル」ともいふにて知るべし。日本紀第一の「生日神號大日靈貴」とある自注に「大日靈貴云於保比屢咩能武智」と見ゆ。この「オホヒルメノムチ」即ちこの神なるが「日靈」を「ヒルメ」とよむにて「日」を「ヒル」とよむことも古語なりと知るべし。さてこの「ヒルメノミコト」は即ち天照太神を申せり。

○一云指上日女之命 此は一本に上の二句をかく書けりといふなり。「日女之命」は本行と同じきが「指上」とある點の異なるなり。これは古來「サシノボル」とよみ來れるが童蒙抄には「サシアグル」とよめり。されどこれはかの朝日の豊榮登などとおなじく朝日の上るをいひたるなるべければ古來のよみ方をよしとすべし。而してこれは「日」の枕詞とせるものなるべきが、歌としては本行の方すぐれたり。

○天平波 舊板本「アマツチバ」とよみたれど「アマツ」の「ツ」は「ノ」に似たる助詞にて下に名詞の來るべき語遣なるをここには名詞の取扱としたるものとなるべきが、かかる事は古來なきことなれば従ふべからず。童蒙抄には「ミソラチバ」とよめるが、かくせば五言の一句となるべけれど、「天」を「ミソラ」とよまむは無理なり。考には「アメチバ」とよみ、古義には「波」は「婆」の誤にして「アメチ

バ」とよみたり。按ずるに「婆」とかける古寫本は金澤本以下少からねば、それによりて「チバ」とよむことは異論なきことなれど「波」を「バ」に用ゐる例本集に少からねば、必ずしも誤りといふべからず。而してここは考の如く「アメチバ」と四言一句とすべし。

○所知食登 舊板本「シロシメサムト」とよみたり。されどここに「ム」に相當する文字なければ、かくよむは無理なり。考には「シロシメシメト」とよみたり。これも亦「メ」にあたる文字なきのみならず、「メ」と決定的にいはむは不可なれば従ふべからず。玉の小琴には「シロシメスト」とよみたり。これは六言なれどまづ難なし。六言一句の例は本集中に少からず、一一あぐるに、及ばざるべし。さてこの「所知食」を「シロシメス」とよむこと不可なるにあらねど、萬葉集中これに相當する語の假名書なるはいづれも「シラシメス」なること卷二「二九」にいへる如し。即ちこも「シラシメスト」とよむべきなり。天照大神の高天原を知食すべき由天神の事依さしたまひし事紀記に見ゆ。古事記上卷に「其御頸珠之玉緒毛由良邇取由良迦志而賜天照大御神而詔之。汝命者所知高天原矣事依而賜也」とあり。「ト」は後世「トテ」といふに當る語遣なり。

○葦原乃水穗之國乎 「アシハラノミヅホノクニチ」なり。こはわが日本國をさせるなるが、その語の義は葦原とは本居宣長の「いとく」上つ代には四方の海べたはことごとく葦原にて其中に國所はありて上方より見下せば葦原のめぐれる中に見えける故に高天原よりかくは名づけたる也」といへる如く、水穗國の水は借字にしてみづくしき意穂は稻穂にて稻のよく熟りてすぐれたる國なれば水穗國といへるなり。古事記上卷に「豐葦原之千秋長五百秋之水穗國」



とあるはこの語をうるはしくいひたるなり。

○天地之「アメツチノ」にして上にいへり。これは實際の天と地とをさせり。

○依相之極 舊訓「ヨリアヒノカギリ」とよめり。古寫本中には「ヨリアヒシカギリ」神田本又「ヨリアヒシキハミ」京都大學本とよめるあり。管見には「ヨリアヒノキハミ」とよめり。この語の例は卷六「一〇四七」に「天地乃依會限萬世丹榮將往迹」卷十一「二七八七」に「天地之依相極玉緒之不絶」常念妹之當見津トオモイモカガリなどなるが、限は「かぎり」とも「きはみ」ともよまるるが、極は「きはみ」とはよまれるれど「かぎり」とは古來よまねば、これは「キハミ」といふ語をあらはしたるものと見ゆ。さてその上を「シ」とするか「ノ」とよむかといふに上を用言と見れば「シ」とすべく、體言と見れば「ノ」とすべきが、若し用言とせば天地の既に依り相ひしこととなるべきがこの語の意は考に「すでに天地の開わかれしてふにむかへて又よりあはむかぎりまで久しきためしにとりぬ」といへる如く、天地のはじめを開闢といふに對して天地が相依り相ひ區別なく再び混沌の狀に復らむ時をさせるものなれば、ここは體言の取扱を爲すべきなり。されば「ヨリアヒノキハミ」とよむ八言の一句なりと見ゆ。開闢の昔永遠の過去に對してこれは天地の再び依相はむ時のきはまりまでもいひて、畢竟無終の永遠の未來までといふことをあらはし、以て寶祚の「當與天壤無窮者矣」といへる日本紀の一書の説と同じ思想をあらはせるなり。而してこの一語のみにてわが國民思想の抽象的にあらずしてしかも永遠の未來をいかによく具象にいひあらはしうるかに着眼すべし。

○所知行 舊來「シラシメス」とよみ來れり。考には「シロシメス」とよみ玉の小琴に「シロシメセ」とよめり。この語は「シラシメス」とよむべきことは上にいへる如くなるが、その末を「メス」とよむと「メセ」とよむとによりて文意に大なる差を生ず。「メセ」といふ時は命令の語法にてここにて切ると共に次の神にはつづくことなくなり、その意支離滅裂となるべし。ここは連體形にしてこの日本國を統治したまふ神の命と直ちに下につづけて之を限定せるなれば「メス」とよむ外の方法なき筈なり。

○神之命等 「カミノミコトト」とよむ。卷一「二九」に「神之御言」とかけるにおなじ。この神は事實上皇孫彦火瓊々杵尊をさし奉れるものなるが、言語の上にてはただ天壤無窮の皇位にましますべき神としての義なり。「命」は尊稱語にして「ト」は「トシテ」の義にして文勢は下の「神下」につづけるなり。

○天雲之八重搔別而 「アマクモノヤヘカキワケテ」なり。天雲は天の雲なり。「八重」の「八」は多數をいへるにて幾重も重れるなり。さてこれは先づ「天雲の八重」とつづけて見、それをかきわけるとと解すべきなり。「天雲の八重」とは「天の八重雲」といふに殆ど同じく八重にかさなれる天雲をさすものなるが、かく實體を先にし、その數量を後にしてその間を「の」にてつづくる語法は古今に通ずる語格の一なるが、その意味はその下の數量に重點をおくによりてかかる語格をなせるものにして、ただ語を上下におきかふるに止まるものにあらず。さてこの事は古事記上卷に「押分天之八重多那雲而伊都能知和岐知岐豆於天浮橋宇岐士麻理蘇理多多斯豆天降坐



于筑紫日向高千穂之久士布流多氣日本紀卷二に且排分天八雲と見え大祓詞に天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別互とあり。天の雲の幾重ともなく重なりたるをかきわけて天降ありしをいふ。

○一云天雲之八重雲別而 此は一説にはアマクモノヤヘグモツケテとありとなり。意は異なる事なけれど、修辭はこの方拙なり。

○神下 舊訓カミクダリとよみ神田本などにアマクタリとよみ、代匠記にはカムクダリとし、考にカンクダリ檜婦手にカンクタシとせり。先アマクダリとよまむは理なきことなれば従ふべからず。而して、ここは神の御はからひとして皇孫を此の國に下し給ひしなれば、カムクダシとよむべきなり。クダシの上をカムとよむは、上の神集と同じ。

○座奉之 舊訓イマシツカヘシとよみ、考にはイマシマツラシとよみ、玉の小琴にイマセマツリシとよみ、摺解にイマシマツリシとよめり。先づ奉をツカヘシとよむは例なきことなれば、従ひ難く奉之をマツラシとよむも字面の上にて無理なるのみならず、奉らせたまふの義なるべければ義をなさず。奉之は疑もなくマツリシとよむべきなるが、奉ルは他に對していふ敬語なれば、上をイマシといひては自他の違ひあれば、玉の小琴の如く、イセセマツリシとよむべきなり。その語例は卷十五三七四九に比等久爾爾伎美乎伊麻勢氏とあるにて見るべく、下二段活用の語にて令座の意をあらはせるなり。

○高照 上に履いへり。

○日之皇子波 舊本ヒノワカミゴハとよみたれど、ただヒノミゴハとよむべきは卷一四五にいへるが如し。日の皇子と申すは主として御代々の天皇さては皇太子をも申すなり。ここは日並知皇子尊をさし奉るなり。文意はこのはより數句をへだてて、天原石門乎云々につづくべきなり。

○飛鳥之淨之宮爾 舊訓アスカノキヨメシミヤニとよめり。文字キヨメシミヤとよまれざるにあらねど、これはキヨミハラノミヤなること明かなれば、契沖がキヨミノミヤとよめるに従ふべし。玉の小琴には飛鳥をトブトリノとよみたれど、かくせば、それは枕詞として用るしものといふべきこととなる。然るにここは實地の地名をさせるものなれば、明日香とよむべきなり。飛鳥は元來アスカの枕詞なるを後に地名のアスカにあつる様になりしことは、春日は元來カスガの枕詞なるを地名のカスガにあつる様になりたると同じ關係なり。而して飛鳥をアスカの地名をあらはすに用るたることの古き證は古事記に、近飛鳥また遠飛鳥などかけるにて明かなり。このアスカノキヨミノ宮は即ち天武天皇の定められし都にして、持統天皇も引つづき之に座し、この薨去當時、持統天皇はなほこの都におはしたりしなり。

○神隨 舊訓カミノママとよみなれど、考にカンナガラとよめり。正しくカムナガラとよむべきなり。語の意は卷一三八三九等に既にいへり。神隨とかくことは卷一五〇にいへり。

○太布座而 フトシキヤシテとよむ。その意は卷一三六にいへり。

○天皇之 舊訓スメロギノとよめり。古寫本中にはスベラキとよめるあり(神田本等)されど、ス



メロギとよむをよしとす。この語の事は卷一「二九」にいへり。

○敷坐國等「シキマスクニト」とよむ。「シク」は至り及ぶ意をあらはす語にあらすして上の「フトシキマシテ」の「シク」にして「シリ」と同語たること、卷一「三六」にいへるが如し。「ト」は「トシテ」の意なり。この國土は今の天皇のしります國として日並知皇子尊はここをさりて天に昇り給ふといふ意なり。

○天原「アマノハラ」とよむ。上「一四七」に見えたり。この語は下の「石門」に對してその所在の場所をあけたるなり。

○石門平開 古來「イハトヲヒラキ」とよめり。然るに玉の小琴には「開」は「閉」の誤にして「イハトヲタテ」とよむべしとせり。その説に曰はく「三卷<sup>四十</sup>に豊國の鏡山之石戸立隠にけらし」四一八とある類也。開と云べき所に非ず。石門を閉て上ると云ては前後違へるやうに思ふ人有べけれど神上りは隠れ給ふと云に同じ。」といへり。されどこれは、攷證に「門は出るにも入るにも開くべきものなれば、本のままに開として何のうたがはしき事かあらん」といひ、又古義にもいへる如くこの國土より高天原にのほり座といふによりて門を開きて入りたまふ義とせるなれば誤にはあらざるのみならず、この所に誤字ある本一もなきなり。さてこの石門とは古事記上卷に「天石屋戸」と見え、日本紀卷二に「引開天磐戸」と見ゆるも同じ意にして「イハ」は堅固なるをたとへて添へたるものにして石製の物といふ意の語にてはあらず。門を「ト」といふも「戸」と同じ語なり。「漢字にても門は戸にて戸を左右より向ひ合せたるなり」天上にて神のおは

す所の戸を開きてその所に入りたまふといふ語を用ゐて、神上りたまふさまを想像していへるなり。

○神上上座奴 舊本「カムアガリアガリイマシヌ」とよめるを考には「カムノボリイマシヌ」とよめり。上は「ノボリ」とも「アガリ」ともよまるべき字なるが、古事記日本紀には崩字を「カムアガリ」とよめるに照して考ふるに、ここは皇太子の薨去なれど、同じく「カムアガリ」とよむべきを知る。かく高貴の人の死歿をば神となりて天に上り給ふが故なりと考へもし、又しかいふ事は古の姿なり。さて又この「イマス」をば「常の居る事を座といふとは少しことかはりて行ます事をいへる也」と攷證に論じたるによりて往々この説に従ふ人も見ゆれど、それらの例としてあげたるものは古事記中卷の「佐々那美遲袁須久須久登和賀伊麻勢婆」卷十五「三五八七」の「多久夫須麻新羅邊伊麻須」などすべて、その語一にて實質語として用ゐらるゝ場合のものなり。然るにここは上に「アガル」といふ實質用言ありてその意を具體的に示し、座「ス」は敬語としてそはれるのみにして意輕きものなり。すべて敬語は形式用言として取扱はるべき特性あるものなり。以上にて第一段とす。

○一云神登座爾之可婆 これは異説にこの二句を「カムノボリイマシニシカバ」といへりといふなるが、「シカバ」とありては下につづくさまにて文勢ととのはず。本行をよしとす。

○吾王皇子之命乃「ワガオホキミ、ミコノミコトノ」とよむべし。「吾王」を舊訓「ワカキミ」とよめるは非なること及びその意は卷一「三五」「三六」等に既にいへり。「吾王」とは親しみて申し上ぐるな



り。さて卷三に穗積皇子の薨じたまへる時の歌にも「吾王御子乃命〔七五八〕吾王皇子乃命〔四七八〕とあれば、この「皇子命は皇太子をいふに用ゐる爲に一の語となれるものとは異にして、その命はただの敬語にして妹の命、父の命、母の命などいふにおなじきこと攷證の説の如し。さてこは主格にして下の「天下所知食世波」にかゝる。

○所知食世波 舊訓「シラシメシセバ」とよめり。神田本には「シラシメマセハ」とよみたれどそのよみ方は理なし。考には「シロシメシセバ」とよみ、今大方これに従へれど、萬葉集としては「シラシメス」とよむをよしとすること屢いへる所なり。「セバ」の「セ」は「キ、シ、カ」の未然形にして假設條件を示す。さては若しも天下を知食し給ふとせば、の意なり。これこの尊皇太子として天下の政事にはあづからせ給ひつれど、即位なくして薨ぜさせ給ひつればかくいへるなり。

○春花之「ハルバナノ」とよむ。枕詞なりといふ説もあれど、事柄を形容せる語にして枕詞にあらず。春の花のめでたくうるはしきが如く貴からむとつづけたり。

○貴在等 舊板本「カシコカラムト」とよみたれど「貴」字に「カシコシ」とよむ由なければ諸家の説紛々たり。代匠記には初め「タノシカラン」とよみたれど「貴」を「タノシ」とよむも無理なれば別に「タフトカラムト」といふ一説を加へたり。考には貴は花にいふことばにあらずとして「賞」の字にあつたため、メデタカラムト」とよみたり。されど「貴」字いづれも一致して別に誤字なりといふべき證もなければ、これも従ひがたし。「貴」は本來「タフトシ」とよむ文字なること明かなるが、かくよむことは古寫本にも往々ありて、神田本に「タフトクアラント」京都大學本には「タフトク

アラント」タフトカラムト」の二訓をあけたり。玉の小琴には之につきて「たふとからむと訓べし。たふときと云ことは古はめでたきことにも多く云り。貴の字に拘りて只此字の意のみと思べからず。此事古事記傳に委く云り。」といひてより一定の事になれり。元來「たふとき」といふ語は「フトシ」といふ語に「タ」を冠したるものにしてその「太シ」は豊かに美はしき意などをあらはせる語なれば、春花のた太しといふは不條理にあらぬなり。その例は古事記上卷に「斯良多麻能伎美何余曾比斯多布斗久阿理禰理」などにて知るべし。次「貴在」を「タフトカラム」とよまむは文字足らぬさまなるが、これは次の「滿波之計武跡」に對して「ム」といふ複語尾を含めてよむべきを考ふ。萬葉集又古事記などの古典中往々かく同様の句を並べかける場合に一方にそれをあらはすとき他の句にて簡略に書けることあり。たとへば、

美籠母乳 美夫君志持

(卷一、二)

隱障倍之也(卷一、一七) 可苦佐倍思哉(卷一、一八)

檜乃孀手 眞木乃都麻手

(卷一、五〇)

の如し。されば、これも下の句に照して「タフトカラムト」とよむべきならむ。さてこは皇太子の治世の春花の榮ゆる如くにあらむと期待せしをいへるなり。

○望月乃「モチツキノ」とよむ。和名抄此間云望月毛知豆岐とあり、滿月の義なりといへり。十五夜の滿月をさせり。さてこれも枕詞なりといふ説あれど、上の春花とおなじく事柄を形容していへるにて枕詞にあらず。かくてこれは春の花に對して秋の滿月をさせるなり。



○滿波之計武跡 舊訓「ミチハシケム」とよみたり。されど「ミチハシ」といふ語あるべくもあらねば従ひがたし。滿は「足なれば」タラハシケムともよむべけれど、契沖が卷十三の挽歌に「十五月之多田波思家武登」三三二四とよめるにあはせて「タタハシケム」とよむべしとしてより動かぬ説となりぬ。「タタハシ」といふ語は靈異記の上の訓注に「偉タ、波シ久」とあるが、その本文は「天皇見之恐、偉進幣帛令遷落處」とあり。又同中巻にも「偉」に「タ、ハシク」の訓注ありて、その本文は「聖武天皇代、衣女得病時、偉備百味、祭門左右、賂於疫神而饗之也」とあり。又新撰字鏡には「傀」に「太々波志」の訓あり。これはその注に「惟也、美也、盛也」と見ゆる、その盛字の注に相當するものなるべし。なほ新撰字鏡十二巻本には「傀」字にも「太々皮志」の注あれど、これは「偉」と「傀」とを混同したるものなるべし。さて「傀」は廣韻に「天兒增韻」に「偉大也」とある義にて盛大の貌なるべし。かくて「タタハシ」はもと「堪ふ」といふ語を形容詞に化せしめたる語にて、その「堪ふ」は事物の満ち足りひたることをいふ語なれば、滿の字の義に合せり。次に「タタハシケム」は「タタハシカラム」を約めたる語にして「タタハシクアラム」の意なり。

以上四句は二句づつ對をなせるが二の「と」にて相對して下の「思ヒ」につづくるなり。

○天下 「アメノシタ」にして異なる意なし。

○一云食國 天下を一説に「ラスクニ」とありとなるが、考にはこれをよしとせり。されど、本行にて不可なることなきなり。

○四方之人乃 「ヨモノヒトノ」とよむ。國中いづれの人々もの意なり。

○大船之 「オホフネノ」とよむ。「たのむ」の枕詞なり。船の大なるものは海上にてはただ一のみとするものなればなり。例は甚だ多く一「あぐべ」からぬが、一二をいはば、この卷二〇七「天船之思憑而」卷四五〇「天船之念憑師君之去者」卷五九〇四「大船乃於毛比多能無爾」などあり。

○思憑而 「オモヒタノミテ」とよむ。童蒙抄に「オモヒテカケテ」又は「オモヒテヨセテ」とよみたれど、舊訓のままにてよし。「憑」は「タノム」とよむ字なるのみならず、卷十三三三〇二の「大舟乃思恃而」の如きは「オモヒタノミテ」とよまむ外なきのみならず、上にもあはれたる卷五九〇四の「大船乃於毛比多能無爾」の例などにて「オモヒタノム」といふ語のありしことを明かに證すといふべし。こは此皇太子の即位ましましなばいかに政のめでたからむと思ひ、如何に事物のよく満ち足らひなむと思ひて信頼してといふ意なり。

○天水 「アマツミヅ」とよむ。天より降る水にて雨をさすなり。天水を乞ふが如くの意にて下の仰ぎて待つにつづくものなるが、從來これを枕詞としたれど、枕詞の性質を有するものにあらずして明かにこの歌の意に關係を有せり。次にいふべし。

○仰而待爾 「アフギテマツニ」とよむ。卷十八に「天平感寶元年閏五月六日以來の旱あり六月朔日に雨雲の氣を見て大伴家持のつくれる歌に「彌騰里兒能知許布我其登久安麻都美豆安布藝豆會麻都」四一二二とあるは實際に雨を乞ひたる情をうたへるものなり。こは大旱に天を仰ぎて雨を乞ひてその降るを待つが如くにその御即位の時を仰ぎ待つといふなり。即ち



天水は枕詞にあらずして「天ヲ仰ギテ天水ヲ待ツガ如ク」と一旦形容して、更にその御即位の時を仰ぎ待つといへるなり。

○何方爾御念食可「イカサマニオモホシメセカ」なり。この語は卷一「二九」この卷「一六二」に既にいへり。

○由縁母無 舊訓「ユエモナキ」とよみ、代匠記には「ヨシモナキ」とよみ、玉の小琴には「ツレモナキ」とよめり。これは下に「所由無佐太乃岡邊」本卷「一八七」とあるも同じ趣の語なるが、これらはいづれもその殯宮葬所をさせる語遣なり。而してかかる場合のものを假名書にせるを見るに、卷三「四六〇」に「都禮毛奈吉佐保乃山邊爾」卷十三「三三二六」に「津禮毛無城上宮爾」とある皆同じ趣なれば、これも玉の小琴の説によりて「ツレモナキ」とよむべきなり。意義は字面の如く、由縁「所由を」つれといふ語にあてたるが、これ今いふ關係縁故といふ如き意を「つれ」といひしなるべき「つれ」は「つる」意にて關係縁故の意ありが、その意義にて「つれなし」とはこゝにては「ゆかり」の人も無きの意にして御陵墓を營むところは「いづれも物淋しく思はるる所なればいへるならむ」。強顔をツレナシといへるはこれより出でしにて、もとは一語なるが意稍かはれるなり。

○眞弓乃崗爾「マユミノヲカニ」とよむ。「岡」の字につきては卷一「二」にいへり。延喜式諸陵寮式に「眞弓丘陵岡宮御宇天皇、在大和國高市郡、兆域東西二町、南北一町、陵戸六烟とあり。岡宮御宇天皇とは日並知皇子尊の追尊の號なり。續日本紀天平寶字二年八月の條にあり。なほ續日本紀、天平神護元年十月の條に「癸酉車駕過檀山陵、詔陪從百官悉令下馬、儀衛卷其旗幟」と見ゆ。

○宮柱「ミヤバシラ」とよむ。宮殿の柱をいふこと、卷一「三六」にいへり。

○太布座 古來「フトシキマシテ」とよめり。「テ」にあたる文字なけれど、上の例の如く、下の句のよみ方に准すべきものなれば、古來のままによむが穩かなり。その意は卷一「三六」にいへる如く、宮殿を營みますことをいへるなり。

○御在香乎 舊訓「ミアリカヲ」とよめれど、「ミアラカヲ」とよむべきこと、卷一「五〇」にいへる如くなるが、その意義は通常皇居をさし奉るに用ゐたるが、こゝは殯宮なるべきを皇太子を天皇に准じていへる趣なれば、かくいへるなるべし。

○高知座而「タカシリマシテ」なり。この語の意は卷一「三八」にいへる如く、意は「フトシキマシテ」におなじ。以上四句は二句づつ相對せり。

○明言爾 古來「アサゴトニ」とよむ。童蒙抄には「言を暮の誤かといひて、アケクレ」とよみたれど、いづれの本にも誤字なければ、從ひ難し。「明をアサ」とよむは朝の義に借りたるなり。「言も毎」の意に借り用ゐたるなり。朝毎といふも日毎の意なり。代匠記に曰はく「物のたまふ事は朝にかぎらざれども、伺候する人はことに朝とくより御あたりちかくはべりて物仰らるる也」とあり。かくの如き事には相違なけれど、これはただ語の解釋としていへるにすぎず。古の公に仕へ奉るものの常の事としてこの事を見るなり。そは如何といふに延喜式の陰陽寮式「擊開閉諸門鼓」の條に



起春分三日至九日

○卯二刻四分開諸門鼓

○卯四刻五分開大門鼓

○巳三刻八分退朝鼓

○酉三刻六分閉門鼓

夏至十五日頃

○寅四刻開諸門鼓

○卯二刻開大門鼓

○巳一刻八分退朝鼓

○戌一刻九分閉門鼓

冬至十五日

○卯四刻七分開諸門鼓

○辰二刻七分開大門鼓

○午一刻六分退朝鼓

○酉一刻二分閉門鼓

とあるを見れば、百官の伺候は大體卯の刻午前六時にして退朝は巳の刻午前十時なりしを見るべく、又太政官式に辨官の申政時尅を

自三月至七月辰三尅 午前八時

自九月至正月巳二尅 午前十時

二八兩月巳一尅

とありて今日の如きさまにあらざるのみならず、日本紀舒明天皇八年の條に「天派王謂豐浦大臣曰群卿及百寮朝參已解。自今以後、卯始之、巳後退之。因以鍾爲節。然大臣不從」とあり。宮

衛令義解に「假如卯之二刻可擊第二鼓」大門ヲ開クナリ會昌應天ノ二門」とあるにても知るべくこの事支那にも聞えたりと見え、隋書の倭國傳に「天未明時出聽政、跣趺坐、日出便停、理務云々」とあり。又今昔物語に「昔官ノツカサニ朝廳トイフ事ヲ行フイマダ曉ニ火ヲトモシテゾ人ハマキリケル」といひ、續古事談に「昔平城天皇ノ御時マデハ此國ニモ朝マツリコトシ給ケリ……嵯峨天皇ヨリコノカタコノ事スタレニケリ云々」とあり。かくの如くにして早朝に公に至り、遅くも午刻までには退朝せしなり。これ即「朝」といふ文字の正しき義にして、ここに「明」字を用ゐたるも實事につきていへるにて代匠記の説はなほ不十分なりといふべきなり。

○御言不御問 舊本「ミコトトハセズ」とよみたり。不御問を「トハセズ」とよめるは敬語を用ゐたるなるべけれど、「セス」の下二段活用の敬語は平安朝時代よりものに見ゆれば、奈良朝以前の語とは見えず。考に「ミコトトハサズ」とよめるをよしとす。御問の字面は「トフ」の敬語をあらはせるものなるべけれど、「トハス」と佐行四段に再活せしむべきものなるそれより、「ス」につづけたるなればなり。「こととふ」とは物をのたまふなり。卷三四八一に「辭不問物爾波在跡卷五八一」に「許等波奴樹爾波安里等母」卷二十四四〇八に「今日太仁母許等臚比勢武等」などあり。これより日月の數多くなりぬるにかかるなり。檜孺手はこの下に「暮言爾御物不告」といふ句の脱せるものとせるは上の「アサ」に特別の意あるを忘れたるものにしてとるにたらず。

○日月之 舊訓「ヒツキノ」とよめり。童蒙抄に「ヒルヨルノ」とよみたれど、無理なり。考には「ツキヒノ」とよめり。この方は一理あることなるが、「ツキヒ」とよむべきは卷十三三二四六に「天有哉」



月日如吾思有公之」とかきてあり。而ツキヒとあるは多く時間のツキヒをいへるなればなほ「ヒツキなるべし。されど明かには決しがたし。

○數多成塗 舊訓「アタマニナリヌ」とよめり。玉の小琴には「マネクナリヌル」とよみ、檜婦手に「マネクナリヌレ」とよめり。さて「アマタ」といふ語の假名書の例は本集にももとより存すれど、卷十七、四〇一「安麻多」卷十四、三三五〇一説「安麻多」卷十二、三一八四「安萬田等塗をヌ」とのみよむは他に例なければ「ヌル」若くは「ヌレ」とよむべき事なるが、かくすれば「アマタニ」とよまむ事無理となるべければ「マネク」と三音によむをよしとす。「マネク」は卷一、八二の「ココロサマネシ」の條にいへる如く、物事の多くしけきをいへる形容詞にして、その釋はその所によりて具體的に見るべきが、その言問ひまさぬ日數の多くなりたるをいへるなり。さて「塗をヌル」とよむべきが「ヌレ」とよむべきかといふに、「ヌレ」とよむ説はこれを條件とせる如くなるが、かくしては上に「イカサマニオモホシメセカ」とある「カ」といふ係に對する關係不明ならむ。ここは上の「カ」の結びなれば、連體形の「ヌル」にて終止せるなり。これを新考に「イカサマニオモホシメセカ……月日ノマネクナリヌル」といひては義理通ぜざれば「マネクナリヌル」にて結べるにはあらで結びを省けるなり」といはれたれど、これはただ「月日のまねくなりぬる」といふだけにて結べるものにあらず。「おもほしめせかより下、まねくなりぬる」まで全體の歌の意を以てこれに對應せるものなれば誤にはあらず。さてここにて第二段落をなせり。

○其故 舊訓「ソノユエニ」とよめり。考は「ソコユエニ」とよむべしとせり。按ずるに「ソノユエ」と

いへる例本集に見えず、又この頃の語遣とも見えず。本集一九四に「所虛故名具鮫魚兼天卷十  
九、四一五四に「曾己由惠爾」などの例によりて考の訓みに従ふべし。「そこ」とはその點といふ  
おなじ。

○皇子之宮人 「ミコノミヤビト」とよむ。皇太子の宮即ち春宮の職員即ち春宮傳よりはじめて  
舍人までに至るをおしなべていふ事なり。大宮人に對していふ詞とも考ふべし。而してこ  
こは主として多くの舍人をさせるものと思はる。

○行方不知毛 「ユクヘシラズモ」とよむ。この語の例は卷三の柿本人麿の歌に「物乃部能八十氏  
河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不母」二六四卷七一、五一に「天伴之三津之濱邊乎打曝因來  
浪之逝方不知毛」とあり。これを往々その宮人の殯宮に奉仕する日數へて散りくになりて  
行く方をしらぬ由にいへれど、如何なり。これは考に「その舍人の輩この尊の過ましてはつく  
所なくて思ひまどへることまことにおしはかられてかなし」といへる如く、それらの人人が將  
來如何にせばよきか方途に迷ふをいへるなり。以上にて第三段なり。

○一云刺竹之、皇子宫人、歸邊不知爾爲 一説にこの第三段をば「サスタケノ、ミコノミヤビト、ユク  
ヘシラニス」とありとなり。これらの句よりも本行のよかるべきが故に委しく論ずる必要な  
き所なるが、最後の一句は古寫本中、神田本には「ユクヘシラニシテ」西本願寺本、京都大學本等は  
「ユクヘイサニシテ」とよみ、童蒙抄には「シラザリシ」とよめり。文字のままならば、上の余がいへ  
る如くよむべきが、かくよむときは其の「シラニス」といふ語は語學上の研究問題となるべきも



のなり。されど今これを論ぜず。  
 ○一首の意 この歌三段落なり。第一段は先づ、天地の初、天河原に八百萬神の集りて議行賜ひし時に、高天原をば天照大御神の知しめすことと定まり、天孫は此の豊葦原の瑞穂國をば天地のあらむ限り知しめす現つ神として、天降りましましてより代代の天皇のしるしめしが、わが日並知皇子尊は、此國は今飛鳥の清御原宮にます天皇の所知す國なり」として天の石門を開き給ひて天に登り給ひぬとなり。第二段はわがしたひ、尊び奉る此の皇子尊の天下所知しめす事あらば、春の花の如く世は榮えに満たむと思ひ、秋の望月の如く、百事足り給して、人々鼓腹擊壤の興あらむと、四方の人民らも深く信頼し奉り、鶴首して仰ぎ奉りつつありしに、如何なる故にかゆかりもなきかのさびしき眞弓の岡に宮つくりてかくりまして、宮の舍人等の毎朝伺候するにも御言をものたまはせ問はせ給ふ事もなくて、月日重なりぬることよとなり。第三段はかくの如き有様となりはてたれば、皇子の宮人は如何にせばよからむと方針にまよひ途方にくれてあることよとなり。

反歌二首

久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之荒卷惜毛

○久堅乃「ヒサカタノ」天の枕詞なること既にいへり。

て下 (一六八)

天見如久 舊板本「アミミルゴトク」とよめり。古葉略類聚抄、神田本等には「ソラミルガゴト」とあれど、「天をソラ」とよむも、如久を「ごと」とのみよむも理由なければ従ひがたし。意は明かなり。天を仰ぎ見る如くになり。

仰見之 「アフギミシ」なり。この仰ぎと本歌の「仰而待爾」といへると同じ「仰ぎ」といふ語なれど、意は少しくかはれり。「仰ぐ」といふ語は下にありて上を仰ぐをいふ語なるが、本歌のは天を仰ぎ見る實際をいへる語としてあらはし、ここのは尊び敬ふ態度を形容する語に用ゐたるなり。皇子乃御門之 「ミコノミカドノ」とよむ。考には「こは高市郡橘の島宮の御門也。さて次の舍人等が歌どもにも此御門の事のみを専らひひ、下の高市皇子尊の殯の時人万呂の御門の人とよみしをむかへみるに、人万呂即舍人にてその守る御門を申す也けり」といへり。その島宮の事は次下の「一七〇」の歌等に明かなるが、御門を字のまま御門といへるは従ふべからず。既に卷一「五〇」に「吾作日之御門爾」といひ、「五二」に「藤井我原爾大御門始賜而」といへる條にもいへる如く、一部を以て全體を代表せしめしものにして、島の宮をさせること疑ふべくもあらず。次にこれの歌を以て人麿をばこの宮の舍人なりしならむといふ事は或は然らむといふべきなれど、舍人の職を以て御門を守る職とすることは不當なり。舍人の事は「一七一」に至りていふべし。

○荒卷惜毛 「アレマクヲシモ」とよむ。荒れむことの惜しきことよとなり。「毛」はここにては感情をあらはすに用ゐたり。かくの如き例は卷一「五五」に「朝毛吉木人乏母亦打山行來跡見良武







く、一は當時持統天皇御即位以前なれば、いへるならむが、天皇を日にたとへて申すは無禮なりとは如何なる意味なるか。又御即位以前に天皇といはずとしても日にたとへ申さむは何のなめけなる事あらむや。この故にその説には従ふこと能はず。

○烏玉之「ヌバタマノ」とよむ。この語は本卷八九に「奴婆珠乃」とある條にいへり。ここにては「夜」の枕詞なり。

○夜渡月之「ヨワタルツキノ」とよむ。「夜空を渡る月の」といふ義なり。「渡る」は一端より他端に行き至るをいふ。月は運行するものなればいへり。本卷上の「一二四」の長歌に「屋上乃山乃自雲間渡相月乃」の「渡ラフ」も同じ趣の詞なり。この月の上の日に對して皇子尊をたとへたるなり。而してかく月にたとへ奉ることは、日並皇子尊と申し奉る意にもよくかなへり。

○隱良久惜毛「カクラクヲシモ」とよむ。「カクル」は古、四段活用なりしことは古事記下雜略卷の歌に「袁登賣能伊加久流袁加袁」日本紀卷二十二の歌に「夜須彌志斯和餓於册者彌能訶句理摩須阿摩能椰蘇訶礙」古事記上の歌に「阿遠夜麻邇比賀迦久良婆奴婆多麻能波伊傳那全」などあり。それより「く」につづけて「かくらく」とせるが、これはかくることの惜しきことよとなり。

○一首の意 天皇は天日の照すが如く儼然とましませば、尊く頼もしく思ひまらすれど、さても日に對する月として相並びますべき皇子尊の隠れたまひしことの惜しきことよとなり。

或本云以件歌爲後皇子尊殯宮之時歌反也

○或本云 金澤本等に「云なし。なきをよしとす。これ以下は或本に載せたる説をあけたるなり。

○以件歌爲後皇子尊殯宮之時歌反也 「尊」字流布本「貴」とせり。されど、金澤本をはじめ多くの古寫本「尊」とせれば、貴誤なること著しければ改めつ。後皇子尊とは高市皇子尊をさす。この皇子の薨去の時の歌は、一九九に長歌その反歌二首(二〇〇、二〇一)下にあり。或本にはその反歌の一とせりとなり。「歌反」は代匠記に「反歌の誤かといひしより後そが誤なること明かなりとして書き改めたる本少からず。(考略解等)されど、諸本ここに一も然かける本なく、金澤本には「歌返」とかけり。かくの如く一も證なき事なれば、反歌の誤なりとして直ちに書き改むるは武斷といふべし。按ずるに天元書寫の琴歌譜に「茲都歌の歌返」といふあり。これによりて考ふるに、古この類の歌を反歌とも歌返とも二様の語にてあらはす事ありしにあらざるか、而してこれを漢文のさまにしては反歌と書き國語にては歌返といへる事ありしにあらざるか。然りとせば、これかへりてたまたま古の國語を傳へたるものにして、その方にとりては貴重なる史料といふべきなり。これを誤なりとして書き改むるが如きは貴重なる史料を湮滅するものとならむ。されどこの事は十分の研究を経ずしてはいづれとも斷言しがたき事なりとす。

或本歌一首

○この歌ここに別にあけたれば、もとより上の長歌の反歌にあらず。考の説には次の二十三



首の中の一首が紛れてここに入りたりといひ、檜の婦手は考の説に基づきて、次の題詞をこの所にうつし、二十三首を二十四首とし、古義はこれを二十三首中の異説とせり。されどさる事はいづれも證なき事を斷ぜるにて従ふべからず。ここに、或本歌と題せるは或はこの歌をも或本に柿本人麿の草壁皇太子の挽歌としてあげたりしにてもあらむか。

七下  
(一七〇) 島宮勾乃池之放鳥人目爾戀而池爾不潜

○島宮「シマノミヤ」とよむ。もと「シマミヤノ」とよみたりしを仙覺が改めたるなり。この宮は日並知皇子の御殿の稱なり。かく稱ふる名義は島即ち庭作りのある宮といふ義にして、この島を主として稱へたる名なり。島とは庭に池島などを作りたるをいふことにして、俗にいふ築山、山水などにあたる語なり。卷六に「鶯之鳴吾島會」(二〇一)卷二十に「屬目山齋作歌三首」のうち「乎之能須牟伎美我許乃之麻家布見禮婆」(四五一)とあるなどにて知るべし。又伊勢物語に「島このみ給ふ君なり此石を奉らんとたまひて云々」といふあり。これは山科の禪師のみこの事を申ししなるが、同じ物語に「その山科の宮に瀧おとし、水はしらせなどして面しろくつくらせたるにまうで給うて云々」とあるにて、島即ち造り庭の事なるを明かに知るべし。日本紀推古天皇三十四年條蘇我馬子死去の條に「家於飛鳥河之傍庭中開小地仍興小島於池中故時人曰島大臣」とあるにて、かくの如きを島といふことの由來久しきを知るべし。俗に祝賀の席などに、据うる作物に島臺といふ名あるもその名残なり。さてこの島宮は日本紀卷二十八

のはじめに天武天皇が東宮を辭して吉野に入りたまふ途次に一夜宿し給ひし由にて「是夕御島宮」の記事あり。又壬申の亂平ぎて凱旋せられし時の記事にも「九月巳丑朔……庚子詣于倭京而御島宮癸卯自島宮移岡本宮」とあり。この島宮は蓋し蘇我馬子の邸の舊地なりしを離宮とせられしならむ。天武天皇五年には「正月乙卯—是日天皇御島宮宴之」とも見えたり。後この宮に草壁皇太子の居住ましましたしならむ。この宮に池のありしは日本紀天武天皇十年九月の條に「辛丑周芳國貢赤龜乃放島宮池」と見え、又島の營みありしは本集この卷の下なる舍人等が歌に「御立爲之島乎見時」(二七八)「御立爲之島乎母家跡住鳥毛」(一八〇)「御立爲之島之荒磯乎今見者」(一八一)「島御橋爾誰加住舞無」(一八七)「御立之島爾下座而」(一八八)などあるにて知らるべし。この島宮の舊地は今高市村大字島莊の地なるべしといふ説信すべく、その池の名残はその一部高等小學校の邊にある池田といふ地名に残れりといふ辰巳利文氏の説信すべし。

○勾乃池之 古寫本中に「マナノイケナル」などよみたるを仙覺が「マガリノイケノ」とよみたるによりて正しくなれり。この勾乃池とは蓋し御庭の中の池の名なるべし。攷證には「こは御庭の中の池ながら勾は地名也」といひて安閑天皇の勾金箸宮をここなるべしといひたれど、その勾の地は畝傍山の西北にあたる地にして、ここには縁なきなり。ここは恐くはその池の形などより名づけられしものならむか。

○放鳥「ハナチドリ」とよむ。次の二十三首の中の歌にも「島宮上池有放鳥」(二七二)とあるに照し、又下の句に「池爾不潜」とあるによりてその鳥は水鳥なりしことを思ふべし。さて「はなちとり」



といふにとりて、二様の解を施しうべし。一は放ち飼にしたる鳥なり、一は籠に納れて飼ひし鳥を放ちたるなり。いづれにしても意義は通ぜるなり。今この所の放鳥につきては學者によりてその説二様に分れたり。されば先づそれらのうちいづれによらむかを考へざるべからず。放飼の鳥を「はなち鳥」といへる例は後のものにて古今六帖五伊勢の歌に「はなち鳥つばさのなきをとふからに雲路をいかで思ひかくらむ」天木抄二十七常磐井入道の歌に「山さくらちりしく池のはなち鳥おのかはかせも浪やよすらむ」などの例あれど古きものには多く見えす。又飼鳥を放ちしを「はなちとり」といひし例は後撰集戀歌二に「かけろふにみしばかりにやはなちどり行くへもしらぬ戀に惑はむ」六五五といふ歌あり。これは流布本に「濱千鳥とあれど、奥儀抄にはこれを「はなちどりの例とし」はなちどりとはいふ歌あり。これにいられてかふとりを「はなちたるをいふ也」と説明せり。又古今六帖六に「はなちどりの題の下に「はなちどりのゆくへもしらざるにぬれば放れしことぞくやしかりける」といふあり。これもいづれも同時代にあれば、いづれにも用ゐるしを見るべく、萬葉集にはこと次なるとの外には例なければ、それをいづれと決せむことは容易の事にあらず。さて普通はその放ち飼ひにせる鳥の義にとれど、古義には「飼せ賜ひし鳥どもを薨まして後に放ちたるが、猶その池にをるなり。」といひて、大鏡に延喜の帝の崩御の時「その日左衛門陣の前にて御鷹どもはなたれしはあはれなりしものかな」とあるを引きて「むかしよりかゝる時はなちやる例と見えたり」といひ、又續後紀に「承和七年五月癸未、後太上天皇崩于淳和院云々是日於建禮門南庭放奔鷹鷓籠中小鳥等」又九年七月丁未太上天皇崩云

云丁未放棄主鷹司鷹犬及籠中鳥とあるをひけり。これに基づきて考ふれば、皇太子の薨後その飼はせ賜ひし鳥どもを放ち賜ひしことなしといふべからず。而してかくの如き事はこれ佛教の思想に基づくものにして所謂放生と唱ふるわざなり。この放生の事は金光明最勝王經卷第九長者子流水品第二十五に委しく説けるものにして、これに基づきかの八幡の放生會といふ事の起りしなり。この事のはじめは養老年中宇佐八幡宮にてはじまりし事なり。されば、この放生といふ思想と行事とは、この薨の時に無しとはいふべからざるなり。さてかく考へてこの歌なる鳥を考ふるに上にいへる如く水鳥なり。かく水鳥を籠中におきて飼ふことは遊覽の爲にはふさはしからず。或は今の動物園の如きさまにせしならむといふ説も出でむかなれど、なほしかにはあらずして、こゝははじめより放飼にせられしものならむ。されど、今は主ななき鳥となりたれば、その意にて下の意の「はなちどり」といはむには異論あるまじけれど、元來はなち飼にせられしならむにはことさらにこの説をとらずともよからむ。

○人目爾戀而「ヒトメニコヒテ」とよむ。「戀フ」といふ語の對象につきては後世は「格にすれど、古くは「格にせしこと既に上に(一一)述べたり。「人目は人の目なり。その人の目といへる例は卷十一九三二に「春雨之不止零零吾戀人之目尙矣不令相見」あり、その目といふ語の例は卷四七六六に「路遠不來常波知有物可良爾然曾將待君之目乎保利」などありて、いづれも目のはたらきを主としていへるにて「ミルコト」「ミユルコト」「ミラルコト」などをいへるがその場合によりて釋すべし。「人目」といへる例は二〇七に「人目乎多見」など集中例多し。さてここは人に見

※「人目」は「目」に「人」を添へて「人目」といふは、古語に「人目」といふは、人の目を指す。例は「人目乎多見」など集中例多し。さてここは人に見



池は瀕に... 池に瀕する... 池に瀕する... 池に瀕する...

られむことを戀ひてといふ語なるが、ただ人をこひてといふ意なるをかくいへるまでなり。池爾不潜「イケニカツカズ」とよむ。古寫本は「くくらず」とよめあり。「くくる」といふも、古語にはあれど、それは日本紀景行卷に「泳宮此云區玖利能彌柳」とある如く、泳字の義たるなり。「かつく」も亦古語にして、古事記上卷に「初於中瀬墮迦豆伎而濂時成坐神云々とあり。又同書中卷仲哀卷に「阿布美能宇美邇迦豆岐勢那和」とあり。(日本紀の歌も略同)又日本紀神功卷に「齊多能和多利珥介豆區苦利」とも見ゆ。又古事記中卷應神卷歌に「美本杼理能迦豆伎伊岐豆岐」と見え本集第十八に「珠州乃安麻能於伎都美可未爾伊和多利豆可都伎等流登伊布安波妣多麻(四一〇二)などあり。この語の意は古事記傳に「潛は頭衝」と云意の言にて頭を衝入れて逆に水中に沈むを云。故水鳥の水中に没をも海人の魚捕に海に没を云」といへるをよしとす。さてここはその水鳥の水中に頭をつき入れて没するをいふなれば「ククル」とよまむは由なく、「カツク」とよむべきなり。

○一首の意 鳥の宮の勾池に放ち飼ひしてある水鳥は、よく人になつきてあれば人なつかしく戀しがりて水上にのみうきゐる水中に潜き入ることもなしとなり。これ鳥の人を戀しがるをいひたるなるが、言外にその宮のさびしく人氣けなくなれるあはれさをあらはせるものなり。

皇子尊宮舍人等慟傷作歌二十三首

皇子尊宮舍人... 皇子尊は日並知皇子尊をさす。これは上にいへる日並知皇子尊薨去の時の歌なるを上につぎて書きたれば、端詞を略して簡にせるなり。皇子尊宮舍人は春宮の舍人をさせり。令の制春宮の舍人は定員六百人あり。その職務は令に明記なけれど、宮中の内舍人と大舍人との職務を兼ねたるものなるべし。内舍人は「掌帶刀宿衛供奉雜使若駕行分衛前後」と見え大舍人は「分番宿直假使」せらるる由なり。

○慟傷 「慟」は説文に「大哭也」と注し、玉篇に「哀極也」と注す。國語にては類聚名義抄に「イタム」の訓あり。傷は説文に「創也」と注すれど、ここはその原義にあたらす。爾雅には「憂思也」と注したるが、ここはその意なるべく訓は類聚名義抄にこれも「イタム」とあり。慟傷の熟字は未だ出所を知らねど、二字にて「イタミテ」とよむべきものなるべきが或は「ナゲキイタミテ」ともよむべし。この歌下にあぐるものすべて二十三首同時の作なる由なり。

高光我日皇子乃萬代爾國所知麻之島宮婆母。

高光 舊訓に「タカテラス」といひ、又古寫本中金澤本、神田本等には「タカクテル」といへるもあれど、文字のまま「タカヒカル」とよむべきなり。「たかひかる」といふ語の存せし證は古事記中卷景行卷の「美夜受比賣の歌」に「多迦比迦流比能美古」又下卷仁德卷の「建内宿禰の歌」にも同じ文字にてかける同じ語あり、同書雄略卷の「伊勢國之三重采女が歌」に「多加比加流比能美古」といふあり、若日下部の歌にも同じ文字にてかける同じ語あり、雄略天皇の御製には「多加比加流比能美夜衣」



比登といふあり。これにてその語の存せしを知るべし。この高は既に屢いひたる如く、天をさす語にして、天に光るといふ義にて、日の枕詞としたるなり。ここは下のわが日のみこの日にかかりて枕詞となれるなり。

○我日皇子乃「ワガヒノミコノ」とよむ。「日のみこ」は既に卷二(四五、五〇)等に屢いへる如く、日神の子孫におはす天皇、皇太子皇子に汎く稱へ奉る稱なり。「わがひのみこと」申し奉るは己が主人と仰ぐ皇太子といひ、尊敬と親しみを表したる語なり。この下(一七三)の歌にもあり、又卷三(二三九)の柿本人麿の長歌にも「高光吾日乃皇子乃云々」とあり。

○萬代爾「ヨロヅヨニ」とよむ。萬代に互りての義なり。「ヨロヅヨ」といふ假名書の例は(卷一に脱したればここに)あぐ(卷五、八一三)に「余呂豆余爾伊比都具可禰等」又(八七三)に「余呂豆余爾可多利都夏等之」又(八七九)に「余呂豆余爾伊麻志多麻比豆」卷十七(三九一四)に「餘呂豆代爾可多理都具倍久」四〇〇三に「與呂豆餘爾伊比都藝由加牟」などあり。

○國所知麻之 舊板本「クニシラレマシ」とよみたれど義をなさず。古寫本には「シラシマシ」とせよみたるをよしとす。即ち後の諸家皆之によれり。「シラサ」は「シル」の敬語「シラス」の未然形にして「マシ」は假想をあらはすものにしてその未然形所屬の複語尾なり。これは「シリタマハマシ」といふに略おなじ。而してこの「マシ」は連體形を用るたるにて下の島宮につづくるなり。即ちこれはこの皇子尊のここにましまして天下をしろしめさましと思ひしその島宮よとい

ひたるなり。萬代に國知らすといへる例は卷十九(四二六六)に「萬代爾爾國所知等」また(四二七四)に「萬代爾爾國所知牟等五百都々奈波布」などあり。又「まし」の連體格の例は、古事記下卷履仲段の歌に「多都若母母知豆許麻斯母能」又本集にはこの巻のはじめの歌(八六)に「高山之磐根四卷手死麻思物乎」など例少からず。

○島宮婆母「シマノミヤハモ」とよむ。「婆」字このままにて通ぜぬにはあらねど、金澤本類聚古集等に「波」に作るをよしとす。「ハモ」をかく體言に添へて終止する例は古多かりしものなるが、その例をいはゞ古事記中卷の景行段の歌に「佐泥佐斯佐賀牟能袁怒邇」毛由流肥能本那迦邇多知豆斗比斯岐美波母」又本集卷三(二八四)に「阿倍乃市道爾相之兒等羽裳」卷十七(三八九七)に「伊時伎麻佐武等問之兒等波母」卷二十四(四三六)に「伊都伎麻左牟等登比之古良波母」卷三(四五五)に「芽子花咲而有哉跡問之君波母」卷十一(二七〇六)に「不飽八妹登問師公羽裳」又卷四(五七八)に「天地與共久住波牟等念而有之家之庭羽裳」卷十二(二八五)に「吾戀度隱妻波母」卷十一(二五六六)に「情中之隱妻波母」二七〇八「名耳所縁之内妻波母」二八〇三「甚者不鳴隱妻羽毛」等あり。この「ハ」モ共に係助詞なるが、先づ「ハ」を體言に添へたるはその體言にてあらはされたるものをさして「これは」の如き意を以て下略の語體をとり餘情を含めて終止したるものにして「モ」はその「何々は」(云々)の下に更に歎息の意をこむる爲に添へて終止とせるなり。即ち上の體言には「モ」を添へて終止せる諸例すべて同じ様のいひ方になれるを見よ。いづれも「何々は如何に」といふ如き意を下に含めて解しうべきを見て、この「ハ」は係助詞の「は」にしてその下に略語あるべき語遣なるを見る



べし。これを單に「はも」といふ一語にして嘆息の辭なりといふ如きは甚だ疎略なることなり。○一首の意 我が仰ぎ尊び奉る皇子尊のここにおはしまして天下を萬代までも知しめさましかねては思ひてありしこの島の宮は、君がかくれまじしかば、今は人けもなくあれはてありし古の姿もなくなりしを見るに、行く末いかに成り行くらむと悲み思へる心をうたへるなり。

(一七二) 島宮、上池有、放鳥、荒備勿行、君不座十方。

○島宮 「シマノミヤ」上にいへる所なり。

○上池有 「ウヘノイケナル」とよむべし。金澤本には「イケノオモナル」とよみたれど、「上」を「オモ」とよむは無理なれば、従ひがたし。神田本には「池上有」とかきて、「イケノウヘナル」とよみたり。考はこれをよしとせり。童蒙抄は「上」は「勾」の誤なるべしといひて、「マガリノイケノ」とよみ古義これに従へり。されど、この誤字説は信すべからず。「池上」と「上池」といづれにても意通すべく、強ひて「池上」とせではあらぬ理由もなければ、普通の本のままによむべし。又美夫君志には上の池は「勾池」と別にして、山の上なる池なりといへれど、これも證なきことなり。下にある「勾池」と同じきか別なるか知るに由なきことなり。

○放鳥 上にいへり。

○荒備勿行 「アラビナユキソ」とよむ。この「アラビ」は粗暴の意の語とは別にして物の疎く遠ざ

かり行くをいふ。卷四、五、五、六に「筑紫船未毛不來者、豫荒振公乎見之悲」左卷十一、二八二二に「櫻領巾乃白濱浪乃不肯緣荒振妹爾戀乍會」屈などその例なり。

○君不座十方 「キミマサストモ」とよむ。「キミイマサストモ」とよみても不可ならず。その由は次にいふをみよ。「十方」は「トオモ」の義によりて假り用ゐたるなり。

○一首の意 島宮の池なる放鳥よ。たとひ君おはしまさずとも、荒び放れ行く事なかれ。君が御形見と見むほどにとなり。

(一七三) 高光、吾日皇子乃、伊座世者、島御門者、不荒有益乎。

○高光 「タカヒカル」上にいへり。

○吾日皇子乃 「ワガヒノミコノ」とよむ。意は上にいへり。

○伊座世者 「イマシセバ」とよむ。「イマス」も「マス」と同じ語なるが、ここは「伊」を加へたれば、「イマス」といふべきは論なし。續日本紀の宣命を見るに、この語他の用言の下にあらず、獨立の用言として用ゐらるる時には必ず「イマス」とかけり。これによりて思ふに、「イマス」が本語にして「マス」はその略せられたるなり。「イマス」とかける例は記紀萬葉共に多きが、一二をあけむに古事記

上卷に「那許曾波遠爾伊麻世婆」日本紀卷九の歌に「區之能伽彌等虛豫珥伊麻須伊破多須周玖那彌伽未能」又本卷二一〇に「鳥自物朝立伊麻之且」などなり。「御座世者」は「イマセバ」とよまれざるにあらねど、然するときは「一音不足するのみならず、おはしますこととなりて事實に合せ



加之下に「マシヲ」とあるに照して考ふるに、ここは必ず假設条件を示すものならざるべからず。これは上の長歌の「シラシメシセバ」と同意なるを言ひかへたるまでのものなり。されば「イマシセバ」とよむべきなり。卷三四五四に「愛八師榮之君乃伊座勢波昨日毛今日毛吾乎召麻之乎」とあるも同じ場合なり。さてかく「イマシセバ」とよむべしとする説のうちにもこれを「イマサバ」といふを延べたるなりといふ説は文法を無視したるものにして不當なり。

○島御門者 「シマノミカドハ」とよむ。御門は島宮の入口なるを宮のかへことばに用ゐたるなれば島の御門即ち島宮をさせるなり。

○不荒有益乎 「益字流布本蓋とせり。されどかくてはよみ下し難し。古寫本の多数に「益」とせるが正しきこと明かなり。よみ方は「アレザラマシヲ」とよむことは古來異論なし。これは上の「イマシセバ」の假設条件に對しての假想的歸結たるなり。

○一首の意 わが親愛畏敬して仕へ奉りし皇子尊のこの世に古の如く坐しますとせば、この島の宮は荒れずにあらましものとなり。これ、その宮に年來仕へ奉りし心には其宮の荒れぬく事の悲しきあまりに云へる也と守部のいへるをよしとす。

(一七四) 外爾見之檀乃岡毛君座者常都御門跡侍宿爲鴨

外爾見之 古來「ヨソニミシ」とよみて異議なし。蓋し「ヨソ」といふ語は純なる國語にあらずし、餘處といふ漢語の輸入せられしならむ。「餘處」といふ語は佛書に多くたとへば法華經壽量

品に「我常在此娑婆世界說法教化亦於餘處百千萬億那由佗阿僧祇國導利衆生」などあり。されど本集中に「よそ」と假名書にせる例少からねば、この頃に國語化せりしことは明かなり。その例卷三三八三に「筑羽根矣四十耳見乍有金手」卷十四三四一七に「與曾爾見之欲波伊麻許曾麻左禮」卷十五三五九六に「之良奈美多加彌與曾爾可母美牟」三六二七に「與曾能未爾見都追須疑由伎」三六三一に「伊都之可母見牟等於毛比師安波之麻乎與曾爾也故非無山久與思乎奈美」卷二十四三五五に「余曾爾能美美豆夜和多良毛」等なほ多し。この句の意は今まではよそに見しといふなるがその「よそ」に見しとは我に關はりなきものとみたりしといふ義なり。

○檀乃岡毛 「マユミノチカモ」とよむ。檀は「マユミ」といふ名の木なり。それを上の長歌にいへる「マユミノチカ」の文字に用ゐたり。

○君座者 「キミマセバ」なり。この眞弓岡を御墓所の地としてそこに君がおはしますによりてなり。

○常都御門跡 「トコツミカドト」とよむ。金澤本には「ツネツ」と訓をつけたれど「つね云々」といふことは古語に例なきことなれば、從ひがたし。「トコ」は常住不變の意「ツ」は「ノ」に似たる古き助詞なり。「御門」は上の「島御門」と同じ用例なれば「トコツミカド」は永久に鎮ります宮の義なり。「ト」は今もいふ助詞なるが、ここは「トシテ」の義にとるべし。

○侍宿爲鴨 「トノキスルカモ」とよむ。「侍宿」は漢文にも用ゐる熟字にして漢書地理志燕の風俗を記せるに「賓客相過以婦侍宿」と見ゆ。今このと同じ意に用ゐたるは日本紀に見ゆ。先づ



雄略卷十一年條に「信濃國直丁與武藏國直丁待宿相謂曰云々」とあり、又皇極三年條に「中臣鎌子連曾善於輕皇子故詣彼宮而將待宿」とあるこれなり。この待宿は古來トノキシテとよみ來れり。「トノキ」は谷川士清が「殿居也謂更番直宿」といへる如し。古來「直字」に「トノキ」の訓を加ふること類聚名義抄にて知るべし。直とは文選の注に「直謂宿禁中以備非常也」と見ゆ。これは御墓所に奉事することをいへるなり。

○一首の意 今まで自分等に無關係のものと思ひたりし檀岡なれども、今は君が御陵所となりたれば、君がとこしなへに鎮ります宮所として、今よりわれらは殿居する事かなといひてかはりはてたる世のさまを打ち嘆きたるなり。

(一七五) 夢爾谷不見在之物乎、鬱悒、宮出毛爲鹿、作日之隅回乎。

夢爾谷不見在之物乎、鬱悒、宮出毛爲鹿、作日之隅回乎。  
夢爾谷不見在之物乎、鬱悒、宮出毛爲鹿、作日之隅回乎。  
夢爾谷不見在之物乎、鬱悒、宮出毛爲鹿、作日之隅回乎。

○夢爾谷 古來「ユメニダニ」とよみ來りしを考に、「イメニダニ」とよめり。「ユメ」は「イメ」の轉じたるにて同じ語なれど、本集中假名書にして「ユメ」とあるもの一もなく、假名書なるはすべて「イメ」とのみあり。二三の例をあぐれば、卷四四九〇に「情由毛思哉妹之伊目爾之所見」卷五八〇九に「麻久良佐良受提伊米爾之美延牟」八五二に「烏梅能波奈伊米爾加多良久卷十五三六四七に「奴婆多末能比登欲毛於知受伊米爾之美由流」など多し。一々あぐるにたへず。「谷」は「ダニ」といふ副助詞をあらはすに借りたるものにして「ダニ」は今でも「いふ」に似たり。  
○不見在之物乎 「ミザリシモノヲ」なり。今までは夢にも見ざりしものとなり。これ下にい

へることの夢想もせざりし事なりといはむとてなり。  
鬱悒 舊訓「オボツカナ」とよみたるを代匠記に「オボホシク」とよみ、童蒙抄に「コ、ロウク」とよめり。按ずるに鬱悒の熟字は支那にてすでに用ゐたるものなり。その例は文選の司馬遷が「報任安書」に「獨鬱悒而誰與語」とありて、李善が注には「鬱悒不通也」とあり。さてこれをいかによむべきか、といふに「オボツカナシ」といふ語は萬葉にも證あれど、その意はこの訓には十分にあたりたりといふべからず。さてこの卷二二〇に「玉梓之道太爾不知鬱悒久待加戀良武愛伎妻等

者」とあるによりてこれが形容詞として用ゐられしを先づ知るべく、次に卷七一「二二五」に「狹夜深而夜中乃力爾鬱之苦呼之舟人泊兼鴨」とあるによりて、これが「シクシキ」活用の語なるを見るべし。然るときは「オボツカナシ」も「コ、ロウク」も共に當らずして、おほほしくとよめるが當るべきを思ふ。さてその「オボホシク」の假名書の例は卷五八八四に「於保保斯久許布夜須疑南」八

八七に「意保々斯久伊豆知武伎提可阿我和可留良」又卷十一「二四五〇」に「雲間從狹徑月乃於保々思久相見子等乎見因鴨」二四四九に「於保保思久相見子等乎後戀牟鴨」卷十五「三五七一」に「於保保思久見都都曾伎奴流」卷十六「三七九四」に「大欲寸九兒等哉」卷十七「三八九九」に「於煩保之久都努乃松原於母保由流可聞」などあり。その十七卷の例にて「オボホシ」といふべきを見る。語の意は「オボロ」の語根に基づくものと思はれ、「オボオボシキ」の意にして、前途の明かぬ不安にして夢地をたどる如き心地なるをいふ語と見えたり。

○宮出毛爲鹿 舊板本「ミヤイデモスカ」とよみたれど、語をなさず。大多數の古寫本に「スルカ」と



よめるを正しとす。代匠記には「ミヤデモスルカ」とよめるがこれも不可ならず。今いづれをとるべきかといふに、契沖がいへるごとく卷十八四一〇八に「美夜泥之理夫利」といふ語あればこれによりて「ミヤデ」とよむ方がよかるべし。「ミヤデ」は宮に出づるにて宮門を出入ることをいへるなり。

○作日之隅回乎 「作」字大多数の古寫本に「佐」につくれり。萬葉集の例を見るに「作」の假名に用ゐたるはこの外七卷二十卷に見るのみにして佐は各卷に通じて頗る多ければ「佐」の方よきならむ。されど「作」を全く用ゐずともあらねば姑くこのまゝにてあるべし。「隅」字金澤本神田本に「隈」字につくれり。案するに隈隅相通じて用ゐる類聚名義抄には共に「クマ」の訓を加へたればいづれにても「クマ」とよむに差支なきなり。さて「回」字宣長は「一本佐田とあるを用べし」といひ守部も其説につきて「佐田をよしとせり。されど今かかる本を全く見ず。疑ふべきなり。思ふにこはもとのまま「サヒノクマ」といふをよしとす。何となれば「サヒノクマ」といふ語は本集中他にも例あり。卷七一〇九に「佐檜乃熊檜隈川之瀬乎」卷十二三〇九七に「佐檜隈檜隈河爾馬駐」とあるが如き明證なり。これらの「さ」は所謂發語にてただ「ヒノクマ」といふにおなじ。檜隈は今眞弓村の南にある一地の名となりたれど昔は和名抄大和國高市郡の郷名に「檜前」比乃とある地にしてその區域は今野口、栗原、平田等に互りての大名なりしことは多くの陵名にても知られたり。即ち欽明天皇檜隈阪合陵(下平田村にあり)「天武天皇」檜隈大内陵野口村、文武天皇檜前安古岡上陵(栗原村)かくて、かの眞弓岡は或はその檜隈の地域内たり

しかもはかられず。若眞弓岡が檜隈の地にあらずともかの御墓に通ふには必ず通らねばならぬ地なれば「サヒノクマミチ」といへるなり。「回」を「ミ」といふこと及びその意は卷一四二の「島回」の下にいへるが「クマミ」といふ語の例は卷五八八六に「道乃久麻尾」とあるにて知るべし。「ヒノクマノアタリチ」といふ義に近し。

○一首の意 かからむ事は夢にも知らざりしものを。今この檜隈の隈回を通ひつつ眞弓の山陵に宮出をするが、あまりにも思ひかけぬことにて夢に夢みる心地のすることよとなり。

天地與共將終登念乍奉仕之情違奴

(一七六) 天地與共將終登念乍奉仕之情違奴

○天地與「アメツチト」とよむ。天地の永久に存在する如くそれと久しからむといふ意にてあけらるなり。かくいふことは古くより行はれしことにて日本紀神代卷二に「寶祚之隆當與天壤無窮者矣」と見え、又卷四五七八に「天地與共久住波牟等念而有師家之庭羽裳」卷十五三六九に「天地等登毛爾母我毛等」の如く、天地と共にといへる外、卷三四七八に「天地與彌遠長爾萬代爾如此毛欲得跡憑有之皇子乃御門乃云々」卷十九四二七五に「天地與久萬氏爾」などいへるあり。

又出雲國造神賀詞に「大八島國乎天地日月等共爾安久平久知行牟」といへり。

○共將終登 舊板本「トモニヲヘムト」とよめり。「天地ト共ニ」は久しきことを強めていへる語なり。古寫本中には「將終をハテム」とよめるあり、類聚古集古葉略類聚鈔「オハラム」とよめるあり、「神田本」終字は「ハツ」とよまれざるにあらねど「ヲフヲハル」とよむを普通とす。而して「ヲフ



と「テハル」とにつきてその意を考ふるに「テハル」は他を然する意にして「テハル」は自然の意を示す。今ここを「テハル」といひては天地と共に終るもの存せざるべからず。然るに、歌の意を考ふるに天地と共に終らむとする者ありてそれをうたへりとも考へられず。されば「テハム」とよめる流布本のをよしとすべし。かく「をへむ」といふは豫想若くは豫定をいへるものなるが、その詞遣の例は卷五、八一五に「武都紀多知波流能吉多良婆可久斯許會烏梅乎利都多努之岐乎倍米」又卷十九、四一七四に「春裏之樂終者梅花手折乎伎都追遊爾可有」又琴歌譜の片降の詞に「阿良多之支止之乃波之女爾可久之己曾知止世乎可爾豆多乃之支乎倍女」などあり。これらはその樂きことをなしをふる由にいへるなることも「終ふ」といふ己上、そのなしをふべきわざなかるべからず。それにつきては新考に「テハムは仕テ終ヘムなり芳樹同説」といへるをよしとす。さてその「樂しきを終へむ」「仕へを終へむ」といへる、その「テフ」といふ語の意は祝詞に屢稱辭竟奉」といへるその「テハ奉ル」といふと同じ意なるべきが、祝詞のは眞淵の祝詞考に「竟は盡すをいふ古言なり」といひ同人の延喜式祝詞解に「竟奉とは其贊稱の辭を不遺落して稱舉し奉るとの義なり」といへるにて今の語にていはば「ある事をしつくす」といふべきを「をふ」といへりしものと見ゆ。

○念乍 「オモヒツツ」なり。「乍」を「ツツ」とよむべきこと、卷一、二五に「いへり」。

○奉仕之 「ツカヘマツリシ」とよむ。「仕奉る」の語は卷一、三八に「いへり」。「仕フ」は實質用言なれど、「奉る」は敬語なり。

○情違奴 「ココロタガヒヌ」とよむ。この語の例は卷十九、四二三六に「光神鳴波多憾嬌携手共將有等念爾之情違奴」とあり。心に豫期せしことの合期せず、意外の事の生ぜる時にいふことばなり。

一首の意 上にいへる所にて略明かなるべし。然るに、古來多くは「天地と共に」をば「皇子を天地とともに久しからむとおもひしと也」略解とやうに説くもの少からず。言ひ方は少しづつ異なれど、攷證、檜婦手、美夫君志みなこの説なり。然れどもかくては「終へむ」といふに打ちあはぬこと新考に論ぜるが如く、又下の句の意味にも打ちあはぬなり。さて「天地と共にをへむ」といふは語の上にては上にいへる如くなるが、その結局は新考の説の如く、とこしへに仕へ奉らむといふ意なるなり。即ち天地のあらん限り御奉公申し上げむと兼ねては思ひてありしが、今や豫期もせざりし大變の生じて、その豫期も遂げられぬ事となりたりとなり。考に之を評して「ひたふるに思ひ入たる心をいふなり」といへるは當れり。

(一七七)

朝日豆流、佐太乃岡邊爾、羣居乍、吾等哭涙、息時毛無。

○朝日豆流 「アサヒテル」とよむ。朝日の照るなり。この下の歌にも「旦日照島之御門爾」二八九とあり。又「朝日照佐太乃岡邊爾」二九二と全く同じ語なるもあり。考には「朝日夕日をもて、山岡、宮殿などの景をいふは集中また古き祝詞などにも多し。是に及ものなければなり。」といひ、略解はこれをうけて「こも只其所の景色をいふのみ」と附言せり。なほこれにつきて檜婦



蘇も遠く... 蘇も遠く... 蘇も遠く...

手には朝日夕日は只何となく續くる語なれども、下に三首までも此の同じつづけのあるを見れば、東宮の鎮すを以て殊更におけるなり」といへり。然れども、この説は契沖が既に「朝日てる佐太ノ岡とつづけたるは古今に夕月夜さすや岡邊と云ひ、拾遺に朝彦がさすや岡邊といへる如く、岡といはむ爲なり。朝日の光いづくはあれど先岡にあたりたるがはなやかに見ゆる故なり。下に朝くもり日の入ゆけはとよめるに思ひ合すれば東宮を朝日によそへて、日の替らす照につけて東宮のかくれ給へるを嘆く意にやともおほしきを、又下に朝日てる佐太の岡邊に鳴鳥とよめるは其意なければ、唯初の義なるべし」といへるをよすとすべく、守部の説は従ひがたし。即ちここは日當のよき、その岡の實際の地勢をいひてたへ辭とせるなるべきが、わざ朝日てるといへるには特に意義あるべきなり。諸家これをいぬは疎かなりといふべし。

○佐太乃岡邊爾「サタノヲカベニ」とよむ。佐太乃岡といふは上の眞弓の丘と相對してある丘陵なるが、その間の區別は明瞭ならずして、一の丘陵の如く見ゆるなり。即ちこの佐太岡の麓には今、佐太村あり、眞弓岡の麓には今、眞弓村あり。而して佐太村は眞弓村の西南にあるなり。これを以て推すに、今の眞弓村の西なるを眞弓岡とする時は今の岡宮天皇陵は眞弓岡にあらずといふべく、今の佐太岡の南の方にその山陵存せり。されば、山陵所在の地は寧ろ佐太岡といふべきなり。然るに諸陵式等に眞弓丘陵といへるを見れば、古へはこの邊一帯の丘陵を眞弓丘といひしなるべく、その一部を佐太の岡と稱へしならむ。

○羣居乍「ムレキツツ」とよむ。眞弓御陵の侍宿所に群れるつづなり。春宮舎人は既にいへる如く、數百人ありしが故に、それらが分番宿衛すとしても、人數多かりしことを想像しうべし。吾等哭涙 流布木「ワガナクナミタ」とよめり。古義には「アガナクナミダ」とよめり。「ワガ」「アガ」いづれにても誤にあらず。さて「吾等」二字を「ワガ」とも「アガ」ともよまむことは如何にといふに、その「われ」と唱ふるものの數人なる由をあらはさむとて「等」字を加へたるものなるべきが、ここは上に群れ居つづといへる如く、數多の舎人あるが故に、「吾等」といふ文字をかけるにて無意義に書けるにあらざるべし。然らばこれを「ワレ」とよむは如何といふに、これは國語の特性に基づく所なり。即ち國語にては一人にても多人數にても「われ」にてよき筈なれば「我等」と書きてよみ方は「われ」わがとよみて差支なかるべきなり。卷三、二五〇「一本云の歌に「珠藻刈處女乎過而夏草乃野鳥我埼爾保里爲吾等者」とある「吾等」を古來「ワレ」とよみ來れるが、この歌は卷十五に重出して、そこには「奈都久佐能野鳥我左吉爾伊保里須和禮波」二六〇六とかければ、「吾等」にて「ワレ」なること著し。さてかく「等」を加へたるは筆者に然るべき心ありてかけるものなるべきに「等」をただ加へたるなりと事もなけにいひ去るものは古人の折角の苦心を認めざるものといふべし。「哭」は玉篇に「哀之發聲」とありて、類聚名義抄には「ナク」の訓あれば上のよみ方正しとす。

○息時毛無「ヤムトモナシ」とよむ。「息」は詩經などに屢止の義に用ゐられ古來「ヤム」の訓ある字なり。







次ののはその體言を受けて、下の語を形容修飾する意にて連體格に立たしめたるものなり。かくの如く動詞の連用形を體言に准じて之をのにて連體格に立たしめて、その形容修飾をあらはすことはこの頃にも盛んに用ゐたることなり。その一二例をいはむに、日本紀天智卷の歌謠に「伊提麻志能俱伊播阿羅珥茹」又本集卷三、三一五に「天地與長久萬代爾不改將有行幸之宮」などあり。これらはただの動詞にあらで、敬意を含めるものなれば、稍趣似たり。されど、全く同じ性質の語にあらず。ここに全く同じ趣なるは卷一、三の「御執乃梓弓」とあるものなり。これもこれも、その詞がサ行四段再活の敬語にして連用形をとり、而して「ミ」を冠したるものが、體言に准ぜられてのにて連體格に立てるものにして、しかも、その連體格は全く名詞に化したるにあらずして、下の體言を形容修飾する關係に立てる點は全く同じ。されば、余はここを、ミタタシノ」とよむべきものなりと主張す。かくしてはじめて、語格上の無理を避くべし。その意はをりをり出立たせ給ひしことあるによりていへるなり。

○鳥乎見時「シマヲミルトキ」とよむ。この鳥は契沖が「鳥は宮の名に非ず。やがて下に見ゆるも勾池の中島なり」といへるをよしとすべきに似たれど、その鳥はひろくその池島ある庭をいへるなり。

○庭多泉「ニハタツミ」とよむ。「泉をツミ」とよむは「イツミ」の「イ」を省きたるなり。「ニハタツミ」とは和名抄に「唐韻云潦音老和名爾波太豆美雨水也」とあるものにして、集中にも屢見ゆる語なり。卷七、一三七〇に「甚毛不零雨故庭立水大莫逝人之應知」卷十九、四一六〇に「爾波多豆美流涕等騰

米可禰都母「四二一四」に「庭多豆水流涕留可禰都母」などこれなり。この語の義は契沖が「タツミは泉なり。夕立村雨などによりて庭に流るる水の泉の涌やうなれば名づくると意得らるるに、文選に馬融長笛賦云秋潦漱其下趾兮云々は竹のまだ笛にきらで嶰谷にある時をいへり。王勃が滕王閣序云潦水盡而寒潭清。かかればには、俄タツミはさきの如くにて雨によりて俄にまさる水の心なるべし。」といひ、冠辭考にも「俄泉の流るるといひかけたる也」といへり。檜婦手には「庭立水の意なるべし」といひたれど、雨水のたまり流るるは庭に限らねば、「ニハ」は「俄」の義をよしとすべし。されど、タツミは直ちに泉の義にあらねば契沖説も全くはうけられず。かへりて檜婦手の「立水の義なる方によるべし。古義には「さきに大原惠敏も邊鄙の言に夕立などのふりて庭に水の流るるをたづみがはしると云り。しかれば、たづみと云る古言片山里に残れり。云々」といへるが、その「たづみ」といふ古言の存せしはよけれど、之を釋して「庭漾水」といへるは如何。「漾ふ水かたづみ」ならば、その古言に「たづみかはしる」といふに矛盾せり。仙覺の萬葉集注釋卷十一「水にたて水ふし水といふ事あり、ふし水とはしたにたまりたれども出流るる事なき水なり。たちみづとはわき出でながるゝ水なり」といへる、たちみづ即ちかの古義にいへる「たづみ」なるべく同時に「このたづみ」なるべくして「たづみ即ち立ち流るる水の義なるべく思はる。而して、ここは流るの枕詞とせるにて、卷十九、四一六〇、四二一四なるも同じ趣に用ゐたり。

○流涙「ナガルルナミダ」なり。この語例は上にいへる如く、卷十九に二あり。(四一六〇)、(四二



一四

○止會金鶴 舊板本「トメヅカネツル」とよめるを童蒙抄に「ヤメヅカネツル」とよめり。されど、童蒙抄以外の諸家、みな「トメヅカネツル」とよめるなり。按ずるに涙に「トドム」とよむこと、上にいへる如く卷十九に二例(四一六〇、四二一四)あるが、「トム」とよめる例は見出でず。されど又涙に「ヤム」とよめる例は萬葉集はもとより古今になきことなれば、ここは「トドム」とよむか「トム」とよむかの外なるべきが「トドメヅカネツル」とよまむには字餘にすぎず、調破るれば「トム」といへる例は見えど古來の如く「トメヅカネツル」とよみてあるべきか。按ずるに「トドム」といふ語は「トム」を重ねて約したること「ツヅク」「ツキツク」の約なるが如く「トドム」の約なるべきかも知られず。然りとせば「トム」といふ語を涙に用ゐること古にありしならむとも思はる。この故に今姑く上の如くによめり。「カネ」は難の意の動詞にてナ行下二段の活用をするものにして、集中に例多し。本卷に「此吾心鎮目金津毛」(二九〇)卷一に「敷妙之枕之邊忘可彌津漢」(七二)など一あぐるにたへず。

○一首の意 今この島即ち庭園を見るに、この島は皇太子の平生出立たせ、まひて見そなはしし島なれば、當時の事の思ひ出されてにはたづみの如く涙出でて止めむとしても止めかねつるよとなり。

(一七九)

橘之島宮爾者不飽鴨佐田乃岡邊爾侍宿爲爾往

橘之「タチバナノ」諸家橘は地名なるべしといへり。従ふべきに似たり。然るに今橘村といふは、上にいひし島莊と隣れる地ながら、飛鳥川を隔ててその西にある地にして、聖德太子にて有名なる橘寺ここにあるなり。然れば、現在の地にていはば、橘と島の莊とは各別の地といふべし。されど、島莊の名はかの馬子の島の邸即ち後の島宮の在るが爲に起りし名なるべく思はるれば、その本來の地名は別に存したりしものと考へざるべからず。かく考ふるときは、この橘の島の宮といふ語によりて橘がその本來の地名なりしことを想像すべく、かくて、古橘といひし地は今の島莊までも包含せしものなるべく思はる。而して飛鳥川は恐らくは今の地よりも東方を流れてありしならむと思はるるふしあり。その事は、一八四の歌の條にいふべし。次田氏の新講には橘樹が島の地に繁殖したる爲の名なりといはれたるが、その意十分にわからず。若し橘といふ地名のこれに基づくといふ意ならば、吾人も或は然らむと贊すべきが、この宮の島の中に橘ありし爲の名といふ事あらば恐らくは然にはあらじといはざるべからず。さて橘の島といへる語は卷七一三一五に「橘之島爾之居者河遠不曝縫之吾下衣」とありてその「橘之島」とここのと同じ所なりといふ説あれど、果して然るか。容易くはいふを得ざるなり。

○島宮爾者 「シマノミヤニハ」とよむ。意ことなることなし。

○不飽鴨 舊板本の訓「アカズカモ」とあり。類聚古集、古葉略類聚鈔などは「アカヌカモ」とよませたり。さて契沖は「アカズカモ」といひ、考及び攷證は「アカヌカモ」とよみ、略解古義と檜燻手とは



「アカネカモ」とよめり。この句の意をば契沖は「意は何の飽き足らぬ所有てか、此宮を除て佐田の岡邊にとのるしに行と悲しみの餘に設て云なり。島の宮におはしましける時の宮仕にあかでと云にはあらざるべし」といひ、攷證にもまた島の宮にはとのるをしたらねばにやあらん今はまた陵所の佐田の岡へもとのるしにゆくことよと也といへるが、もしさる意をあらはさむには「アカネカモ」といひても「アカネカモ」といひても當らぬ事なるに、さる意なりと主張しながら、さるよみ方をせるは自家撞着といふべし。即ち契沖又由豆流の説ける所の意をあらはすには「アカネカモ」とよまずばあるべからず。これ、近世の學者の一致して「アカネカモ」とよめる所以なり。「アカネ」の「ネ」は打消の複語尾の已然形なるが、一般にこの頃の語遣として已然形を以て下に接續して條件を示すこと後に「ば」の接續助詞を以てつづくと同じ趣の語遣たること屢いひし所なるが、その已然形にて接續せる下に「カモ」といふ係助詞を加へて「下」の意を一層委しく結びつけたるものなり。さて、その「飽く」といふ語は十分に満ち足りることをいふ語なれば、ここの「アカズ」といふは、考に「とのいを爲不足歎なり」といへる如き意あるものなるべく思はる。

○佐田乃岡邊爾「一七七」なるに同じ。島庄と佐田の岡とは約一里許へだたれり。

○侍宿爲爾往「トノキシニユク」侍宿は上にいへり。意かくれたる所なし。

○一首の意 皇子の御在世中橘の島の宮の御仕へをせしがそれにては宮仕をしたらぬによりてか、佐田の岡邊へまでもとのるしにゆくことよとなり。これ皇太子のおはしまさずなりて、

島宮に奉仕することの行はれず、佐田の御陵所へ通ふ様になれるを歎きのあまり、その情を幼くいひあらはしたるなり。

(一八〇) 御立爲之、島乎母家跡住鳥毛、荒備勿行、年替左右。

○御立爲之「一七八」にいへると同じ。

○島乎母家跡住鳥毛 よみ方には異論なし。島の宮の御池の島をもわが家として住む鳥もといふなり。「島をも」といへるは如何なる意ぞといふに契沖が「水鳥は水をすみかとする物なれど、能飼ならし置たまへばなつきて中島にもあがりて心やすく遊ぶ意なり」といへり。かくまでの意はあるまじけれど、凡そ鳥といふものすみかとはもとより人の作りたる島などにあるべきものならぬが、年久しく飼ひならさるれば馴れてその島をも本来のすみかの如くにする由をいふと思はる。「鳥も」は「人も」に對していへるものにして言外に宮仕人をも下にいへる如くいへるなり。

○荒備勿行「一七二」にいへると同じ。

○年替左右 「トシカハルマデ」とよむ。「左右」を「マデ」とよむ由は、卷一「三四」にいへり。年のかはるといふことは如何なる義か。今は曆の改まりて年の名のかはるをいふ事なるが、ここは恐らくは然にはあらずして、考に「來らん年の四月までもかく在て御あとをした」といへる如く、皇太子の薨去は上にいへる如く、四月十三日なれば一周年をすぐるまでの意なるべく思はる。











たちてくるといへり」といひ、なほ鷹の字を誤りたるにやともいへるが、冠辭考はこれによりて「かるがもなりとせり。按ずるに鷹は今ガンといふを主とすといへども、古は必ずしもその一種に限らざりしならむ。類聚名義抄には鷹の外、鴻、鷓鴣の字にも、かりの訓あり、新撰字鏡には「鴻に字加利(天鴈の義)鳩、鷓、鷓、いづれも、加利の訓あり。されど、鷹とかける本は一もなく、又鷹を「かり」と訓したる例も一もなければ、カリは雁鳴の類なりといふべく、それ以上の委しきことは今よりして知るべからず。

○ 栖立去者 「スダチナバ」とよむ。「去をナ」といふは「去」の字を複語尾「ヌ」の位置に用ゐたる、その未然形なり。これも「ヌ」の各活用形に「去」一字を用ゐたるなり。その一例をいへば、卷三「二七五」に「何處吾將宿高島乃勝野原爾此日暮去者」同卷「二七四」に「奥部莫避左夜深去來」卷一「三四」に「年之經去良武」とあり。「栖立」とは生育して獨立し飛ぶを得て栖より立ち出で去るをいふ。

○ 檀崗爾 上にいへるにおなじ。

○ 飛反來年 「トビカヘリコネ」とよむ。これには古來異論もなかりしが、近く木村正辭は反變と通用の文字なるからに「反はウツリと訓むべし移の意なり」といへり。いかにも變の字には「ウツル」の語をあてはめうべけれど「反」を變の字の義とするは強言といふべくや。これにつきて新考には「九卷なる詠霍歌にウノ花ノサキタル野邊ユ飛翻來ナキトヨモシ(一七五五)とあるを見れば、トビカヘリは翻り飛ぶ事ならむ。さらば、結句はただ飛ヒ來ヨと心得べし」といへり。この説をよしとす。「來年」の「ネ」は用言の未然形をうけて他に詭ふる意を示して終止する助詞

なることは卷一「二」にいへり。ここは「來」の未然形「コ」をうけたるなり。

○ 一首の意 皇太子の御命によりて、鳥座を構へて飼ひし鷹の子よ。生ひ立ちて栖立ちをする様にならば、この眞弓の岡に飛び通ひ來てわれらと共に皇太子の御靈を慰め奉れとなり。

(一八三)

吾御門、千代常登婆爾、將榮等、念而有之、吾志悲毛。

○ 吾御門 「ワガミカド」なり。わが仕へ奉る皇太子の御宮なり。御門は宮殿の義なること既に屢いへり。

○ 千代常登婆爾 「チヨトコトハニ」なり。「千代」と「常登婆」とを重ねていへるなり。「千代はいふまでもなし。「トコトハ」は又更に「トコ」と「トハ」とを重ねたるなり。「トコ」は常住不變の意なるは、常世「常葉」などいへるにて知るべし。「トハ」も亦略同じ意と見ゆ。古今集第十四「よみ人しらす」の歌に「津の國のなにはおもはず、山城のとはにあひみむ事をのみこそ」といふあり。「トコトハ」といへるは佛足石歌に「己禮乃與波宇都利佐留止毛止己止婆爾佐乃己利伊麻世乃知乃與乃多米云々」とあるなどその例なり。永久不變にの義なり。

○ 將榮等 「サカエムト」なり。意明かなり。

○ 念而有之 「オモヒテアリシ」なり。童蒙抄には「ネガヒツツアリシ」とよみたれど、理なし。

○ 吾志悲毛 「アレシカナシモ」なり。「し」は力強くさし「も」を終止とするは嘆息の意をあらはすに用ゐたり。これ上四字を以て「吾」の連體格に立たしめ、語格より見れば、ただ「吾は悲し」といふの



みにて一首の歌の格をなせるなるが、そのいひ方奇抜にして悲しみの意を力強く適切にあらはせり。

○一首の意 吾が仕へ奉る皇太子は永久にましまし、その御宮はとこしなへに榮えむと思ひてありしに、今かかる世のさまとなりては實にくゝ悲しさに堪へずとなり。

(一八四) 東乃多藝能御門爾、雖伺侍、昨日毛今日毛、召言毛無。

東乃 板本「ヒムガノ」とよめり。古寫本にはすべて「ヒムカシノ」とあり。板本誤りて「シ」を脱したること著し。童蒙抄には「ヒガシノ」とよみたれど、考以下古にかへしてよめり。「ヒムガシノ」といふ語のこと卷一「四八」にいへるが、その例はそこにあけたり。

多藝能御門爾 「タギノミカドニ」とよむ。「タギ」の事は卷一「三六」にいへる如く、今「たぎ」といへるとは少しく異にして「たぎる」意にして、その「タギル」といふ語の語幹の名詞となれるにて卷一「三八」に「多藝津河内」といへるに似たる意義と用法とに立てるものにして水のたぎち流るゝことをいへるなり。「御門」は上にいへる多くの例は宮殿の替詞なるが、このも然りといふ説もあれど、「美夫君志」多くの學者は眞の御門をいふとせり。この説をよしとす。さてこの東の瀧の御門といふ語につきては近藤芳樹の註疏に「多藝は今の瀑布のたぐひにはあらず。ただ勾の池の水の瀧をなして流るゝを瀧といへるなり。禁中に瀧口とて清涼殿の御溝水に流れいづる處のあるが如きたぐひなり。そこにある御門ゆゑに此名あるなり。」といへり。まこと

「たぎ」は「たぎる」の語幹に似たり。今「たぎ」といふ語は「たぎる」の語幹に似たり。今「たぎ」といふ語は「たぎる」の語幹に似たり。今「たぎ」といふ語は「たぎる」の語幹に似たり。

さる事とおほえたり。これにつきて次田氏の新講にはその島宮につきて「二二三頁」この地は最初蘇我馬子が邸宅を營んだ所で、支那式の造園法によつて池を掘り、飛鳥川の水を通はせ、池中に中島即ち島を築いたので云々といひ、又この歌の條には「東の瀧の御門は飛鳥川から引いた水が島宮の池に落ちる處にある御殿即ち後の泉殿のやうなものである。前にも述べた通り、この庭は支那式の造園法によつて造られたもので、中古の寢殿造の庭と同じ形式のものであつたのである。而して引水の落口は池の東にあるのが法式となつてゐるのである。東」と歌つたのはそれが爲である。」といへり。この飛鳥川の水を引ききたることと、支那式の造園法によりたる事とは首肯すべきことなるが、東のといへると御門といへるとの解釋は余は十分に首肯すること能はず。先づ平安朝の庭園は大體その説の如く、東に瀧口を設くる方式によるものにして、之は聖德太子の筆に成ると傳ふる庭地形取圖といふを基とせり。されど、この圖の原則は南面してつくられ且四神相應の地勢即ち北には高山、南は廣き田畑、東に川流西に大道ある地勢に基づきてのものと思ゆるに、この島の地は南高くして北低く地勢は大體に於いて反對せり。されば、必ずしも然りといふべからず。さていづれにしても東に瀧ありとせざるべからざるが、その東に瀧ありとせば、そは水の落口といはむよりは取入口なりといはむ方地勢にかなへり。何となれば、この邊の地勢東は多武峯又細川山の麓にあたりて傾斜著しければなり。或は思ふに、當時飛鳥川の本流又は支流たる細川が、この宮の東を流れてあり、それより水を池にとり入れられしにあらざるか。若し然りとせば、今の島の地と今の橋の地



とは川を隔てずして相續きてありしにあらざるか。或は又然らずとも、細川の水を引きて東よりとり入れられしならむ。この東の瀧はいづれにしても落口にあらざるべきは地勢上考へらるべきことなり。次に、ここに御門とあるは泉殿にあらでなほ實の御門をさせるなるべし。かく考ふる由は支那の制は天子は南面するの主義によりて、南を正面とし、南の門をことに正式の本門としたるにて、本邦にても、朱雀門、承明門、建禮門など、いづれも、最も重んぜられしなるが、さる事の著しかりし平安朝時代に於いても大臣公卿の出仕する際の事實上の正門は東面の御門陽明門「近衛の御門」といふに限られたるにて、之を日の御門といひ重んぜしなり。神樂歌に「このゑのみか」とに「こじおといつ」といへるもこの由なり。これを以て案ずるに支那は南北を經とし、東西を緯としたるに反し、本邦の古は東西を經とし、南北を緯としたること卷一、五二に述べたる如くなるが、その日經のうちにては東を主とすべきは勿論なれば古は東の門を最も重んぜしものなるべく、南を重んぜしは恐らくは支那式宮城のはじめられし後の事なるべく、それもなほ事實の上にては、古來の如く、東面の御門を重んぜしなるべし。果して然らば、ここに東の瀧の御門といへるは偶然の事にあらで、これ即ち當時の正門なりしなるべし。れば特にこれをいひて、舍人の出入する處、又護衛する重要な場所の代表としていへるなるべし。

○雖伺侍 舊板本「サモラヘド」とよみ、金澤本、類聚古集等には「サフラヘド」とよめり。この「伺」字は説文に「候望也」と注し、廣韻に「伺候」と注せれば、候字と通用する字なり。「侍」字は説文に「承也」廣韻

に「近也從也」とあり。而して類聚名義抄には「伺」にも「候」にも「侍」にも「サフラフ」の訓ありて「サモラフ」といふ訓の字は一字も見えず。然るに萬葉集の假名書なるには「サモラフ」といふ語の例あり。本卷一九九のうち「鶉成伊波比廻雖侍候佐母良比不得者」卷二十四三八八に「安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等佐毛良布等和我乎流等伎爾」卷七一七一に「大御舟竟而佐守布高島乃云々」など然り。されど「サフラフ」とかける例一もなし。さればこの頃は専ら「サモラフ」といひしならむ。「伺」も「侍」も共に「サモラフ」の訓あれば、伺侍の二字熟して「サモラフ」といふ語をあらはすなるべく、その熟字は支那に既に用ゐてありしものならむと思はるれど、未だ例を見出でず。

○昨日毛今日毛 舊板本「キノフモケフモ」なり。昨日はひろく、過去數多の日を含めていへりとおほゆ。

○召言毛無 舊板本「メスコトモナシ」とよむ。言は「コト」の音をかりて事の義に用ゐたりといふ説多し。されど「事」と抽象的にいふよりも「言」の義とする方具象的にして意適切なり。即ち御用ありて召したまふ言もきかずとなり。卷三四五四に「愛八師榮之君乃伊座勢波昨日毛今日毛吾乎召麻之乎」といふあり。

○一首の意 鳥の宮の東門なる瀧の御門に伺候して、わが君の御用事もあらむかと思ひて來てど、昨日も今日も召したまふ御言もきかずとなり。

(一八五) 水傳 磯乃浦回乃石乍自木丘開道乎又將見鴨。

○水傳 舊板本「ミヅツテノ」とよめるが、管見には「ミツツタフ」とよめりしより、諸家皆これに従へ



此歌は、水鳥の遊遊する  
磯の磯に、水鳥の遊遊する  
磯の磯に、水鳥の遊遊する  
磯の磯に、水鳥の遊遊する

り。他に例のなき詞ながら文字のままに「ミツツタフ」とよむをよしとすべし。これを冠辭考に枕詞といへれど、實際の事をいひたる詞なりとする新考などの説をよしとす。語の意は契沖は「いそへは水につきてつたひゆけばなり」といひ、古義には「御庭の池の島のめぐりに走らせたる水の磯間々々をつたひて流るるをいへり」といへり。これは水が主格たるものなるべければ古義の説をよしとす。

磯乃浦回乃  
磯乃浦回乃  
磯乃浦回乃  
磯乃浦回乃

磯乃浦回乃「イツノウラミノ」なり。磯は上に荒磯といへると同じものにして、島の石をいふ、浦回も亦上にいへるが、ここは島ある池の汀の浦回のままになれるをさせるなり。

石乍自  
石乍自  
石乍自  
石乍自

石乍自「イハツツジ」とよむ。古義には「イツツツジ」とよめり。「乍」は「ツツ」なるを借り用ゐる、乍自にて植物の「ツツジ」にあてたるなり。さて「石」は「イツ」とも「イハ」ともよみうる字なるが、「イツツジ」といへる語は古今に未だきかぬものなり。「イハツツジ」は本草和名及び和名抄に、羊躑躅の訓として用ゐる、新撰字鏡に茵芋の訓として用ゐる、昔よりある語なるが、實際に於いて今も庭園に植うるには岩石をあしらひにおくものなれば、古も、しかなりしならむ。而して、こはその天然のさま岩石多き地に生ずるによりてならむ。而して鳥宮の庭園には實にかかるさまにはつづじを植ゑてありしならむ。

木丘開道乎  
木丘開道乎  
木丘開道乎  
木丘開道乎

○木丘開道乎 舊板本「モクサクミチヲ」とよみたるが、金澤本には「キミサヘ」とし、類聚古集、神田本には「キクサク」とせり。又季吟の拾穂抄には「コクサクミチヲ」といふ古訓を可とし、童蒙抄は「開は關の誤として、ココセキミチヲ」といひ、考は「木丘」は「森」の誤にして、「シジニサクミチヲ」なりと

いひたり。されど、この所に古本どもに誤字あるもの一も見えねば、誤字説は先づうけられず。又拾穂抄の古訓なりといふ事も今は證を知らねば、従ひかねたり。さて残る所にては、金澤本類聚古集の「きみさへ」きくさく共に道理なければ、従ひかねたり。されば文字のままによむべきならむが、「木」「丘」の二字共に音の假名としたる例他に見ねど、音としては「モク」とよむに差支なかるべきなり。次に「開」を「さく」といふは古今に通じて異論あらざるべし。さて「モク」とは如何なる語かといふに、和訓栞に「茂をよめるは音にあらず、もしくともよくみて神代紀に扶疏をしきも」とよみ、皇代紀に「蒼蔚をもくしけく」とよめる意なり。盛をもるとよむが如し、「一」といへり。これは「もる」の語幹と「も」の語幹とが共通せりといふことなるべきが、けにさと思はれたり。さて、この「も」といふ語を日本紀の訓に用ゐたる例は上の外になほあり。應神紀に「芳草蒼蔚」をもくしけし」とよみ、又顯宗紀に「來目部小楯の事をいひて、歐功茂焉」をもくとよみたり。その他の書にては古語拾遺の古訓に「蕃茂」を「シキモセリ」とよみ、將門記の古訓に「蘭花欲茂」を「モカラムト欲」とよみ、朗詠の古訓には「惠茂筑波山之陰」を「ボシ」とよめり。又毛詩尙書、文選、遊仙窟などの古訓にもこの語屢用ゐられ、色葉字類抄にはその辭字の部に「茂モシ莫候反卉木盛也」と注せり。されば、これは「モシ」「モク」「モキ」といふ形容詞なるべきこと明かなるが、漢字の「茂」を用言化せしものにあらずして古言なるべしといへり。朗詠の「ボシ」は「モシ」の普通なり。意は漢字の「茂」又「蒼」の義にて察すべし。「蒼」は玉篇に「草盛貌」とあり。「開」を花の咲くに用ゐたるは支那に起る。一二例をいへば、梁元帝の樂府に「春花向雪開」、梁簡文帝詩に「柳葉帶風轉、桃











して、その作用の繼續せることをあらはせる語なり。その例は卷四五七八に「天地與共久住波牟等卷五八八〇」に比奈爾伊都等世周麻比都々等あり。その意は新考に「トドマラムといふ意にこそ。住居の意とすれば、御階にてもかなはず」といへるをよしとす。

○一首の意 もとゆかりもなかりし佐太の岡邊に、今は山陵をおかれたれば、我等は分番して宿衛する爲に絶えず往復するなるが、かくしてゐたらば、島の宮のあの景色のよき御橋の上にとどまりて眺めにふけるもの誰一人としてあらむやとなり。

(一八八)

旦覆、日之入去者、御立之、島爾下座而、嘆鶴鴨。

○旦覆 舊板本「旦覆」につくり「アサグモリ」とよめり。されど「且」字は「アサ」とよむべき字にあらず。金澤本類聚古集、古葉略類聚抄神田本には「且」とせり。然るときは「アサ」とよむをうべし。されど「覆」を「くもり」とは直ちによみうべきにあらず。この故に考は「天靄」の誤として「アマダグモリ」とよみ、檜婦手は「旦覆」にて「アサカヘリ」とよみ、古義は「西指」の誤として「アカネサス」とよみ、美夫君志には「旦覆」にて「タナグモリ」とよむべしといひ、攷證は舊訓のままにてよかるべきをいへり。先ずべし。しかする時には「アサ」とよむことは普通なるが「覆」を「クモリ」とよむことは如何といふに攷證に次の如くいへり。「覆は釋名釋言語に「覆蓋蔽也云々とあるごとくおほふ事にて空をおほふ意なればくもりとはよめるなり」といへり。この義によらば「アサグモリ」とよむことを

得ともいふべし。されど「アサグモリ」といふ詞を以て「日」のいるといふに對すること、古今に證なく、又いかにして、かくいひつづくるにか。理なきことといふべし。代匠記に「く」しき説あれど從ひがたし。美夫君志の説は「撥假字の」は奈行の通にて「ナ」と轉じ用ゐる例なりといひ、別記に「委しき説あるが、要をいはずは、此且は悉曇家にて所謂舌内聲の字なれば……ナニヌネノの音に轉ずる例也……猶云はば國名の丹波も和名抄の訓注には太邇波とあり。これを古事記の孝元天皇の段には「且波」と作り。これ且を「タナ」と訓べき明證也」といへり。「タナグモリ」といふ語は卷十三三三〇に「棚雲利雪者零來奴」とあり。空のかきくもり暗くなるをいふことばと見えたり。さらば、美夫君志の説にしたがふべし。

○日之入去者 舊訓「ヒノイリユケバ」とよみて、異論もなかりしが、古義には「ヒノイリヌレバ」とよめり。「去」は「ユク」卷一六二ともよみ、又「ヌ」にあてて用ゐること既にいひたる所なるが、ここにはいづれにても、意義通せざるにあらず。「イリユケバ」とよむときは、次第に入りゆく義となり、「イリヌレバ」とよむときは、入はてたるをいふ意となるが、實際の日につきていふ時は「ユケバ」とよまむ方まされり。この「イル」をば諸家多く暮に及びて日の傾きて入るをいふとせるに、攷證には「暮ゆく事にはあらで、日の雲に入をいへり」といへり。されど、夕日の入るといへること古來いひ來りたることにして、萬葉集にも卷十九四二四五に「日入國爾所遣和我勢能君乎」といひ、又「入日」といへる語一五二一〇、四六六等多し。日の入るは普通の説にて、毫もさし支なきことなり。以上二句を新考に「皇子の薨せしを譬へたるなるべし。夜になるを待ちて池の中島に



おりるて嘆かむことあるべきにあらねばなり」といへり。いかにもこの下心ある事なるべし。されど語の上にはこの事明かに示されず。なべて夕暮はもの悲しきものなれば、その表面の意にてもとより差支なき事なり。

○御立之 此は上の御立爲之(二八〇)と同じ語なるを簡にしてかけりとおほゆ。考には立の下に「爲」を補へり。されど「ミタチセシ」とよむには「爲」なくてはあしかるべきが、余が案の如くはこのままにて「ミタタシノ」とよむに差支なし。意は既にいへり。

○鳥爾下座而 「シマニオリキテ」とよむ。皇子のめで給ひし鳥即ち庭に、御殿より下りて立つなり。然るに契沖は「日暮ゆけば、宮の外方の池島のほとりの舎へ下るる故にしかよめり」とあるが、これは新考に「皇子豈舎人の舎のある處に立ち給はむや、否皇子の立ち眺したまはむ中島に舎人の舎を設けむや」といへる如く、従ふべき説にあらず。

○嘆鶴鳴 「ナゲキツルカモ」なり。鶴鳴共に借字なり。「カモ」は嘆息の意をあらはす。

○一首の意 日も暮方になりて、夕日も山の端に入り行けば、世間もほのぐらくなるにつれて、すろに物悲しく、わが皇太子の御生前にめでたまひて御立ありしこの池庭にわれは下り立ちてありし昔をしのび嘆きつることよとなり。

(二八九) 且日照鳥乃御門爾鬱悒人音毛不爲者眞浦悲毛

○且日照 「アサヒテル」とよむ。「流布本且」に作れど古寫本多く「且」に作るを正しとす。語の意は

鳥乃御門爾 「シマノミカドニ」とよむ。「シマノミカド」は上(一七三)にいへり。鬱悒 上の「一七五」に同じ字あり。ここもおなじく「オボホシク」とよむべし。意もおなじ。この句は一句へだてて「マウラガナシモ」に接する意なれば倒置せるなり。

○人音毛不爲者 舊訓「ヒトオトモセスハ」とよみたり。代匠記には「ヒトオトモセネハ」とよみたるより諸家之に従へるが、古義は「ヒトトモセネバ」とよみたり。古義には説明なけれど「ヒトオト」を約めて「ヒトト」とよめるならむ。かくいひても不可なるべきが「ヒトオト」とよみて悪しきにあらねば、そのままにてありぬべし。「不爲者」は「セズバ」とも「セネバ」ともよみうるものなるが、ここは人の出入も稀に、すむ人もみえぬさびしさをば人の音もせぬといひたるにて、事實によりていへるなれば「セネバ」とよむをよしとす。

○眞浦悲毛 「マウラガナシモ」とよむ。之を釋して考は「眞はまこと、浦は心也」といへり。この語は「うらがなし」といふ一の語に「ま」といふ接頭辭のつけるものなり。「ウラガナシ」といふその「う」は心裏の字の意にして「ウラゴヒ」「ウラコヒシ」「ウラサビシ」などの語をなせり。「ウラガナシ」といふ語の例は卷十五三七五二に「波流乃日能宇良我奈之伎爾」卷十九四一七七に「籬敵爾波海石榴花咲宇良悲春之過者」などあり。その「ウラガナシ」に「マ」を冠したる例は他になければ「マガナシ」といへる例は卷二十四四一三に「麻可奈之伎西呂我馬伎己無」あり。これらに准じて知るべし。まことに悲しといふ意を一語にていへるなり。もは例の歎息の意をあらはせり。



一首の意 且日照る島の御宮は主人皇太子のましましし頃は真に照日の如く盛にてありしが今は出入る人も稀にて人音もせぬ程なれば如何なる事かと夢地をたどる如くたよりなき心地して實に悲しきよとなり。

(一九〇)

眞木柱、太心者、有之香杼、此吾心、鎮目、金津毛。

眞木柱 「マキバシラ」とよむ。眞木即ち檜にてつくれる柱をいふ。檜は上品の材なれば、眞木柱は宮殿の柱をさす。これをフトシの枕詞とせり。その意は、日本紀神代卷下に「造宮之制者柱則高太板則廣厚」とあるにて知るべく、卷六、九二八に「長柄宮爾眞木柱太高敷而」又卷七一三五に「眞木柱作蘇麻人伊左佐目丹借廬之爲跡造計米八方」とあるにて、眞木柱に「太し」といふ由あり。五に「眞木柱作蘇麻人伊左佐目丹借廬之爲跡造計米八方」とあるにて、眞木柱に「太し」といふ由あり。

○太心者 「フトキココロハ」なり。太き心とはををしくすぐれたる心の義にて大丈夫の偉大なる動かぬ心をいふ。

○有之香杼 「アリシカド」とよむ。「香杼共に音をかりたる假名なり。「シカ」は「キ」の已然形にして、それを接續助詞「ド」にてうけたるなり。

○此吾心 「コノワガココロ」といふ。この語遣のさまは卷十七、三九八四に「已能和我佐刀爾」とあるに似たり。わが心をま近くさして「この」とはいへるなり。新考に「ワガ此悲ナリ」といへる如くこの悲みの心をさす。

○鎮目金津毛 「シヅメカネツモ」とよむ。「モ」は例の歎息の意をあらはす。「カネツ」の「カメ」は「難し」の意の動詞にして、卷一にもこの卷の上にも出でたり。「鎮め」は心を鎮靜むる意にして、「ここは」激情をしづめ、心を平靜に保つをいふ。日本紀顯宗卷の室壽詞中に「築立柱者此家長御心之鎮也」と見え、本集卷九、八一三に「彌許々呂遠斯豆迷多麻布等」とも見たり。而してはじめに眞木柱といひて、「ここに」しづめかねつもといへるおのづから、上の室壽詞に由ありて聞ゆ。恐らくは眞木柱は家の鎮めなりといふ如き常套語の當時行はれしものあらむ。

○一首の意 眞木柱の太くたくましが如く、われはををしくすぐれたる丈夫心もちてありしものと自任し、かねては何事にも動ずまじく思ひてありしかど、今ゆくりなくこの皇太子の大故にあひ奉りては哀しみに堪へかねて、心をしづめむと欲すれども鎮むることをえせぬ事よとなり。

(一九一)

毛許呂裳遠、春冬片設而、幸之、宇陀乃大野者、所念武鴨。

毛許呂裳遠 舊訓「ケコロモヲ」とあり。金澤本などには「コケコロモ」とよめるあり。されど、「コケコロモ」とよむべき由なければ、舊訓をよしとす。さて「毛衣」とは何か。契沖は鳥獸の毛を以て織れる衣なりといひ、考には「皮衣」といへり。而して「攷證」と美夫君志とは考に「毛衣皮衣を一にせしを誤なり」といへり。然るに本邦の古に毛を以て織りて衣服の料としたるものありしといふ證一も見出でず。されば毛皮を以てつくれる衣服をば、毛衣とも皮衣ともいひしもの







「行」を「イデマス」とよめるに准へてよむべし。

○宇陀乃大野者「ウタノオホヌハ」とよむ。この地は、卷一にいへる安騎の野なるべし。その地は宇陀郡のうちなればなり。攷證には、書紀天武紀に菟田郡略中到大野云々とあるここ也といへれど、その大野は安騎より一日程を隔て伊賀に近き地にありて別なり。攷證は安騎の野とここを混同せることは、本集一に安騎乃大野とあるも宇陀郡なれば、こなるべしといへるにてしるし。さて、宇陀の安騎の大野なるをかくは略していへるならむ。この野の事は考に「上の卷に宇陀の安騎にて日並斯皇子の御狩たらしし時は來向と人萬呂のよみし同じ御狩の事をここにもいふ也」といへり。

○所念武鴨「オモホエムカモ」とよむべし。童蒙抄に「シノバレンカモ」とよみたれど従ひ難し。この句の意契沖は「其時に至らば有し事の忘れず思ひ出されむとなり」といひ、考には「今よりは此有し御狩の事を常の言ぐさ思ひ種として慕奉らん哉と歎ていふ也」といひたり。考の説をよしとす。

○一首の意 今より後年々冬となり、春となり狩獵に適する時節の近づき來れば、皇太子の獵にいでまししあの宇陀トの安騎の大野の事の思ひ出されて、いつまでも忘るることあるまじと思ふとなり。かの卷一の歌によりて見てもその御狩の思出深き事なりしを想はしむ。

(一九二)

朝日照佐太乃岡邊爾鳴鳥之夜鳴變布此年己呂乎。

○朝日照 上にいへるにおなじ。

○佐太乃岡邊爾「サタノチカヘニ」とよむ。「サタノチカ」は上にいへる如く、皇太子の御陵のある地なり。

○鳴鳥之「ナクトリノ」とよむ。古義には「之は」毛の誤にして「ナクトリモ」ならむといへり。されどさる字ある本一もなく、又「之」にて意通ぜざるにあらねば、もとのまゝにてよきなり。さて「の」は「の」如くの意にして、この上三句を序として舍人等がなくことをいはむ爲におけりといふ説考略解古義婦手と「ふくろふのやうの凶鳥の夜鳴」をするなりといふ説代匠記美夫君志とあり。この意義は下の「夜啼變布」の意義に左右せらるるものなれば、次に至りていふべし。

○夜鳴變布 舊訓「ヨナキカヘラフ」とよめり。古寫本中には「ヨルノナキカナ」(金澤本)「ヨナキカヘラフ」(類聚古集、神田本)とよめるあり。又管見には「ヨナキカハラフ」とよみ、童蒙抄は「變は戀」の誤にして「ヨナキコヒシキ」とよみ、古義は「ヨナキカヘラフ」を可とすといへり。先づここに誤字ありといふ説は證なければ従ふべからず。次に、變字は「カヘル」にあらずして「カハル」といふ語にあたる字なれば「カハラフ」とよむべき筈なり。かくして意通せずば、他のよみをも考へざるべからざれど、それにて意通せば、強ひてかはりたる訓を考ふる必要なし。さて「夜鳴變らふ」といふ語とせば、如何に解すべきかといふに「カハラフ」といふ語は「カハル」といふ語をハ行四段に再び活用せしめしものにして、その語にて示す事の引續き行はるることを示すものなり。かくすれば、下に「この年比乎」といへるにも吻合するなり。さて「夜鳴變らふ」とは、如何なる意ぞとい



ふに代匠記に「年比此きたの岡邊に凶鳥の夜鳴にあしきね鳴つるはかからむとのさとしな  
りけるよと思ひ合てなけく意なり」といひ考には「舍人等のかはるかはる夜のとのいを嘆つ  
するをいふ」といへるは極端の説なり。美夫君志は考の説に基づきて「鳥の鳴聲に依て吉凶を  
知ることは佛説十二縁生祥瑞經にも見えたるが漢籍にもまたあり」とて説文遊仙窟などを證  
とせり。如何にも本邦にては今も鳥の悪しき鳴聲を忌むなどかかる思想の存せざるにあら  
ず古にありては蓋し甚しきものありしならむ。しかれども、さる事ならば、この歌をよめる當  
時の事にあらぬ事になり、此年ごろを「といへるには合致せず。こは蓋し萬葉集新釋に「鳥の夜  
の鳴聲が前とは變つて悲しく聞えることである」といへる如き意なるべし。かく考へ來れば、  
上の句の「鳴鳥之は實際の鳥の鳴聲をさせる語なりといふべし。」

○此年己呂乎「コノトシゴロヲ」とよむ。「年ゴロ」の「ゴロ」は時間をいふ語なれば「としごろ」といふ  
ことばにてたゞ「年」といひてかぞふる時間といふ程の義と見ゆ。さてこの「乎」は「よ」といふに似  
て助辭也と攷證にいひ檜婦手美夫君志等之に従へり。この年頃の間をかはらふといへるな  
れば格助詞の「を」なること新考にいへるが如し。されど、これを格助詞「ヲ」とすれば、とて「ヨナキ  
ワタラフ」と改むる新考の説には従ひかねたり。「カハラフ」にて時間の繼續をあらはしてあれ  
ばなり。

○一首の意 皇太子薨去より引つづき此年ごろの間佐太の岡の邊になく鳥の夜の鳴聲をきけ  
ば常とは變りて悲しく聞ゆることよとなり。これは自己の悲しき情によりて鳥の鳴聲もこ

の比はかはりてきこゆるやうに思はるるをうたへるなり。

(一九三) 八多籠良家夜晝登不云行路乎吾者皆悉宮道敍爲

八多籠良家 舊訓「ヤタコラガ」とよめり。代匠記には「ハタゴラカ」とよみ考には「多」を「豆」の誤か  
とし「ヤツコラガ」とよみ玉の小琴には「良」は「馬」の誤とし「ハタコウマ」とよみ檜婦手には「多」は「箇」の  
誤家は「我」の誤として訓は「ヤツコラガ」とせり。然るに古寫本すべて誤字なければ、誤字説は従  
ふべからず。然れども「ヤタコ」といふ語は他に例もなく、その意も知られず、「ハタゴ」とよむ説  
は和名抄に行旅具に「籠：漢語抄云波太古俗用旅籠二字飼馬籠也」とあるに基づくものにして  
今旅籠の字に見る如く、昔は行旅の具として馬に飼ふ籠をさせるものなるが、その「ハタゴ」をつ  
けて行く馬又その馬子をもさすといふなり。今姑くそれに従ふ。されど、これにて治定せり  
といふべからず。後の學者の考究をまつものなり。

○夜晝登不云「ヨルヒルトイハズ」とよむ。卷九一八〇四に「澤相宵晝不云蜻蛉火之心所燎管」  
卷四七二三に「野干玉之夜晝跡不言念二思吾身者瘦奴卷十一二三七六に「夜晝不言戀度」などの  
例あり。夜晝とそのわかちをいはずとの意なり。

○行路乎「ユクミチチ」なり。

○吾者皆悉 舊訓「ワレハサナガラ」とよみ考には「コトゴト」とよみたり。新考には「サナガラ」とい  
ふ語をよしとし「ソノマ、ニ」といふ意といへり。然るに、皆悉を「サナガラ」とよむべき理由を知



らず。又「皆悉はソノマ、ニ」の意をあらはせる文字にもあらず。いづれにしても道理なしと見ゆ。「皆悉は今悉皆」といふ如く、各字に「ミナ」コトゴトク「の意あるを重ねてその意を確めたるなり。」ことごとといふ語は、ことごとくの語幹にして意同じきことは卷一「二九」にいへり。卷五「八九二」に「布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛」とあるその假名書の例なり。このことごととは何をさしていへるか。これは官道にする事柄に對して「ことごと」といひたりとせば、近世の講釋師の言めきたる事となる。さる語遣のかかる古代にありとは思はれず。これは「我等悉くが」の意なることは争ふべからず。かく數量を示す語が、それに對する本體の語につける「は」といふ助詞の下にあることは國語に於ける一の現象なり。(日本文法講義三五七節を見よ)この關係を明かにせずば「コトゴト」とよみたりとも意は徹底せぬ筈なり。

○官道叙爲 舊訓「ミヤカトソスル」とよめり。然れども「ミヤカ」といふ語あるべくもあらず。多くの古寫本(神田本、西本願寺本、溫故堂本、大矢本、京都大學本等)「ミヤヂトゾスル」とせり。さて考には「ミヤヂニゾスル」とよめりしより後諸家これに従へり。按ずるに集中「ニ」といふ助詞をば下に或る助詞を書けるときにはかかずして加へよますること「者」を「ニハ」とよむが如く例少からねど、「ト」にはかゝる例をさく見えず。されば、「こゝも叙をニゾ」とよむべきならむ。さて「ゾ」の係助詞の故に下の「爲」を「スル」と連體形によむべきなり。宮つかへの通路とする由の意なり。○一首の意 官路には道を守る人ありてみだりに夜行などをゆるされぬものなるが、賤しき奴等の晝夜とその區別なく、心のままに往來する、この眞弓丘、佐太岡あたりの道をばおもひもか

けず我等は一人ものこらず、官仕する爲に往反する道とせるよとなり。これも世のうつりかはりたるさまをよくいひあらはせるものなり。

右日本紀曰三年己丑夏四月癸未朔乙未薨。

○この左注は日本紀卷三十の文を節取して示せるなり。攷證には三年の上に「高天原廣野姫天皇とあるべき也。さなくてはいつの御代の三年かわかりがたし」といへるはさる事のやうにも思はるれど、必ずしも然といふを得ず。何となれば、このはじめこの天皇の御宇といふことを掲げてあれば、その御世の三年なることはいはずして知らるればなり。

○以上の總評として考に曰はく「右は六百人の舍人なれば、歌もいと多かりけむを撰みて載られしなるべし。皆いとすぐれて嘆を盡し、事をつくせり。後にも悲みの歌はかくこそあらまほしけれ」と。

柿本朝臣人麿獻泊瀬部皇女忍坂部皇子歌一首并短歌

○柿本朝臣人麿 上に屢いへり。

○泊瀬部皇女 「ハツセベノヒメミコ」續紀に長谷部内親王とかける御方なり。天武天皇の御子にして忍坂部皇子の同母の御妹におはします。日本紀天武天皇紀下に曰はく「次、穴人臣大麻



呂女櫛類本、作櫛蓋穀之訛媛娘生二男二女。其一日忍壁皇子、其二日磯城皇子、其三曰泊瀬部皇女。其四曰託基皇女」とあり。この皇女の事は續日本紀靈龜元年正月の條に四品長谷部内親王に封一百戸を益さるる記事あり。同天平九年二月の條に三品を授けらるる記事あり。天平十三年三月の條に「己酉日、三品長谷部内親王薨天武天皇女也」と見えたり。

○忍坂部皇子「オサカベノミコ」紀に忍壁皇子とかき續紀に刑部親王とかける御方なり。天武天皇の御子にして、泊瀬部皇女の御同母の御兄にましますこと上にいへる如し。この皇子の事は日本紀天武天皇十年三月の條に詔して帝紀及び上古の諸事を記し定めしめらるる諸員の中に御名見え、同十四年正月の條に丁卯日忍壁皇子に淨大參の位を授けらるることあり。同朱鳥元年八月の條に辛巳日忍壁皇子に封百戸を加へらるる記事あり。又續日本紀には文武天皇四年六月の條に淨大參刑部親王を首として、藤原不比等以下すべて十七名に勅して律令を撰定せしめられ、大寶元年八月條には三品刑部親王以下の撰定せし律令の始めて成れる由の記事あり。大寶三年正月の條には「壬午詔三品刑部親王知太政官事」と見え、慶雲元年正月には封二百戸を益さるる由見え、同二年四月には「賜三品刑部親王越前國野一百町」と見え、なほ「五月丙戌三品忍壁親王薨遣使監護喪事天武天皇之第九皇子也」と見えたり。

○この詞書につきて諸家に種々の異説あり。代匠記には皇女の下に「兼井等の字脱たるか」といひ考には全く誤れりとし、改めて「葬河島皇子於越智野之時柿本人麿獻泊瀬部皇女歌」とし、檜婦手之に従へり。又略解には「忍坂部皇子の五字は次の明日香皇女木隨殯宮云々の端詞に有

しが、ここに入しもの也」といひ、古義には「忍坂部皇子」の五字を他より混入したるものとし、題詞を「河島皇子殯宮之時柿本朝臣人麿獻泊瀬部皇女歌云々」と改めたり。新考はただ「忍坂皇子」の五字を衍なりとして「おそらくはもとは註文にて忍坂皇子同母妹などぞありけむ」といへり。按ずるにこの端書のみにては、如何なる場合の挽詞なるか明かならず。この故にかく種々の説も出でたるなるが、考古義等の説は左注を是なりとして、これをここにうつしたるにすぎざるものなり。然れども、古來かくありて、その事情詳かならずして、或本に左注の記せる如き事ありたればこそ左注も記せるなれ。されば、今更左注を本に立つることはかへりてさかしらなるべし。されば、ここは美夫君志に考の説をあけて、さて「此はさる事ながら各本皆此の如くなれば、しばらく本のまゝにておきつ」といへる如き態度をとるを穩かなりとす。次に「忍坂部皇子」を衍なりとすることも道理あるかの如く見ゆれど、元來如何なる故にかくかけるか明かならぬものなれば、この皇子の御名を除きてもなほ明かならぬ點は同じく残れり。されば、これはいづれにしても明かならぬものなれば、姑くただそのままにさしおく外なかるべし。

(一九四)

飛鳥明日香乃河之上瀬爾生玉藻者下瀬爾流觸經玉藻成彼依此依靡相之婦乃命乃多田名附柔膚尙乎劍刀於身副不寐者烏玉乃夜床母荒良無

禮余卒所虛故名具鮫魚天氣田敷藻相屋常念而玉垂乃越乃大野之且



露爾、玉藻者、埒打夕霧爾、衣者、沾而草枕、旅宿鴨爲留、不相君故。

○飛鳥「トブトリノ」とよむ。これを「アスカ」の枕詞とせり。その意義及び枕詞とせる理由明かならぬ由は卷一七八にいへる如し。

○明日香乃河之「アスカノカハノ」とよむ。この河は古來名高き川なるが、その河は、その源二あり。一は高市郡畑村に發して稻淵村(古の南淵村)を經るによりて稻淵川といひ、一は十市郡今の高市郡多武峯に發して細川といひ、やがてその通る村をも細川村といふ。この二流高市郡祝戸といふ邊にて相會し、北に流れ、廣瀬郡川合村に至りて大和川に入る。今は大川といふべからねど、古は、水量多かりしなるべく思はるるは、この川の水源地を朝廷より保護せられしにて想像せらる。日本紀天武天皇五年五月の條に「勅禁南淵山細川山並莫芻薪」とあるその證なり。

○上瀬爾 舊本「ノボリセニ」とよみたれど「ノボリセ」といふ詞は古今に例なきものなり。代匠記に「カミツセニ」とよめるをよしとす。古事記下卷允恭段に「許母理久能波都勢能賀波能賀美都勢爾伊久比袁字知斯毛都勢爾麻久比袁字知云々」とあり。この同じ歌を本集卷十三に載せたるには「己母理久乃泊瀬之河之上瀬爾伊杵乎打下湍爾眞杵乎格三二六三」とかけり。これによりてよみ方を確定すべし。意義は卷一三八にいへるが、ここは「上流」といふ程の意にみるべし。

○生玉藻者「オフルタマモハ」とよむ。この語の假名書の例は卷十四に「於布流多麻母能三五六一」とあり。玉藻はただ藻をたゞへていへること卷一「二二三」「二四四」「五〇」「七二」にいへり。

○下瀬爾 舊本「クダリセニ」とよみたれど、代匠記に「シモツセニ」とよめるとよしとす。その故は「上瀬爾」の條を見よ。下流といふ意にみるべし。

○流觸經 舊本「ナカレフルフル」と訓し、古寫本中には「ナカラフルフル」(西本願寺本「ナカラフルフル」)「溫故堂本」などよみたり。契沖は舊訓によりたれど、その後の諸家多くは異説を唱へたり。考は「ナカレフラヘリ」とよみ、玉の小琴は先づ「ながれふれふるとよめるはひかごとなり」といひ、考の説を否定して「是はふらばへと訓べき也」といひ、古義は一面本居説に賛成を表しつつ、自己は「ナガレフラフ」とよむべしといひ、なほ本居説の如くよまむには「流觸羽經」といふ「羽」の字脱たるならむといへり。さて本居の説は古事記雄略卷の歌に「本都延能延能字良婆波那加都延爾淤知布良婆閉那加都延能延能字良婆波斯毛都延爾淤知布良婆閉」とあるに基づきたるものなるが、「觸經を」フラバへとよみうべきか如何。本居の説には「經の字はへとかふとかは訓へし」といひたるが、その點はよしとして、「觸を」フラバの語に宛つることをば如何にして説明しうべきか。本居説を繼承せる諸家の説を見るに、この點につきては多くは無責任なり。ただ新考には本居説をあけてきて曰はく「此説に基づきてナガレフラバフとよむべし。經はハフとはよまれねば、もしハフとよむべくば、經の上に羽を補ふべし」と云へる人(古義もあれど、日ヲフ絲ヲフなどのフは元來ハフの約なれば、經の字は安んじてハフとも訓べし)といはれたり。この説一往聞えたるやうなれど、よく考ふるに、フがハフの約なりといふ事の證は一も存するを知らず。されば、吾人の立脚地としては從ひ難き事なり。かくの如きことなれば「フラバフ」といふ語をあらはす爲に「觸經」の二字を用るたりとは如何にしても考ふべからざるなり。さて



又一步を譲りて、この二字を「フラバフ」とよみうるものと假定して、さてその「フラバフ」といふ語が果してここに適するか如何を顧みむ。古事記傳(四十二)「淡知布良婆聞は落觸なり。布禮を布良婆聞と云は延て活かしたる言なり」とありて今のこの歌を例としたるなれど、果してこの説の如く信じて可なりや。しかも古事記の歌なるは、とにかくに上枝の葉が落ちて中枝に觸れ中枝の葉が落ち下枝に觸ることと解するものとして、さてこの歌の玉藻は如何。木葉の落るが如く切れて流れて藻が下つ瀬に觸るといふ義なりとするか。然らば、下つ瀬に觸るといふ事は如何なる事をなすにか。木の上枝中枝下枝の如く明かに、空間的に個別的なる場合にこそ落ちて觸るといふべけれ。水流の如きは一連續をなせるものなり。若しある瀬に觸るといふ事をいふべくば、そは水面より上にあるものが落ち、又は垂れて水面に觸るる場合の外には瀬に觸るといふことあるべきにあらず。この故に「フラバフ」といふ語が「觸」字の意義あるものとしても、吾人は之に従ふべき所以を知らず。されば吾人は本居説は何等従ふべき理由を知らずといはむとす。文字のよみ方よりいひても文字の意義よりいひても。然らば之を如何によむべきかといふに、余は大體に於いて舊のよみ方をよしと思ふ。さてその意義について契沖曰はく「流フレフル」とは、上瀬の玉藻のなびき下て、下瀬の玉もにふれふるなり。經の字日本紀に觸と同じくふると訓す。又此集第十二にも、妹とふれなむと云に、二つのふれに此字を用たり。字書に「いまだ見及ばすと、いへども定て子細あるべし」。假令、此所は觸の訓ならで經歷のふるを借て用と云とも子細なし」とあり。契沖は、上つ瀬の玉藻のなびき下

て下瀬の玉藻にふれふるなりといひたれど、下瀬の玉藻といふべきものは歌に全くあらはれてあらぬ事なり。惟ふに契沖も亦觸字にとらはれてその字義にて説かむとせるが故にここに窮せるなり。彼の契沖に反對する諸家も亦觸字の義にとらはれてその範裡を脱すること能はざるなり。余思ふにこの觸字は所謂宛字にして「フリ」といふ語を示す爲に用ゐしならむ。抑も觸字のあらはす意の動詞「フル」は普通に下二段活用なれど、古くは四段活用なりしなり。その證は、木集卷二十四(三二八)に「於保吉美能美許等可之古美伊蘇爾布理宇乃波良和多流知知波波乎於伎豆」などにて知るべし。されば、こはその連用形とし「フリ」とよみうることは疑ふべからず。かくて下の經は「フ」とも「へ」ともよむべきが、又その連體形として「フル」とよむべきは更に疑ふべきにあらず。ここに余はこの觸經の二字は「フリフル」といふ語をあらはす爲の借字と思ふ。その義は觸にも經にもあらずして「振」の字の義の動詞を重ねて「ふりふる」といへるなりと思ふ。その意は左に振られ、右に振られ、ゆらくと水流のままに靡きふることを重ね言としていへるならむと考ふ。かくの如き詞遣の例は卷一「二」の歌に「けぶりたちたつ」かまめたちたつといへるにても知るべし。この故に余は「ナガレフリフル」とよみて、上の如き意に釋すべきものと主張す。さてこの句の下に脱せる句ありとて、守部は「下瀬爾生玉藻者上瀬爾靡觸經を補ひ、さて曰はく此四句十三字今何れの本にもあらざるははやく同字の多かるを見混へて脱せる也。此は上の四句と合せて八句二聯の對なれば調べにとりても必ずなくては有るべからず。又此四句なくては次の彼依此依靡相之と云る序辭の例に叶ひがたし。故令



補之。もし是を私事と見ん人は古への歌を聞わくる耳も目もなき心也。人麿大人の御魂はよろこびましなにかしとまで極言せり。されど、こはただ對句を調へたりといふまでにして、必ずかくせずしては歌にならずといふ程の大事件にもあらず。按ずるに、こは本居の説の如く、ながれふらばへとよみては、かの古事記の歌を誰人も思ひ出づれば、それにひかれて、今一二句の對あらまほしく思へるが爲なるべきが、下つ瀬に生ふる玉藻の上つ瀬に靡きふるとは何の義ともいふべからず。水の逆流するをいへるにか。殆ど常識にては考へられぬことなり。而して、次の「彼依此依靡相之」といへる序辭の例に叶ひがたき由いへるは、自ら流ふらばへとよめばこそあれ。余がよむ如くにせば、更にかかる強言をなす必要あらず。

○玉藻成「タマモナス」とよむ。その語は、卷一「五〇」にいへり。「靡相之」さまを形容するに用ゐたる語なり。

○彼依此依「カヨリカクヨリ」とよむ。本卷一三の歌に「彼縁此依」とかき、一三八の歌に「ここと同じ文字にてかけるが、意はそこと同じ。この語を導く序として、上に「流れふりふる」といひたるなるが、川の藻が靡き流れて水流にゆられて彼方により、此方による如くといへるなり。

○靡相之「舊板本「ナヒキアヒシ」とよみしを考に「ナビカヒシ」とよめり。按ずるに、これ「ナビキアフ」といふにあらずして「ナビク」を波行四段に更に活用せしめて、その事の繼續する事をあらはせる語なれば、「ナビカヒシ」とよむをよしとす。この「ナビク」は上「一三五」に「玉藻成靡宿之兒乎」とある「靡き宿ぬる由をいへるなり。即ち傍に添ひ臥したるをいふなり。「一三五」を見よ。

○孀乃命乃「舊板本「イモノミコトノ」とよめり。古寫本には神田本に「ツマノイノチノ」とよみ、温故堂本に「ツマノミコト」とよめるが、代匠記には「ツマノミコト」とよめり。「孀」を「ツマ」の語に用ゐたる例は卷一「一三」にいへり。こは「ツマノミコトノ」とよむをよしとす。さてこの「ツマノミコト」とは何方をさすかといふに、契沖は「此孀は假てかけり。注に依るに河島皇子の御事なれば、正しく夫の字を書べし」といへり。古事記上卷の八千矛神の御歌に「和加久佐能都麻能美許登」とあるは、女性をさし、又卷十七「三九六二」に「波之吉與志都麻能美許登母」とあるも、卷十八「四一〇二」に「波之吉餘之都麻乃美許登能」とあるも、おほくは女性の方にいへり。されど、かく決定的にいふべきにあらず。下の「玉」といふ語に照せば、この歌の主題となれる人は女性なれば、それに對してこはなほ男性にして夫の義なるべし。

○多田名附「タダナツク」とよむ。この語の例は、卷六「九二二」に「立名附青垣隱」卷十一「三一八七」に「田立名付青垣山之」といひ、古事記景行卷に「多多那豆久阿袁加岐夜麻若母禮流夜麻登志宇流波斯」日本紀景行卷にも「多多難豆久阿烏枷根夜摩許葬例屢夜麻苦之于漏波試」とあり。これを枕詞なりといへり。如何にも「青垣」に對しては枕詞の如くなれど、今のこには枕詞とはいふべくもあらず。この場合には、攷證に「和らかなる單衣などの身に親しく疊り付を妹が膚の和らかならびきたたなれるにたとへていへる也」といへる如き意と見ゆ。

○柔膚尙乎「舊訓「ヤハハタストラチ」とよめり。攷證には荒木田久老の説によりて「ニコハタ」とよむべしといひ、古義に「ニキバダ」とよむべしといへり。按ずるに「柔」字は柔和の義にて「ヤハシ」の



語幹として「ヤハ」ともよむべく、又「ニギブ」の語幹にて「ニギ」ともよむべく、又「ニゴヤカ」の訓あるに  
 よりて「ニゴ」ともよむべきなり。而して意も大抵異なることなれば、いづれと定むべきかと  
 いふに、なほ本集中の假名書のものをも主として據とすべきなり。然るときは名詞に冠して「ヤ  
 ハ何」といへるはなく、「ニギ何」といへるに假名書のはなく、「ニゴ何」とあるは卷十一「二七六二」  
 垣之中之似兒草爾故余漢<sup>カニ</sup>などに「こくさ」に「こよか」といへる語多けれど、これは草の名又は副詞  
 なるべければ、必ずしも據とすべからず。されば「ニギテ」古語拾遺に「和幣」に「古語爾伎弓」<sup>ニギ</sup>  
 ミタマ日本紀神功哀紀に「和魂此云珥伎彌多摩」などの例に准じて「ニギハダスラヲ」とよむをよ  
 しとすべし。かく膚の柔なるをたたふるは古來主として女性につきていへれば、上の「ツマ」は  
 女性なる如くなれど、下の「玉」もに照せば必ずしも然らざるを見る。「尙乎」は「スラヲ」とよめり。  
 「尙」は漢語にては「猶」と通用する義あるものを國語の副詞「スラ」にあてたるなり。「スラヲ」といへ  
 る例は卷九「一六九八」に「春雨須良乎間使爾爲」<sup>ハルサスラ</sup>卷五「八九二」<sup>サムヨスラ</sup>「寒夜須良乎」などあり。又卷三「三八二」  
 に「雪消山道尙矣名積叙吾來並二」とかけるは今の例なり。これは後世までも用ゐたる助詞に  
 して、一事をあけて他を類推せしむる意を以て下に來る用言の意義を裝定するものなり。

○劔刀「ツルギタチ」とよむ。本卷「二一七」に「劔太刀身二副寐價全」とあり。又卷十一「二六三七」に  
 「劔刀身副妹之思來下」<sup>ツルギタチニシメガオモヒクミ</sup>又卷十四「三四八五」に「都流伎多知身爾素布伊母乎等里見我彌」<sup>ツルギタチニシメガオモヒクミ</sup>  
 いづれも同じ趣の語なり。之を枕詞といへるが、これは卷四「六〇四」に「劔太刀身爾取副常夢見  
 津」<sup>ツルギタチニシメガオモヒクミ</sup>卷十一「二六三五」に「劔刀身爾佩副流大夫也」<sup>ツルギタチニシメガオモヒクミ</sup>などは事實をいへるものなるが、こゝは身に副ふ

といふ語を導く爲におけるなり。即ち刀劔は人の身を放たず、取りおぶるものなればなり。  
 ○於身副不寐者「ミニソヘネバ」とよむ。「於」は漢語の助辭にして國語の「ニ」に似たるものなる  
 が、それを漢語の本來の意義と用法とによりて「身」の上に置きたるなり。その夫君の逝去せら  
 れて、ひとりねなるをいはれたるなり。

○烏玉乃「流布木、烏玉」に作れど、義をなさず。大多數の古寫本、烏に作るをよしとすれば、今改め  
 たり。「ヌバタマノ」とよむ。この語は本卷「八九」に「奴婆珠乃」とある條、又「一六九」の「烏玉」の下に  
 いへり。そこにいていへる如く、これは射干といふ草の實なるが、小き黒色の球狀をなせるによ  
 りて「烏玉」とかけるなり。その草は和名抄に「本草云射干一名烏扇」とあり。卷四「六三九」に「夜干  
 玉能」<sup>ツルギタチニシメガオモヒクミ</sup>卷十一「二五八九」に「黒玉夢不見」<sup>ツルギタチニシメガオモヒクミ</sup>などみな然り。「夜」の枕詞とするはもと「黒き」の枕詞とする  
 より、夜は暗きによりて轉用したるなり。

○夜床母荒良無「ヨトコモアルラム」とよむ。夜床は夜の臥す床なり。日本紀仁德卷に「瑠用廻  
 虛鳥那羅倍務者彌破」<sup>コアラナラベムキキ</sup>と見ゆるも、「サ」は接辭にして同じく夜床なり。本集卷十八「四一〇一」に「奴  
 婆玉乃夜床加多左里」<sup>バカモノヨドカサリ</sup>などの例あり。「あるらむ」は攷證には上の「荒備勿行」<sup>アラビナクイ</sup>「二七二」と同じ意の由  
 にいへども、「荒ぶ」と「荒る」とを同一語とするは不當なり。これは上の「一六八」の「皇子乃御門之荒  
 卷惜毛」の「荒る」と同じ意なり。考に曰はく「古へは旅行しあとの床をあやまちせじと謹む也。  
 死たる後も一周はしかすれば、塵など思みてはらはねば、荒らんといふ也」といへり。以上第一  
 段、この歌によめる主人公の境遇を想像したるなり。「らむ」といふ語はこの爲におけり。



○一云何禮奈牟 一本の説をあげたるなるがこの文字のままならば「カレナム」とよむべし。然るに「何字類聚古集神田本等には「阿」とせり。然らば「あれなむ」なり。然れども、本行の方まされり。

○所虛故「ソコユエニ」とよむ。この語の事上の「一六七の條にいへり。これは第一段に述べたる點をうけてそれをさして「そこ」といへるなり。

○名具鮫魚天 舊訓なほこの下の「氣留」までを一句として「ナクサメテケル」とよみ、なほ下の方を「數相屋常念而」を「シキモアフヤトオモヒテ」とよみたるが、かくて讀み下しうるやうなれど、意通ぜず。古來難解の一として諸説紛々たり。今一々之をあげず。略解に荒木田久老の説をあけて云はく「魚は兼の誤留は田の誤にて、なぐさめかねてしたしくもと訓べしといへり。しかあらたむれば、或本の公もあふやと有にもよくつづけり」といへり。いかにもこの説の如くなるべし。然るに、今傳はる諸本一も「魚」を「兼」につくれるものを見ざれば、確にしかと定めがたけれど、かく考ふればその意よく通じ然せずば、意通ぜざるが故に今姑くこれに従ふ。但し本文は漫りに改むべくもあらねばなほ後の研究を待つ。鮫は今も「サメ」とよみ、和名抄に「佐米の注あり。かくて借字とせしなり。「ナクサメカネテ」は自ら心を慰めむと欲して、しかも慰むるに能はぬをいふ。

○氣田敷藻 「田」字流布本「留」字とせり。舊訓は上にいへるが如し。而して久老の説は「留」は田の誤にして「ケタシクモ」とよむべしといへり。古寫本中金澤本類聚古集に「田」字をかきたれば、田の字を正しとして、久老の説を當れりとすべし。「ケダシクモ」といへる例は卷十二「三一〇五」に「蓋雲吾戀死者」卷十七「四〇一一」に「氣太之久毛安布許等安里也等」とあり。なほ卷四「六八〇」卷七「一一二九」卷十二「一五四」に「蓋毛」とかけるも皆この語なり。その意は今の「げだし」と同じ意にして、萬一の場合を推量想像するものなるべきが、この頃はかく「く」の形をとれることもしに對してもしくは「といふ形の語のあると趣稍似たり。

○相屋常念而 舊訓にいへり。久老の上の訓につれて、ここを攷證などには「アフヤトオモヒテ」とよめり。古義は「こは皇女の御うへを申せる語なれば、かならず御念オモホシとあるべき所なり」といひて「御」字を補へり。されど、さる本一もなければ、從ひがたきのみならず、歌には必ずしも敬語を用ゐぬものなれば從ひがたし。見え逢ふことありやと思ひてなり。

○一云公相哉登 一本の説に「キミモアフヤト」とありとなり。考にはこれを本文に立てたれど、必ずしも改むるに及ばず。

○玉垂乃「タマタレノ」とよむ。下の「越」の「ヲ」の枕詞なり。さて玉垂とは如何なるものか。倭訓栞に「珠簾の略なるべし」といひ、楯の婦手には「玉に緒をつらぬきてたるるをいふ」といへり。この玉に緒をつらぬきてたるるものとは如何なるものにして何に用ゐるものか、これを明確に説明せるものを見ず。又「玉すたれ」といふ説は本集に「玉たれのをす」といへる語卷六「一〇七三」卷十一「二三六四」同卷「二五五六」あるより後世あやまれるものなるべきが、それは「小簾全體に關するものにあらずして、ただを」といふ語のみに關するものなることは、この歌と次の歌とによ



りて知るべく又「眞玉付ヲチコチ云々」といへるにても知るべし。さてそは玉を緒につらぬくより「を」にかけて枕詞とせりといふ事は疑なけれど、玉垂といふ名を有する實物は未だ明かなりといふを得ず。筑後國に有名なる高良玉垂神社ありて、高良玉垂命を祭れりといへども、その祭神實は詳かならず。「高良」は但し「カワラ」にして甲冑の古名なれば、ある著しき神の遺物を神實とせしか。然るときはその「カワラ」と「玉垂」とを祭れりといふべきに似たり。その「玉垂」といふもの若服飾とせば、支那にいふ玉佩といふものをさすにあらざるか。これは當時唐風の服飾として、禮服には必ずあるべきものたりしなり。姑く記して後の參考に供し、且つ後賢の研究を待つ。

○越乃大野之 舊訓「コスノオホノ」とよみたり。代匠記に「ヲチノオホノ」とよめり。これは反歌の一説に「乎知野」とかき、又左注に「越智野」とあるに同じ地をさせるものたるべく、代匠記の説をよしとす。「越」を「ヲチ」にあてたるは字音を用ゐたるなり。卷五、六、七、四に「眞玉就越兼而」卷十三、二、九、七、三に「眞玉付彼此兼手」などを見て知るべし。さてその「ヲチ」といふは、何處ぞといふに、今の和國高市郡に今越智岡村ありてその大字に越智及び北越智といふ地ありてその邊の野原をさせるものと見ゆるが、今その大字「越」とかきて「こし」とよべるは即ち古の「ヲチ」を「越」字にてかけるを後世に讀みあやまりしものと考へらる。この地には皇極天皇の山陵ありて、延喜式には越智岡上陵と記せるが、これをば日本紀天智卷第六年に「小市岡上陵」と記せり。「小市」越智同じ語なるなり。この御陵は越智の南の丘陵の南の部にありて、よくその名にあへり。

「大野」といへるはたたへ語なり。ここは蓋し、その夫君の葬所たるべし。

○且露爾 「アサツユニ」とよむ。「朝の露」になるが、草原を分けて來れば朝露にぬるものなる故にいひたるものにして、これは藤原都より越智野に來る途上をうたへるならむ。

○玉藻者溼打 舊板本「タマモハヒツチ」とよめり。古寫本中に「ヒチヌ」と訓せるもままあり。されど「打」を「ヌ」とよむべき道理なければ従ふべからず。まづ「玉藻」の「藻」は借字にて「玉裳」なるなり。「玉」は美しき山のたたへ詞なり。裳は女性の禮裳の一にして、袴の上につくるものなり。この語によりて、この歌の主人公と立てたるものは女性なることを知る。「溼打」を「ヒツチ」とよむは「ヒヂウチ」の約まれるものなるべし。「溼」は「泥土」の二字の合したるものなるが「泥」の俗字なる由、廣韻に見えたり。類聚名義抄に「泥」に「ヒヂ」の訓あり。今いふ「ドロ」の古言なり。「溼打」とかけるは卷三、四、七、五にも「展轉溼打難泣」とあり。又卷十三、三、三、二、六には「展轉土打哭杼母」とあり。この「土打」も又「ヒツチ」とよめり。さて果して「ヒツチ」といふ語ありて、ここをかくよみてよきかといふに、卷十五、三、六、九、一に「安佐都由爾毛能須蘇比都知由布疑里爾己呂毛豆奴禮豆」卷十七、三、九、六、九に「赤裳乃須蘇能波流佐米爾爾保比比豆知底」といふ假名書あるによりて、當時かくいへる語あるのみならず、この假名書の例はいづれも、裳の裾のひづちたるなるが、この歌のも、裳なれば、同じ趣の事をよめりといへれば、古の訓のあたれるを見るべし。さて、その語の意は如何といふに、契沖は「ヒヂ」なりといへり。「ヒヂ」は濡るる事なり。其れより後種々の説あれど、要するに「ヒヂ」と同語なりとするにありて、その説明は「つちの反ちなれば、ひちを延ていへる言にて